

# 民生福祉常任委員会記録

令和7年8月26日

【開催日】 令和7年8月26日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後5時30分

【出席委員】

委員長	奥良秀	副委員長	吉永美子
委員	中岡英二	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	山田伸幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行		
-----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	福祉部長	尾山貴子
福祉部次長兼子育て支援課長	石田恵子	福祉部次長兼高齢福祉課長	田尾忠久
保険年金課長	西崎大	保険年金課課長補佐	田中洋子
保険年金課国保係長	村田直美	保険年金課国保係主任	荒井理世子
保険年金課収納係長	川村和寛	保険年金課年金高齢医療係長	水野雅弘
保険年金課年金高齢医療係	垣村里絵		
高齢福祉課技監兼包括支援センター所長	荒川智美	高齢福祉課課長補佐	竹内広明
高齢福祉課主査兼高齢福祉係長	藤永一徳	高齢福祉課主査兼介護保険係長	別府奈緒美
高齢福祉課介護保険係主任	木口屋裕樹	高齢福祉課介護保険係主任	末永久美
高齢福祉課地域包括支援センター所長補佐	岡手優子		
子育て支援課課長補佐	野原崇史	子育て支援課子育て支援係長	藤田浩子
病院事業管理者	矢賀健	病院局次長兼事務部長	古川真一
病院局事務部次長兼総務課長	光井誠司	病院局総務課主幹	伊藤佳和子
病院局総務課主査兼購買係長	室川正一	病院局総務課庶務係長	梅田典子
病院局医事課長兼診療情報管理室長	佐々木秀樹	病院局医事課医事係長	岸田理恵

【事務局出席者】

事務局長	石田隆	庶務調査係長	山田寿実子
------	-----	--------	-------

## 【審査内容】

- 1 議案第58号 令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 2 議案第60号 令和6年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 3 議案第59号 令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 議案第62号 令和6年度山陽小野田市病院事業決算認定について
- 5 所管事務調査 病院事業報告について
- 6 議案第75号 山陽小野田市児童館条例を廃止する条例の制定について

---

午前9時 開会

---

奥良秀委員長 皆さんおはようございます。ただいまから民生福祉常任委員会を開会いたします。審査内容につきましては、お手元のとおり進めてまいりますので、議事の運営に御協力のほどよろしく申し上げます。早速入ります。1番、議案第58号令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、執行部より説明を求めたいと思います。

西崎保険年金課長 それでは、議案第58号令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明します。決算書の説明の前に、本日お配りしております資料で令和6年度決算の概要を御説明したいと思いますので、資料の御用意をお願いします。令和6年度決算の概要をまとめております。少しボリュームがありますので、主要なページのみ御説明させていただきます。表紙の次の1ページをお願いします。令和6年度決算の歳入を整理しております。国民健康保険料や繰入金が増となったものの、保険給付費の減少に伴う県支出金が減となったため、

前年度比3億2,298万3,000円減の70億1,788万9,000円となりました。2ページをお願いします。歳出決算額を整理しています。保険給付費や国民健康保険事業費納付金の減により前年度比3億9,120万9,000円減の68億5,490万9,000円となりました。詳細は決算書で説明します。次に、3ページをお願いします。先ほどの歳入・歳出決算について、グラフを使って構成割合を表しています。国保会計は、簡単に説明しますと歳出の保険給付費は、歳入の県支出金で賄われます。また、歳出の国民健康保険事業費納付金と保健事業費の財源として、保険料を徴収し、県支出金の一部と一般会計繰入金を充当して、不足する分を基金から繰り入れるという仕組みになっています。4ページをお願いします。令和6年度の主要事業と制度改正をまとめています。まず、1の「マイナ保険証への移行」です。昨年12月2日から「マイナ保険証」に移行し、これまで使い慣れた紙の保険証がなくなるという、健康保険において大きな変革となりました。今年の7月31日をもって紙の保険証の期限が切れましたので、被保険者の方から多数のお問い合わせがありましたが、マイナ保険証の利用について丁寧に御説明し、御理解を頂いております。なお、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付しています。次に、2の保険料率の見直しです。被保険者の減少や医療費の増加などにより、国保財政が厳しい状況が続く中、持続可能な運営を行うため、平成23年度以降13年ぶりに保険料率の改定を行わせていただきました。3と4については、記載のとおりとなっております。ここで訂正ですが、4のペイジー口座振替受付サービスの導入、令和6年7月から開始と書いてありますが、令和6年10月でございます。令和6年10月に訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。5ページをお願いします。被保険者数・世帯数の推移になります。これまでもお伝えしておりますが、被保険者数・世帯数はグラフのとおり年々減少傾向にあります。令和6年度末の被保険者数は、9,891人となり、1万人を切っております。これにより、今後も保険料収入や国保財政への影響が懸念されるところです。次の6ページと7ページは、被保険者の年齢階層と所得階層を掲載

していますので、御確認いただければと思います。続いて、8ページをお願いします。医療費の推移になります。棒グラフの本市国保に係る医療費（入院、外来等の総額）は、コロナ後の令和3年度以降は横ばい傾向でしたが、令和6年度は大幅に減少しました。また、折れ線グラフのほうの1人当たりの医療費についても、年々増加傾向にありましたが、令和6年度は減少に転じました。これは、団塊の世代の後期高齢者医療への移行を背景に、被保険者数が6.6%減少したことが主な要因と考えられます。9ページをお願いします。保険料調定額の推移です。棒グラフの保険料調定額の総額と、折れ線グラフの1人当たりの保険料調定額は、ともに年々減少傾向にありましたが、令和6年度は増加に転じました。これは、保険料率の改定によるものと、賃金や年金収入等の所得の増加の影響と考えています。10ページをお願いします。保険料収納率の推移です。令和6年度の現年度分の保険料の収納率は、96.08%で、前年度より0.49ポイント低下しましたが、96%以上の高い収納率を維持しています。11ページをお願いします。保険料率を掲載しています。令和6年度の赤字の部分の料率を改定させていただきました。今後も将来収支や基金残高等に注視しながら、適正な保険料率の設定を検討していきたいと考えております。12ページは、保険料の滞納状況等を掲載しておりますので御確認ください。13ページをお願いします。事業費納付金の推移です。平成30年度の制度改革により、県が財政運営の責任主体となった以降、県に納付している事業費納付金は、被保険者の減少に伴って減少傾向にあるものの、折れ線グラフの被保険者一人当たりの事業費納付金の負担額で見ると、年々増加傾向にあります。14ページをお願いします。基金残高の推移になります。令和6年度末の残高は6.8億円で、令和元年度に10億円あった残高は、3.5億円減少しました。今後も、持続可能な国保財政の運営を行っていくため、基金残高に注視する必要があると考えています。15ページ以降については、保健事業についてですので、決算書の説明の際に御説明いたします。以上で、令和6年度決算の概要についての説明を終わります。それでは、改めまして、令和6年度決算について、決算書に沿って御説明い

たします。まず、決算書の27ページをお開きください。歳入歳出決算総括表になります。予算現額72億4,529万8,000円に対しまして、歳入額は、70億1,788万9,254円、歳出額は、68億5,490万9,372円となりました。形式収支は1億6,297万9,882円の黒字となり、同額が翌年度への繰越金となります。続きまして、決算の詳細につきまして、決算事項別明細書にそって御説明いたします。まず、歳出からさせていただきます。決算書の402、403ページをお開きください。1款総務費は、総額で1億3,544万3,217円となりました。1項総務管理費は、職員の人件費やマイナ保険証の導入経費、システム運用関係の委託料、404、405ページにかけて、アウトソーシング関係の委託料、国保連負担金等によるもので、総額は1億2,500万6,759円となりました。405、406ページの中段、2項徴収費は、賦課徴収に係る経費やペイジー口座振替受付サービスの経費として、1,035万2,458円となりました。3項運営協議会費は、国民健康保険運営協議会委員への報酬で、8万4,000円となりました。令和6年度は、2回開催しました。下段の、2款保険給付費は総額で、49億7,731万872円となりました。1項療養諸費、1目療養給付費の42億3,511万7,565円は、被保険者の医療費のうち、保険者負担額になります。406、407ページをお願いします。2目療養費の2,432万2,558円は、柔道整復や補装具等に係る保険給付分です。2項高額療養費、1目高額療養費は、6億9,751万6,900円、3目高額介護合算療養費は、42万7,860円となりました。これら、1項療養諸費及び2項高額療養費で支出した給付額については、後ほど歳入で御説明しますが、県補助金の保険給付費等交付金により全額交付されます。次の3項移送費の支出はありません。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、被保険者が出産した場合に1件50万円を支給するもので、17件、850万659円を支給しました。5項葬祭諸費、1目葬祭費は、被保険者が死亡した場合に、葬祭の主催者に5万円を支給するもので、94件、470万円を支給しました。6項傷病手当金の支出はありません。408、4

09ページをお願いします。3款国民健康保険事業費納付金は、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分の総額、15億4,689万6,338円となりました。続いて、4款保健事業費は、総額で6,843万110円となりました。1項保健事業費、1目疾病予防費は、各種保健事業に係る経費で、1,807万5,324円を支出しています。個別の事業について、資料に掲載しておりますので、資料の15ページをお願いします。1目疾病予防費の事業一覧になります。各事業の内容、実績等を掲載しています。個別の説明は省略しますが、各事業を効果的かつ継続して実施していくことで、被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化に努めているところです。再度、決算書にお戻りください。410、411ページです。上段、2目ははり・きゅう施術費は、はり・きゅう施術費に対する補助として、128万4,400円となりました。次の2項特定健康診査等事業費は、特定健診及び特定保健指導に係る経費で、5,035万4,786円となりました。こちらも資料で説明しますので、再度資料の続きを御覧ください。資料の16ページです。特定健康診査の受診状況ですが、令和6年度の実績は、表の右側、対象者7,455人に対して受診者数は3,046人で、受診率は40.9%となりました。確定値は11月頃になる予定ですが、昨年度と比較して1.5ポイント上昇しています。表の下に受診率の向上に向けた取組として、受診勧奨事業を掲載しています。左側の、対象者の受診歴等に併せて7パターンの勧奨はがきの送付や、右側の、対象者のかかりつけ医を記載した勧奨はがきを送るなど、健診の受診意欲を駆り立てるような工夫をすることで受診率向上に取り組みました。このような成果が、受診率の数値として表れていると考えています。次に、資料17ページをお願いします。特定保健指導の実施状況です。令和6年度の実績は、表の右端、対象者281人に対して実施者数は、29人で、実施率は10.3%となっています。令和6年度の対象期間中に保健指導をスタートし、まだ実施中の方がおられますので、最終的には19%程度となる見込みです。表の下の実施率の向上に向けた取組として、利用勧奨事業を実施しており、医療機関や民間事業所に委託し、特定保

健指導の対象となった方に対して、電話等による勧奨を行い、保健指導につなげる取組を行っています。これらにより、非常に低かった実施率が、前年度比で8.8ポイント上昇する見込みであり、実施率向上に向けた取組の成果が表れていると考えています。再度、決算書の410、411ページにお戻りください。中段下の、5款基金積立金は、令和5年度決算において繰り越された余剰金等を国民健康保険基金に積み立てており、9,524万8,701円となりました。6款諸支出金の、3,158万134円は、保険料の過誤納に対する償還金や、次のページにかけて国・県からの交付金の精算に伴う返還金等によるものです。412、413ページの、8款予備費の支出はありません。以上、歳出合計68億5,490万9,372円となりました。歳出の説明は以上です。続きまして、歳入について説明します。決算書の392、393ページをお開きください。まず、1款1項1目国民健康保険料の現年度分・滞納繰越分を合わせた収入済額の総額は、9億3,662万9,179円となりました。収納率は、資料で説明しましたとおり、現年度分が96.08%、滞納繰越分が17.74%となりました。次の、2款国民健康保険税の収入済額は、6万2,653円となり、保険税は、令和6年度をもってすべて完納となりました。次に、一番下の3款使用料及び手数料は、督促手数料等による収入で、50万5,050円となりました。394、395ページをお願いします。4款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、マイナ保険証の制度開始に伴うシステム改修、加入者情報のお知らせの発送、周知広報に係る経費に対する補助金で、862万4,000円の交付を受けました。次に、5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金のうち、1節普通交付金49億6,409万928円は、歳出でも説明しましたが、市が保険給付費に要した費用と同額を県から交付されたものです。2節特別交付金1億8,334万7,000円は、市町村国保の財政状況や実施する事業等に応じて交付されるもので、保険者として努力を行う市町村に対して交付される保険者努力支援分や市町村に特別な事情がある場合に交付される特別調整交付金分、また、特

定健康診査等負担金分などが交付されています。一番下の6款財産収入の50万4,701円は、国民健康保険基金の運用利息です。396、397ページをお願いします。7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の総額は、5億5,313万1,353円となりました。国の基準に基づく一般会計からの繰入金で、保険料軽減に対する財政支援及び国保財政基盤の安定化のための保険基盤安定繰入金、人件費や一般管理費に対する職員給与費等繰入金、その他保険料軽減制度等に対する財政支援として繰り入れております。398、399ページをお願いします。2項基金繰入金は、被保険者の保険料の負担軽減や国保財政の安定化を目的に国民健康保険基金から、2億4,860万4,000円を繰り入れております。次に、8款繰越金の9,475万4,314円は、令和5年度からの繰越金です。9款諸収入の2,763万6,076円は、延滞金や療養諸費返納金、次ページの保険給付費差額返納金、過年度収入等によるものです。以上、歳入合計70億1,788万9,254円となりました。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりました。それでは、審査に入りたいと思いますが、歳出から進めてまいりたいと思います。402、403ページ並びに詳細な資料を頂いていますので、こちらの資料のほうからの質疑がある場合も、ページを言ってもらってからの質疑を求めたいと思います。それでは質疑に入ります。どうしましょかね。資料のほうから行きましょか。資料の1ページ目、2ページ目から質疑はありますか。

山田伸幸委員 国民健康保険税が、これで完済ということなんですけど、物すごく長い間かかってきて、利子もついてきているんじゃないかと思いません。利子分はどれぐらいになったんでしょうか。

西崎保険年金課長 残りがもう少なくなっておりますので、延滞金はたしか徴

収してなくて、この本税だけで6万3,000円の納入になったはず  
でございます。

山田伸幸委員 人数としては、何世帯というか何人なんですか。

川村保険年金課収納係長 こちらの令和6年度決算額に載っております金額の  
対象者については、1名になります。

中岡英二委員 1ページの諸収入の中で、前年度に比べて、延滞金はかなり減  
っていますよね。これはどのような仕方で減ったんですか。

川村保険年金課収納係長 延滞金につきましては、納付が遅れている方につい  
ては、納付の勧奨の通知をお送りして、なるべく早めに納付をしてくだ  
さいとお願いすることで、減少につながったのではないかと考えており  
ます。

奥良秀委員長 1ページ、2ページよろしいですか。

山田伸幸委員 高額療養費についてお聞きします。これも減っておりますけれ  
ど、これも単に全体的な人数の減少に伴う金額の減少なんですか。

村田保険年金課国保係長 高額療養費については、医療費の減少のところと連  
動しているのですが、高額な医療を受けられていた方が国民健康保険の  
資格を喪失されたことにより、医療費が減少した。これによって高額療  
養費も減少したと認識しています。

奥良秀委員長 喪失した理由は何かあるのでしょうか。

村田保険年金課国保係長 社会保険への加入と死亡によるものです。

山田伸幸委員 マイナ保険証で高額療養の窓口手続をしなくても受けられるということなんですけど、その利用状況は分かっておりますか。

村田保険年金課国保係長 マイナ保険証の利用に伴いまして、今、おっしゃられたとおり、マイナ保険証で受診された際には、その場で、自己負担の限度額までで抑えられるという仕組みになっております。このため、このたびの7月31日で健康保険証の有効期限が切れた際に、限度額認定証についても、マイナ保険証をお持ちの方については発行していない状況ですけれども、その発行件数そのものも減っております。数字については、今から確認をします。申し訳ありません。

奥良秀委員長 今は資料の1ページ、2ページからの質疑を求めています。

前田浩司委員 2ページ、歳出の3番の国民健康保険事業納付金です。先ほど説明があったかもしれませんが、若干金額が減っている要因をいまい度教えていただけますか。

奥良秀委員長 資料の13ページに説明がありますが、いいですか。（うなづく者あり）

西崎保険年金課長 事業費納付金の簡単な仕組みは、県が、山口県全体の責任主体になっておりまして、保険給付費を全額負担します。その財源として市町村から、事業費納付金を県が集めます。その事業費納付金を県に納付するために我々は保険料を徴収したりという流れでございます。県がこの事業費納付金を算定するときに、山口県全体の保険給付費を試算して、それを市町村に、配分して納付金を納めてもらうという仕組みなので、山口県全体の医療費が下がってくると、この事業費納付金の総額は下がってきます。ただ一方で、本市だけ特殊で、令和6年度医療費が下がったんですけれども、全国も県も、総体的に医療費総額は数パーセントずつ上がっています。また、市の被保険者数の現状や医療費の水準に

よって配分しますので、山陽小野田市は少し下がってきていると思っていただければと思います。この山陽小野田市の医療費の減に応じて、事業費納付金の総額も下がったと思っていただければと思います。

奥良秀委員長 今ので下がった理由は分かりましたか。（発言する者あり）いや、多分、今の説明ではちょっと分からないと思うんですけど、根本的な理由は何かあるんですかね。

西崎保険年金課長 すみません。今、医療費総額が上がると言いましたけども、たしか山口県で見ると、少しずつ医療費の総額が、被保険者が減ることに応じて下がってきている。被保険者数の状況でも配分するので、被保険者数も減ってきているので、山口県全体で事業費納付金の総額が減ってきている。ですので山陽小野田市が納付すべき金額についても総額が下がってきていると思っていただければと思います。逆のことを言いました。失礼いたしました。

山田伸幸委員 医療費総額について、この宇部山陽小野田圏域は、非常に医療費が高い地域と言われてるんですけど、納付額にも、そういった高い医療圏域での納付金の増額とか、この他地域に比べて多いとか少ないとかはあるのでしょうか。

西崎保険年金課長 事業費納付金は、先ほども申しましたけども、被保険者数の現状とか、市の所得状況、あと医療費水準で決まります。この医療費で言いますと、山口県の中でいうと、山陽小野田市の医療費は上から3番目です。非常に医療費水準が高いというのは、これまでも御説明してきたとおりでございます。ほかの世帯数の被保険者数の現状とかで算定しますので、事業費納付金でいうと、たしか7番目ぐらい。中庸ですね。いつもほかの県でも山陽小野田市は中庸ですけども、事業費納付金の額でいうと7番目ぐらいだったと思っております。

奥良秀委員長 医療費水準が高い理由は何かあるんですか。

西崎保険年金課長 これは、よく西高東低と言われますけども、全国で見ても山口県は医療費が高い。令和6年度を見ますと山口県は全国で2位でした。山口県の中でも西高東低、宇部市とか下関市とか山陽小野田市は医療費が非常に高い。一方周南市とか下松市とかは医療費が低い。よく言われるのが病院の数です。西のほうが、大きい病院がたくさんありますけれども、医療費は病院の数に影響するとよく言われています。あとは地域性とか、もう少し言うと、何か食べ物とかも影響があると聞いたことがありますけれども、医療費水準が高い主な要因は病院の数と言われております。

山田伸幸委員 以前、宇部、山陽小野田は高度医療が多く行われてると聞いたことあるんですけど、そういうことはないのでしょうか。

西崎保険年金課長 そうですね、やはり西のほうに、この近くでいうと、山口大学の医学部附属病院もありますし、下関市にも大きい病院がたくさんありますので、恐らく高度な医療ができる病院が西のほうに集中しているという理由ではないかと考えております。

奥良秀委員長 資料に戻ります。1ページ、2ページから質疑を求めます。

山田伸幸委員 保健事業費等医療費の関係はどのように見ておられますか。

西崎保険年金課長 8ページの医療費の推移でございまして、先ほど村田が令和6年度医療費が減った理由を少し述べました。高額な医療が関わっている被保険者の喪失があった。それも一つの要因ですし、ここに書いてあるとおり、被保険者数が6.6%も減っております。それも一つの理由で、もう一つは、医療費適正化保健事業をずっと継続して行っておりまして、その成果についても、いくらかということとは分かりませんが

も、継続して保健事業をやってきて、特定健診の受診率等々も上がっておりますので、そういった目に見えない成果についても医療費が減額になった成果ではないかと、我々は分析しているところでございます。

山田伸幸委員 国も力を入れて特定健診を始めたり、いろいろな事業を行うことに対して補助金も出してきてるわけですよ。やはり、この保健事業というのは、医療費も下がりますし市民も健康になるという観点で、やはりもっともっと力を入れる必要があるんじゃないかなと思うんですね。特に受診率が若干ずつ伸びていると。ただ、進んでいるところを見ると、6割とか7割とかいってるところもあるので、やはりそういったところとの違いといいますか、山陽小野田市は県内では高いほうかもしれませんがやはり、先進地に比べるとまだまだ足りていない。その辺については、何か対策等あるいは、先進地の事例検討とかされているんでしょうか。

奥良秀委員長 令和6年度の実績を見られて、今後どうされるかという話だと思います。

西崎保険年金課長 特定健診だけのことではなくていろいろな保健事業があつての成果になりますけれども、特定健康診査だけ申しますと先ほども言ったとおり、令和6年度は40.9%と、40%を超えておまして、令和6年度で見ますと、県内1位になります。今まで2位だったんですけど、見込みは県内1位の数字です。確かに先進地は60%とか超えるところもありますし、小さい町とか、村とかはやはり率が高いです。それほど個別にフォローができるというか、アプローチができる。我々ぐらいの市になると、その個別のアプローチまでがなかなか難しく、一人一人当たればそれは増えますでしょうけれど、今、勸奨はがきなど、いろいろな勸奨事業をやっており、効果は出ております。少しずつではありますけれども、そういったいろいろな場面で、いろいろな媒体を使って勸奨するのは、効果が出ていると私は認識しておりますので、これを

継続しつつも、確かに先進地の取組がありますので、いろいろな研修に出たり、担当者がそういった情報収集しておりますので、取り入れられるところは取り入れていきたいと考えております。ありがとうございます。

村田保険年金課国保係長 先ほどの高額療養費の関連で限度額認定証の発行数についてですけれども、令和6年度に発行した数字、332件のうち、このたびの年次更新マイナ保険証への取組に移行してから発行したのは、104件になります。これはマイナ保険証にされていない方々に送付しております。

奥良秀委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に移りたいと思います。3ページは大丈夫ですね。特に質疑はないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）その次の制度改正についても、予算とか、度々定例会の中で説明を受けております。質疑はありますか。

山田伸幸委員 マイナ保険への移行が進んでおられる方は何パーセントぐらいいらっしゃいますか。

村田保険年金課国保係長 マイナ保険証の連携状況について、本市では、令和7年6月末時点の数字ですが、国民健康保険の被保険者数9,891人に対して、連携者数は7,565人で、割合にして76.48%になります。

山田伸幸委員 そのうち、マイナ保険証として利用された方の率も分かるんじゃないでしょうか。

村田保険年金課国保係長 利用率については、令和7年5月末時点の数字になりますが、山陽小野田市では国民健康保険については45.90%になります。

山田伸幸委員 では、いろいろ医療機関窓口でトラブルとか報告されているんですけど、本市ではそういった状況は、担当課のほうに上がってきているのでしょうか。

村田保険年金課国保係長 トラブルといたしますか、今回7月31日で保険証は、国民健康保険についてはもう有効期限を迎えまして、医療機関においては通常オンライン資格確認システムとあって、オンラインで国民健康保険なり保険の資格情報を確認します。そちらのほうは、全国的に保険証の期限を切ったために、サーバー容量がたくさんになってしまって、すぐ連携できなかったというのは、数日、お問合せを頂いておるところです。また本市については、被保険者証番号の変更もありましたので、その点についても問合せが幾つかあったと認識しております。

奥良秀委員長 今、御答弁いただいたのは、令和7年度中の内容も入ってますかね。

村田保険年金課国保係長 入っております。（「そうですよね」と呼ぶ者あり）令和6年12月2日の保険証への移行時については、特にトラブル等の問合せは聞いておりません。失礼いたしました。

奥良秀委員長 今回は令和6年度の決算認定をしておりますので、答弁もそのことを考えながら御答弁いただければと思います。

中岡英二委員 マイナ保険証の移行について、今、山田委員から質問がありました。令和7年3月31日現在のマイナ保険証利用率が43.01%と資料の中にはありますが、これ全国的に見て高いほうなんですか、低いほうなんですか。

村田保険年金課国保係長 国のほうが33%ぐらいの推移になりますので、全

国的に見ると高いほうだと考えております。

中岡英二委員 分かりました。この4番目の中にペイジー口座振替受付サービスの導入が令和6年10月からとあります。銀行に行かなくて市役所に設置している専用端末にキャッシュカードを通して利用できるということなのですが、これは全ての銀行に対応できるんですか。

川村保険年金課収納係長 現在七つの銀行を対象としております。内訳としましては、山口銀行、西京銀行、山口県信用金庫（後刻「山口県信用組合」に訂正）、ゆうちょ銀行、山口県農業協同組合、山口県労働金庫、西中国信用金庫となります。

奥良秀委員長 山口県信用金庫ってありましたか。訂正をお願いします。

川村保険年金課収納係長 山口県信用組合です。失礼いたしました。

中岡英二委員 この実績報告書の43ページで、ペイジーの口座振替受付サービス導入事業で登録件数が254件、この登録件数というのは何ですか、利用者数ですか。

川村保険年金課収納係長 この254件につきましては、口座振替の申請があった件数になります。

吉永美子副委員長 ペイジー口座振替受付サービスの導入でお聞きしたいと思っております。このたびの決算書の中の口座振替受付等業務委託料23万6,310円がこれになると思ってよろしいですか。

川村保険年金課収納係長 ほかにも委託料以外にも、機械器具費に27万5,000円。それからシステム運営負担金として13万3,000円。あとは、登録された際の手数料であったり、消耗品費が加えて計上されま

す。

吉永美子副委員長 予算のときには、この業務委託料については、令和6年度のみとの御説明があったと思います。その際に、口座振替が予算のときのベースで34.7%というお話があったと思うんですが、この導入によって、要は令和6年度末でどこまで上がったんでしょうか。

川村保険年金課収納係長 その割合が出し方によって、多少変わる形にはなるんですけども、令和6年度の決算時点での件数による割合で計算しますと、現在口座振替の割合は40.3%になります。

吉永美子副委員長 市としては、金額がある程度かかっているけれども、この口座振替受付サービスを導入したことが、大きく口座振替に移行していただくことに貢献をしているという評価をしておられるということでしょうか。

川村保険年金課収納係長 そのとおりです。

中岡英二委員 このペイジー口座振替は、広報紙か何かでいろいろ宣伝されますか。

川村保険年金課収納係長 広報紙や、市役所のデジタルサイネージを活用しての周知、または一斉に国民健康保険加入者の方に通知を送る際にも始まりますということで宣伝をさせていただきました。

中岡英二委員 その結果が254件の登録者件数ということですか。

川村保険年金課収納係長 そのとおりと考えております。

中岡英二委員 これ、多いと思われませんか。どうですか。

川村保険年金課収納係長 この254件のほかに、従来の紙での口座振替の申請も受けております。令和5年度の実績で言いますと、このときはまだペイジーでの登録が始まっておりませんでしたので、1年間で360件の申請を受けておりました。令和6年度は、ペイジーによる申請254件のほかに、紙での申請326件も併せて受けておりますので、口座振替全体として考えますと、前年度比1.6倍の申請を受けております。

奥良秀委員長 4ページまでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）次に行きます。5ページの「推移」です。被保険者数と世帯数が減ってますよと。こちらはよろしいですか。理由のほうも後期高齢者医療制度へ移行ってことですか。

山田伸幸委員 この被保険者数、世帯数の推移と、それからその次のページの年齢階層別を併せて考えると、来年再来年この3年間ぐらいで、さらに大きな減少となって、ひょっとしたら、7,000世帯ぐらいまで、一気に減少していくんじゃないかなと思うんですけど、その点ではどういう見通しを立てておられますか。

西崎保険年金課長 これは、被保険者数の減少ですけども、主に、後期への移行ということで、毎年大体1,000人ぐらい後期に移行します。もう一つは今の社会保険の加入要件が少しずつ拡大しておりますので、そういった要因もあって、この被保険者数の減少は、これ山陽小野田市だけではなくて、全国的に減っていくのではないかと考えております。そこで、保険料収入の影響であったり、高齢者が減ってくると医療費が下がってくるという要因もあるといえはるんですけども、やはり被保険者数が減るといことは、規模的にも小さくなって、いろいろな影響が出てくるのではないかと考えております。

山田伸幸委員 特に団塊の世代というのは、やはり現役でばりばり働かれています。

て、それなりに年金収入もあって、割と所得の高い方が多かったのではないかなと見ているんです。となると、そういった方がおられなくなると、今度は1人当たりの負担が、随分大きくなってしまいうんじゃないかなと。先ほどの基金との関係でもすごい心配してるんですけど、もう基金で繰り入れるのも限界が見えてきておりますので、その辺で新たな対策といいますか、これは国に対してやっぱり上げていかないといけないと思います。やっぱり地方自治体で高い保険料となってしまうたら、せつかく、納付率が高くなっていたのが、9割を切ってしまうような状況が想像されるんですけど、その辺で県の組合辺りでその辺の対策というか、国に対してもっと交付金を増やせとかいった働きかけ等はされているんでしょうか。

西崎保険年金課長 この国保財政が厳しいのは、やはりもう構造的な問題ですよ。国民健康保険は、自営業の方が中心であったり、高齢者の方も中心である、イコール所得水準というか、下がるということは保険料も少なくなるということで、一方で高齢者が多いということは医療費も高いので、もう構造的な問題があって、それに対して、国から様々な財源といいますか、財政支援が行われております。国保関係の情報を見ますと、国保の保険料の負担が社会保険の1.6倍なんです。なので社会保険は事業主負担などがあり、国保の負担は社会保険の1.6倍ということで、確かに、我々は国民健康保険を払っていらっしゃる方に、毎年賦課していても、高くて申し訳ないなっていう気持ちもありますし、保険料率上げるときも大変心苦しいんですけども、かといって基金が枯渇して、運営できなくなったらいけないので、そういったところも見ております。要望等に関しましては、市長会とか県知事会とかでも、毎年のように国に要望しておりますし、我々はそれに賛同する形で、個別に要望等は出しておりませんが、これ、国保全体の取組の問題ですので、そういったところが要望されることに対して注視しておりますし、賛同しておるといような状況です。

山田伸幸委員 この6ページの表を見ると、本当に所得の高い人たちが国民健康保険からいなくなっていて、確かに、高齢者で疾病を抱えている方も減るかもしれませんが、さっき言われたように、今でさえ社会保険料に比べて非常に高い保険料となっていると。私も、毎月の保険料の支払いにこんなに引かれてという思いを持っているんですけど、やはり今、言われたようにもっと積極的に県が固まって、国に対してこんな財政でやっていけないということをもっと上げていくべきではないか、少なくとも、今、おられる皆さんが、そういう共通の認識をお持ちであるならば、やはり県に対しての働きかけをもっともっと強くしていかないと、もう市民がまた上がった、また上がったというふうに苦しむんじゃないかと、それなりの努力をやっぱり、山陽小野田市も県の先頭に立っていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

西崎保険年金課長 県内の市町が集まって、そういった協議をする場があります。なかなか本市の場合は、保険料率を少し上げても、それがすぐに保険料に結びつかないというような市でもあるので、そういったところも考慮いただくように、機会と場所を探して要望してまいりたいと思います。ありがとうございます。

奥良秀委員長 今、ページとしては、5、6、7ページまでいってますね。山田委員の質疑は7ページまで入ってます。

山田伸幸委員 7ページは念頭になかったんですけど、この傾向というのは、もう以前から私が市議会議員になってからずっと、所得200万円以下の割合が8割で、この割合はほとんど変わっていないんです。それだけ、300万円から400万円のぐらいの人たちに物すごく大きな保険料負担という形で乗っかっているんですよ。高い人たちは、それは払えると思うんです。ですけど、ここを見たら分かるように、非常に少なく、10世帯台ですよ。やっぱりその辺で、特に以前、仕事に関わっていた関係で、所得200万円、300万円、400万円辺りの人が、一番

保険料の負担に苦しんでおられると思うので、やはり、最高限度額を少々上げても、あまり影響がないと思うんですけど、その辺どうですか。

奥良秀委員長 決算についてやっておりますので、その範囲内で答えることを答弁願います。

西崎保険年金課長 この所得階層に応じて保険料率を考えております。令和6年度、保険料率を引き上げたんですけども、この辺りの中間層の方たちの保険料の負担があまり増えないような料率の引き上げる設定をしたり、そういったシミュレーションをしながら設定を考えております。今後もこの保険料率の見直しは、継続して検討していかないといけないと思っておりますので、こういった中間層の方々に、あまり負担がないような保険料率についても考えないといけません。ただ、この辺りの方々が一番多いので、限度額は条例事項で決まっております。なので、これを市単独で引き上げるというのはなかなか難しいので、そういったバランスを見ながら保険料の負担があまり増えないように、かといって全体的には増えるようになかなか難しいですけど、そういったことを考えていきたいと思えます。

山田伸幸委員 以前、課長に要望していたんですけど、この所得階層別で、滞納の状況とかは、見られたことありますか。

奥良秀委員長 令和6年度の滞納状況ということで。

西崎保険年金課長 所得階層別の滞納状況は資料としては持っています。大体700ぐらい滞納世帯がいるんですけども、一番多いのがやはり、200万円以下です。

山田伸幸委員 それぞれ棒グラフごとには、お持ちじゃないですか。

西崎保険年金課長 左から言います。ゼロ円（未申告含む）の滞納世帯が108件、43万円以下が57件、100万円以下が87件、200万円以下が126件、300万円以下が73件、400万円以下が30件、あと500万円以下が9件、600万円以下が3件、700万円以下が1件、800万円以下が2件、900万円以下ゼロ件、1,000万円以下が2件、1,000万円超がゼロ件です。未申告の方とかもいらっしゃるというような現状です。

山田伸幸委員 細かく調査いただいてありがとうございます。やはり今、報告があったように、滞納世帯というのが、所得の低いところにやっぱり集中しておりますので、いろいろバランスが大変難しいかと思うんです。こういったことも鑑みて、今の保険料と世帯の負担率ということを考えると、やっぱりまだバランスが悪いのか、そういった意味で、やはり国がここをしっかりと見ていかないと、地方ではもう限界だと思うんですね。ですから、その点でも、先ほど言った対応を是非、力強く進めていただきたいと思います。是非、こういったものが今後もデータとしてきちんと示していただくと、私たちも応援のしがいがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

奥良秀委員長 今、7ページまで行っております。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは次行きます。8ページ、医療費の推移について質疑ありますか。

山田伸幸委員 保険料の調定額ということで総額になっていて、あと1人当たりということなんですけど。

奥良秀委員長 調定額は9ページですよ。今、8ページです。8ページよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、9ページ。山田委員、もう一度お願ひします。

山田伸幸委員 これは1人当たりということになってるんですけど、世帯当たりでは出しておられないですか。

西崎保険年金課長 お時間を頂ければ、世帯数で除せば出ますので、少しお待ちいただけますか。

奥良秀委員長 待っている間に次に行きたいと思います。時間が1時間以上かかりましたので、ここで休憩に入りたいと思います。今、10時10分ですので10時15分まで休憩に入りたいと思います。では、休憩に入ります。

---

午前10時10分 休憩

---

---

午前10時15分 再開

---

奥良秀委員長 それでは休憩を解きまして委員会を再開いたします。

西崎保険年金課長 先ほどの1世帯当たりの調定額でございます。13万1,961円が1世帯当たりの調定額です。

奥良秀委員長 9ページよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)次に行きます。10ページの収納率でありますか。

山田伸幸委員 説明の中で滞納者対策の取組、納付機会の充実を行ってきた結果だと書かれているんですけど、具体的にどういったことをされたんでしょうか。

川村保険年金課収納係長 納付勧奨通知を定期的を送付して、納付の機会をつくることや、必要に応じて電話での勧奨、また訪問での勧奨等を行って、納付の機会をつくっております。

山田伸幸委員 以前は、訪問というのを担当課の方は大変嫌がっておられたんですけど、そういう訪問に行った人に対する嫌がらせとかの事例は発生しておりませんか。

川村保険年金課収納係長 訪問は、件数としてはそこまで多くなくて、年に2回程度、主に6月末や、12月頃に通知であったり、電話、窓口において接触ができない方を対象として行っています。今、おっしゃられたような、相手に対して嫌がられるようなことは、特には出ておりません。

奥良秀委員長 10ページまで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
収納率は、高い水準なんですけど若干低下した理由は何かあるんでしょうか。

川村保険年金課収納係長 令和6年度の12月2日以降、短期被保険者証という保険証に期限を設けて、続きのものを交付する際に、納付の接触ができるという制度がありました。制度の改正に伴いまして、そちらが発行できなくなったことで一部の方が窓口に来られなくなって接触の機会が減ったことが要因の一つとして考えられるのではないかと思います。

奥良秀委員長 その接触の機会の改善はもう取られているのでしょうか。

川村保険年金課収納係長 その改善のために、以前より通知の回数を多く送ったり、先ほど申し上げたように個別の電話であったり、姿が見えない方に対して、納付の勧奨を続けているところになります。

山田伸幸委員 以前は、一応名簿としてはあるけれど、実際には不在という方も随分おられると聞いています。最近はどうですか。

川村保険年金課収納係長 訪問に対するお話ということでよろしいですか。（う

なずく者あり) 訪問に関してですけれども、やはり、なかなかお会いできない方もいらっしゃるんですけれども、その際には必ず、不在連絡票をポストに投函し、連絡をしていただくように心がけております。

山田伸幸委員 その連絡票に対する返事はあるんですか。

川村保険年金課収納係長 全ての方というわけではございませんが、通知を見られて御連絡いただける方はいらっしゃいます。

前田浩司委員 12ページに、短期被保険者証並びに資格証明書が廃止されて、特別療養費の支給の仕組みに変更になりましたっていう記述があるんですけれども、この辺と今回のお話ししてる件は何か関連する部分があるんでありましたら、説明を頂きたい。

川村保険年金課収納係長 12ページの中段に書いてあります短期被保険者証、資格証明書と書かれているものが、12月2日以前まで発行できたものになります。短期被保険者証については先ほど申し上げたとおり、通常の保険証よりも期間を短く設定して、納付の機会をつくるためのものになります。資格証明書につきましては、1年以上、納期限から経過した未納がある方に対して、継続納付等で滞納整理の進まない方については、医療機関等にかかれた際に、10割負担で病院にかかっているような証明書になります。令和6年度の特別療養費の支給となっているものにつきましては、制度が改正されまして、資格証明書が発行されなくなったことにより、特別療養費という名称で、10割で医療機関にかかれる方というものが制度として残ったようなものになります。

奥良秀委員長 よろしいですか。(うなずく者あり) 収納率のところに戻ります。

山田伸幸委員 以前は88%の辺が大体通常だったんですけど、非常に高い収

納率になっておりますが、これは県で見るとどんなですか。

西崎保険年金課長 県内の平均が95.6%ぐらいです。96.08%は13市のうち8番目です。

山田伸幸委員 その下の過年度分が減ってきているんですけども、過年度分自体も減ってきてるからパーセントが下がったということなんですか。

川村保険年金課収納係長 過年度分につきましては委員がおっしゃるとおり、過年度分の調定額自体が減少していていることと、やはり過年度分を納付されてる方につきましては、以前より分納して少しずつ滞納の整理をされてる方がいらっしゃいますので、まとめて納付をすることが難しい方がいらっしゃる関係で、全体の調定が減る中で、少しずつ納められてる方が一定数変わらずいらっしゃるの、率としては下がってきています。

奥良秀委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）11ページ、保険料率について。令和6年度から上がっています。

山田伸幸委員 令和6年度にこれだけ上がったということで、私自身も大変残念に思っていたんですけど、この上がった影響というのはどのように考えておられますか。

西崎保険年金課長 保険料率について、先ほど、9ページの保険料調定額の推移でもありましたが、総額でいうと調定額が1,600万円増額となっておりますのでございます。令和6年度の保険料が増えたのはそれだけではなくて、これは社会情勢もありますけども、世帯の所得が上がります。その影響もあって保険料の収入が増え、伸びたということでもありますので、この保険料率の上げたときの納入通知を送ったときの反応なんですけれども、私が感じる中では、それほど大きい苦情は頂いてお

りません。所得が上がったのも関連しているのではないかと思います。この保険料率を来年度以降どうするか、今後予算編成をする中で考えますけれども、所得が伸びているという社会情勢等も考慮しなければいけないかなとは思っております。

山田伸幸委員 所得のある世帯が、所得の階層の上のほうにずれていくということであれば、その辺もなかなか理解できるんですけど、200万円近辺で、それまでに200万円が220万円、250万円になったっていうのはあまり意味がないんです。それと、今の社会情勢から見て、開業して社会保険等でやっておられた方が新たに国民健康保険に移行するということが今後出てくるんじゃないかなと考えられるんですけど、そういったときに、やはり、払いやすい保険料であるということ。最初の支援として、そういった方にあまり負担をかけさせないで事業として頑張ってもらっていただくという形が必要ではないかなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

西崎保険年金課長 おっしゃるとおり、保険料の負担が少なくて、医療を受けられて、国保財政が順調に運営できるのが一番の理想ではありますがけれども、なかなかそうもいかないのも、そういった将来推計とか、基金の残高とかも総合的にいろいろ考慮しながら保険料率の設定は考えていきたいと思っております。この現状の率を昔みたいに下げるとするのは、なかなか難しいです。ちなみに、令和7年度、13市中4市が引き上げてます。この県内どこも厳しい状態で保険料率を上げざるを得ない状況というのは、本市だけではなくて他市も同じなので、そういった他市の状況も見ながら、料率の設定は考えていきたいと思っております。

奥良秀委員長 それでは、11ページが終わって、12ページの滞納状況です。

古豊和恵委員 お尋ねしますけれども、12ページの3番目の差押え件数です。差押え件数、令和4年度、令和5年度、令和6年度と書いてありますけ

れども、件数的にもかなり減っております。金額ベースでいきますとかなりの減少になっておりますけれども、この要因は何かあるのでしょうか。

川村保険年金課収納係長 納付に対する取組としまして、まずは、自主納付を勧めたところが多くあるかなと思います。あとは、令和5年度を見ていただくと、預金からの差押えが多くあるんですけれども、近年、個人での資産の運用等が多くて資産として口座の中に残されている方がなかなかいらっしやらないです。今後も、財産調査を行いながら滞納の整理は行っていこうとは思いますが、なかなか差押えという形ではつながらなかった部分が一部あったと認識しております。

古豊和恵委員 それでは、令和4年度、令和5年度はきちんとその調査ができたけれども、令和6年度はその辺りはあまりうまくできていなかったということになるんですか。

川村保険年金課収納係長 調査自体は行っているんですけれども、その調査した結果として銀行からの回答等で口座の中に預金として、効率的に押さえられるようなものが見つけられなかったという内容になります。

山田伸幸委員 給与の差押えについて伺いたいですけれども、給与を差し押さえるときは、生活費を差し押さえてはならないということが決まっているんですけど、その辺は配慮されているのでしょうか。

川村保険年金課収納係長 おっしゃるとおり、配慮して差押えを行っております。

山田伸幸委員 そういった給与の差押えをした結果、その方の納付につながっているのでしょうか。

川村保険年金課収納係長 給与から差し押さえる方の多くは、国民健康保険を喪失されてる方が多いので、差押えによって完納につながるケースのほうが多いと認識しております。

山田伸幸委員 今の説明で理解がどうかと思ったんですけど、要するに資格を失い、資格を社会保険等に移行しているけれど、滞納がまだ残っている人ということでしょうか。

川村保険年金課収納係長 おっしゃるとおりです。

奥良秀委員長 その他はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なければ、次の13ページ事業費納付金の推移について。これもさっきからいろいろ出てくると思うんですけど、質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なければ、基金残高の推移です。たくさん下がってますが。

山田伸幸委員 今回のこの6億8,000万円というのは、これは、山陽小野田市が考える（聴取不能）と比べてどうでしょうか。

西崎保険年金課長 適正な基金の残高というのが、この国保の財政状況がなかなか不安定なもので、幾ら持っていたら安全っていうのがなかなか難しいんですけども、資料の取崩額のところを御覧になったら分かるように、大体2億円から2億5,000円くらい崩しています。2年分というところと大体5億円ぐらいますので、5億円くらいは、大体常に持っていたほうが、安心かなとは思っております。令和7年度で言いますと、またさらに1億8,000万円くらい取り崩す予定にしておりますので、若干、次年度の繰越しが出て、積み戻します。保険料が伸びて、少し繰越し金が増えてという現状で、基金に少し余裕はありますけれども、予断はできないなとは考えております。

山田伸幸委員 基金があるなしによって国保の運営は物すごく変わります。私

が前に調査したときに、ある市では、身の丈以上のすごい基金を持っていて、それを崩して保険料に充てるということをせずに、とにかく、何かあったときのために持っておきたいと。何かとは、この間のコロナ禍のようなことだったと思うんですけど、実際には国からの補填があってあまり影響がなかったと思うんです。ですから、本当に本市の身の丈というか、その辺で基準が5億円程度と言われたんですけど、以前は医療給付費の5%とかと言われてた中、国はそういう基準を示すようなことはしてないんでしょうか。

西崎保険年金課長 国からは示されておられません。各市の判断に基づいて基金を運用していると考えております。

奥良秀委員長 14ページの基金残高はよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)最後になりますけど、保健事業の実績について。15ページ、16ページ、17ページ。実績がありますので、こちらから。

山田伸幸委員 この中にも、ぜひ取り組んでほしいというものもあるんです。糖尿病関係でリブレというものを取り付けて、毎日の血糖値をチェックするのがあるんですけど、ただ、非常に高いんです。保険適用にもなっていませんし、これをやることによって、かなり体重減少や血糖値の改善が見られるんですけど、こういったものにやっぱ補助金を出して勧奨することも必要ではないかと思うんですけど、その点を検討されたことはありませんか。

奥良秀委員長 令和6年度で検討されてるかという話でお願いしたいと思いません。

西崎保険年金課長 そのような方法があるというのは認識しておるんですけども、おっしゃるとおり、なかなか費用がかかります。ただ、一方で山陽小野田市は糖尿病に関する医療費が高いです。県平均より高いという

ような統計もありますので、こういった糖尿性腎症重症化予防等によって糖尿病から腎臓透析にならないような対策も取り入れてますし、この個別の病気に特化した保健事業はやっていないんですけれども、これも委員の御意見を参考に他市の状況を確認しながら、効果的な策があれば検討していきたいと思っております。

山田伸幸委員 これは、私自身の経験から言ってるんですけど、スタートするときには血糖値が8だったのが、6台に下がって、医師からも、大変努力されたという評価をされて、薬も物すごく減ったんです。やはりそういった意味でいうと、この方式は今言われたように透析にまで至らない、あるいは、おなかにインシュリンを投与しなくても済むようになりますので、これは多くの人を採用されることによって、糖尿病の改善が図られるんじゃないかなと思うんで、ぜひとも検討していただきたいです。これは実績が上がってるのは分かってますので、ぜひ検討してもらいたいんですけどいかがでしょうか。

奥良秀委員長 先ほどの答弁の中で総合的に今後も、糖尿病について、その他の医療についても総合的に検討するという答弁を頂きましたが、それ以上あるでしょうか。あるのであれば答弁お願いします。（「ありません」と呼ぶ者あり）

山田伸幸委員 次に、ジェネリック医薬品差額通知です。これは、私のところにもよくきます。薬が大量に使われているのでどうしてもそうならざるを得ないと思うんですけど、もともと今、もうジェネリックがかなり進んでいて、これはあまり効果が少ないんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

西崎保険年金課長 おっしゃるとおり、ジェネリックの普及率が大変伸びておりまして、令和6年度で87.1%という統計が出てます。なので、これに関連してジェネリックの通知についても、もう移行が済んでいるの

で、通知自体も減ってきているということでございます。一方で通知をした中でもジェネリックに切り替えたという実績も出てますので、保険者の負担額も、令和6年度でいうと、17万円くらいジェネリックに移行したことによって、我々の国保が負担する金額も16万円くらい減ったという効果も出ているところでございます。

山田伸幸委員 今の16万円、17万円というのは、総額なんですか。

西崎保険年金課長 先発から後発に移行して差額を出した金額のうち、国民健康保険の負担部分、いわゆる7割部分が16万円で、先ほど申したとおり、移行が進んでおりますので、もう移行の伸び代があまりないと思っていただければと思います。

前田浩司委員 ジェネリックの件ですけれども、昨年へ令和5年の実績表は569件で、今年度が通知件数229件という数字なんですけれども、この辺の数字はどのように評価しておられますか。

奥良秀委員長 伸び代がだんだん少なくなったと今、答弁があったんですが。

西崎保険年金課長 先ほども申しましたが、この普及率といいますか利用率が伸びておりますので、昨年は569件で、今年度229件でございます。移行が進めば、繰り返しになりますが、効果が出る伸び代も減ってくるので、通知数も減ってきております。

前田浩司委員 続いて、15ページの一番上のがん検診の事業、延べ受診者数6,300人、この辺の数字については、前年度と比較して伸びているのか減ってるのか、逆にもし減ってるのであれば、どういう原因があるのかをお尋ねいたします。

西崎保険年金課長 がん検診については、健康増進課が所管しております。国

保で言いますと、国保の被保険者の方ががん検診を受けられた際の自己負担部分を助成するというような事業になります。受診率自体は、個別の受診率は増減ありますけれども、全体的に見ると受診率は伸びておるとい結果が出ております。

古豊和恵委員 さっきのジェネリックの通知件数229件、これはどういった方に通知をされるのか。さっき山田委員が言われましたけれども、たくさんお薬を使う方に送られるのか、それとも国保の方全員に送られているのでしょうか。

奥良秀委員長 制度について説明をお願いします。

西崎保険年金課長 ジェネリック医薬品差額通知でございますが、発送の条件が三つあります。一つ目が、30歳以上の被保険者。二つ目が、ジェネリック医薬品に変更した場合に、一人当たり200円以上安くなること。三つ目が、月28日以上調剤していること。これらの条件の下、発送しておりますので、この条件に当てはまる件数が減ってきたと理解していただければと思います。

古豊和恵委員 先ほど言われたようにジェネリックを利用している方がかなり増えてきたと。私も病院に行くとき薬剤師の方から、「ジェネリックにしますか」と尋ねられるんですけども、通知と窓口とで、ダブって効果がこれだけ出てるってことでよろしいですか。

尾山福祉部長 ジェネリック医薬品への移行というのは、もう全体的に医療機関とも一緒にやっておりますので、その一環で薬局でも、ジェネリックにしませんかというような声かけはさせていただいてと思います。よって、これがダブっての効果かとなると難しいところですが、あくまでも、国保のほうでは通知による効果として先ほどから実績による評価を述べさせていただいているところです。

古豊和恵委員 229件の通知は、その利用率が何パーセントになるまで続けるという予定があるんですか。

西崎保険年金課長 全ての薬がジェネリックに移行できるわけではないので、やはり先発の薬ではないといけない病気といたしますか、治療薬もありますので、100%に行くことはないんですけれども、現在、終わりまで考えてなくて、ある一定の程度、ジェネリックの移行が進んだら、そのときには事業を終了するかもしれません。

奥良秀委員長 何パーセントまでというのは分からないということでもいいんですよね。

西崎保険年金課長 目標の率までは現在のところ設定しておりません。

山田伸幸委員 以前は、保険給付費の中に薬品費があったんですけど、今なくなってますが、これはどういった理由が考えられますか。

奥良秀委員長 資料のどちらを見て言われてるのか、そこを指してください。  
(発言する者あり) だから、薬品費がなぜなくなったかという質疑でよろしいんでしょうか。(発言する者あり) もう一度質疑をお願いします。

山田伸幸委員 保険給付費の中で、薬品費というのがたしか以前はあったと思うんですけど今、これがなくなってきておりますが、何か理由があるんでしょうか。

西崎保険年金課長 私は、まだ1年少ししかいないので、過去のことを存じておりません。もしかしたら、平成30年以前の単独で事業を運営していたときのことかもしれませんけれども、保険給付費の中で、我々は国保連に審査を委託しておりますので、調剤費っていうのが内訳としての数

字としては持っております。少し付け加えると先ほどの医療費の連動にもありますけれども、調剤費が令和5年度よりも、令和6年度は減っているということでございます。この中にはジェネリックの移行に係る効果も入っておるものと思っております。

奥良秀委員長 その他、資料実績の中で質疑はありますか。

前田浩司委員 健康運動事業につきまして、去年は参加者が41名で、今回72名ということで増えております。大変すばらしいことだと思うんですけども、増えた要因は何かありますか。

西崎保険年金課長 この健康運動事業でございますが、増えた主な要因の一つとして、令和6年10月から、電子申請の受付を始めました。保健事業いろいろな申込みがあつて今まで来庁しないといけないのが多かったので、電子申請でウェブの申込みを受け付ける手法を始めたところ、申込者が増えたと認識しております。一方で、まだまだ利用者は少ないと我々は思っていますので、今後も引き続き利用者が増えるような取組を続けていきたいと思っております。

奥良秀委員長 今、ウェブ申請が多いということなんですけど、年齢層を見たら結構年齢高い方が多いんです。こういったものにも高齢者の方は強くなっていると見てもよろしいのでしょうか。

西崎保険年金課長 高齢の方も多いんですけれども、令和6年度は30代から50代の申込みの方も、前年度に比べて3倍ぐらい増えたと聞いておりますので、こういった運動習慣が少しそのぐらいの年代からも結びついていたらなと思っております。

吉永美子副委員長 今の件で確認なんですけども、私の記憶がたしかならないんですが、令和6年度の予算のときに、要は人数を増やしておられて、

これについて意気込みをお聞きしたとき、事業所を一つ増やしてするというお話があったように——この中で言えばゼロワンだと思っているんですが、そういった要因もあるのではないんですか、若い人が増えたということは。

西崎保険年金課長 1か所増やしたのは、令和7年度からなんです。もっと言いますとその1か所増えたところ、8月末で事業が継続できなくなって、一時的にはやっていただいたんですけども、8月時点で、途中でやめられたので、現行も3か所で同じというふうになっております。

吉永美子副委員長 そうすると、72人増やしますっていうときの御説明としてはどういう御説明だったんでしょうか。そうすると、私の記憶がちょっと違うようで、少なかったのが、これだけにしますっておっしゃったときの答弁で私はそう思ったんですけど、そうになると、どういうところで増やすんだということの御説明があったんでしょうか。

西崎保険年金課長 恐らく、その説明が令和7年度予算の審査のときではなかったかなと思います。そのときに、令和7年度から1か所増やして、利用者を増やすというふうな意気込みを申したんじゃないかと思います。今回、令和6年度の決算でございまして、令和6年度については低迷していたのは、過去から利用者が低迷していたので、周知を増やしたり、申込みの方法でウェブ申請を始めた結果、若干30、31人ぐらいしか伸びてません。これを継続して取り組んで、令和7年度は、今年度以上の参加率になるように取り組んでいきたいと思っております。

中岡英二委員 大変いい事業だと思います。この自己負担額が1,000円で、参加者72人であると。本格的に本当に増やしていこうと思えば、この負担額を半額にするとかのお考えはありますか。

西崎保険年金課長 我々は、この参加料が高いから参加者が少ないという認識

を持っていないくて、やはり周知が足りてない、知らない方が多いからではないかなと思っています。そういった参加者についてアンケートを取  
る中で、参加料についても聞いてみたいと思います。なかなか結びつか  
ないのが参加料であれば、さらに安くするという方法も考えてみたいと  
思っております。

山田伸幸委員 16 ページに、特定健康診査受診勧奨事業というところで、令  
和6年9月発送が7,000通、11月20日が3,500通とあるん  
ですけど、これは国からの補助金等でやられたんでしょうか。

西崎保険年金課長 おっしゃるとおり、この受診勧奨については、国からも支  
援が受けられます。先ほど、県の支出金の特別交付金というのがあるん  
ですけれども、それで全額、補助対象になってます。失礼しました。全  
額というのが受診勧奨事業で572万6000円程度、委託料が上がっ  
ており、これが全額交付金の対象になっております。

山田伸幸委員 勧奨通知はがきを送った効果とかはどうでしたですか。

西崎保険年金課長 この委託をたしか令和4年度ぐらいから始めております。  
受診率が伸びておる結果についても、この委託によっていろいろな手法  
による勧奨通知をするということで、受診の意欲を高めるという効果  
が出ておると思っております。いろいろな受診履歴とか、いろいろな状況  
の書いてある過去の受診歴とか健康意識などから、対象者に合わせた7  
パターン勧奨はがきがあります。そういったことをしたり、この右側の  
かかりつけ医を記載した勧奨通知は個別健診を受けるときに、いろい  
ろな病院があり、どこを選んでいいか分からないという心情的なもの  
があります。その方のかかりつけ医をレセプトデータ等で把握をして、か  
かりつけ医から紹介ではないですけど、選ぶという選択肢を狭めるとか、  
かかりつけ医の名前が書いてあると少し安心感があるとかというような  
統計もあり、そういったところも含めてのいろいろな手法を使いながら

の勸奨通知をしておるので、効果が出ていると思っております。

奥良秀委員長 先ほどの健康運動事業について、自己負担が1,000円よりも安いほうがいいという質疑があったんですけど、要は受入れ先というところは多分、値段的には上がってきてるんじゃないのかなあと思うんですよ。となると、やはりその費用負担はかなり増えてくるのではないかなあと思うんですけど、その辺どのようにお考えですか。

西崎保険年金課長 実施場所の3か所の委託料なんですけれども、令和6年度と令和5年度は同額でございます。委託料の金額を申しますと、アルファとゼロワンが1人当たり7,150円。カーブスが1人当たり3,850円。御好意によるものなのか、本市の事業に賛同していただいているのか、事業委託料については今のところ変動がありませんので、それに対する自己負担ということで1,000円ということで設定しております。これは、令和8年度の予算のときにはまた見積り等を取って検討しますが、現状はこのとおりとなっております。

前田浩司委員 15ページの糖尿病性腎症重症化予防事業並びに歯周病健診について、実績欄に参加者数は10名並びに140名と書いてあります。これ前年度と同じ同数なんですけれどもこれはもう定員は、その数字で決定ということなんでしょうか。

西崎保険年金課長 糖尿病性腎症重症化予防の参加者数が10人となっております。これ前年度と同様なのはたまたまでございます。予算は15人の予算を持っていますので、最後まで事業に至った人数が10人であったという結果でございます。歯周病健診につきましては、これも、たまたま前年度と同じ人数で140人という結果でございました。予算は250人を見込んでいたので、これも毎年低迷しております。委員の皆様から御意見を頂きながら、いろいろ取り組んでいるんですけども、同じ人数の結果であったということでございます。

山田伸幸委員 脳ドックのところですか。人数が117人とあるんですけど、募集はどの程度されたんですか。

西崎保険年金課長 募集は180人です。

奥良秀委員長 資料のほうは終了してもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）決算書に移りたいと思います。歳出に移ります。402ページ、403ページから始めます。こちらのほうから質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、404ページ、405ページ。

吉永美子副委員長 よく聞かせていただくところなんですけれども、国民健康保険の運営協議会が8月と2月に実施されております。この協議内容をお知らせください。

田中保険年金課課長補佐 年に2回、8月と2月に毎年開催しておるんですけども、8月につきましては決算を見ていただいております。2月につきましては、予算が確定した際にお諮りして、内容を見ていただくということで実施しております。

吉永美子副委員長 特に予算の関係でどのような御意見があるかとか、そういったところですか。いかんせん出席が100%にならないというところが、すごく調整をしてこられた中でこうなるっていうところ、ずっとこれが続いているように思うんですけども、年2回しかない。ここが大事な決算、予算っていうところでは、実態としていかがでしょうか。

田中保険年金課課長補佐 令和6年度の実績で言いますと、8月、2月ともにそれぞれ12名の方に御出席していただいております。日程の調整につきましては、3か月ぐらい前から調整をさせていただいております。ところなんですけども、委員の中には医療機関の先生方もいらっしゃる

して、御都合のいい日にちということで、木曜日の午後で調整をさせていただいております。その中で、ほかの方たちにも御都合を合わせていただいておりますので、どうしてもその中でも他の業務があったりということで、全員に御出席いただけないということに結果的にはなっておりますが、今後も日程調整は早めにさせていただこうと考えております。

奥良秀委員長 よろしいですか。あんまり、ここばかりつついてもしようがないんですけど、やはり、大事な委員をされているという御認識はあると思うんです。何があってもっていうのはなかなか難しいのかもしれませんが、やはり皆さん勢ぞろいでやられるべき会だと思えます。3か月前から予定を組んでやられてるというのはよく分かるんですが、100%を目指していただきたいっていうのが、本当に伝わってるのかなあというのがありますが、いかがですか。この会議はこれだけ大事なんですよというのを本当に分かってらっしゃるのかなあって言わざるを得ないんです。毎年、やはり出席率はそんなに高くないっていうか、100%ではないんで、やはりこういうふうな会議に選ばれた限りは出ていただければいけないのではないかと思うんですが、いかがですか。

田中保険年金課課長補佐 会議の重要性については十分、委員の皆様は御存じでいらっしゃるとは思いますが、今後につきましても、なるべく皆さんの調整を図って出席率上げていただくように考えていきたいと思っております。

奥良秀委員長 分かりました。今、405ページまで行ってます。

山田伸幸委員 運営協議会の公募委員というのはまだ来ておられますか。

田中保険年金課課長補佐 公募の委員はいらっしゃいまして、3年任期で、令和7年7月31日までで任期が一旦切れて、この8月1日から新しい委員になっておられます。令和6年度の実績で言いますと、公募の委員被

用者代表として4名ほどおられます。

西崎保険年金課長 運営協議会の話題になっておりまして、この運営協議会を年2回やりまして、予算とか決算、料率の改定とかあるときには、いろいろな御意見を頂いております。この運営協議会のそもそもの設置目的が、国民健康保険法の中で、国保の重要事項を協議する場とされています。我々も反省すべき点は、運営協議会を開くことが目的になっていて、その中でどういう議論をするかというところが、少し今までも形骸化してきておりました。任期満了というのがありましたけども、令和7年8月から委員の構成を変えて、新たに社会福祉協議会から推薦を頂いたり、民生福祉児童委員から参加していただいたりして、構成を変えて、議論が活発といいますか、いろいろな立場の方から意見を持っていただけるような構成に変えました。8月にも1回目やったんですけども、この協議会の重要な目的、重要事項を審議する場であるということを皆さんに再度周知させていただいて、我々も、ただ開催するのが目的ではなく、国保のいろいろな制度改正等がある中で、いろいろな立場から意見を頂きたいので、今後はそういった運営協議会の場にしていきたいと思っております。皆さん御認識いただければ、参加率も、日程調整も、再度いろいろな配慮をしながらさせていただきますので、そういった場にしていきたいという思いでございます。

奥良秀委員長 続きまして、次のページに行ってもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）406ページ、407ページ。もうここもかなり説明は受けたと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、408ページ、409ページ。

吉永美子副委員長 先ほど勘違いしたみたいで失礼しました。健康運動事業委託料というところで、ただ、前年が24人から72人ということで、すごく努力をされた令和6年度だったと思うんです。しかしながら、決算ベースでいくと予算よりかなり落ちている。この理由は何でしょう。

西崎保険年金課長 定員160人に対して、72人であったという結果でございます。先ほどから繰り返し述べさせてもらってますけれども、なかなか参加者が伸びないので、周知の方法をいろいろ試したり申込み方法を変えたりということをしていただいております。令和7年度は1か所増やして、やめられてしまったんですけども、いろいろな手法を考えながら、利用者を伸ばしていきたいと思っております。

吉永美子副委員長 そういった協力をしていただいている事業者に対して、やっぱり事業者からすると体験していただいたことで、会員になっていただけるんじゃないかっていう、そういった期待感を持ってされておられるのは、私は事実だと思ってるんですよ。そうすると、そのイメージアップにもつながるから、こういった国保のシェイプアップ事業がありますよってというポスターなりを事業者に貼っていただくようにしておりますか。

西崎保険年金課長 施設の中にはチラシを貼っていないと思います。そういった手法も業者と話をさせていただきたいと思います。

奥良秀委員長 その他、409ページ、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、410ページ、411ページです。

吉永美子副委員長 先ほどあった脳ドックについては、今、定員割れをしていて、もうこれはかなり行き渡ったことによって、当初180人予定されてたのが117人になったと。これは決して悪いことではなくて、ある程度行き渡っていった中での結果だと、こちらとしても認識しているのか、もっと脳ドックを受けてくださいよとアピールするほうに向けるべきなのか。この辺をどういうふうにと考えたらよろしいでしょうか。

西崎保険年金課長 この事業は、昨年度の決算のときにも定員割れをして、そ

のときにいろいろな分析をさせていただいて、行き渡ったのではないかというふうな分析もしたところでは、令和6年度もさらにそれが減って、令和6年度は1回目で定員割れしたので2回募集をかけました。さらに、2次募集をさせていただいたんですけども、さらにそれでも定員割れとなった。その改善をするために、令和7年度におきましては、やはり脳血管疾患のリスクが高い74歳の方、国民健康保険が最後の年の方に個別通知をしました。そうしたところ、申込みが235人になりました。そのうち74歳の方の個別通知した結果の応募が多かったのも、それはそれとして、その74歳の方だけ個別通知をしてその割合が増えたことが、良かったのか悪かったのか分析をしないといけないんですけども、やはりその個別通知をすることによって申込みが増えたということは、認知が薄いという結果だと思います。なので、まだまだいろいろな事業で周知が足りていないなと思ひまして、一方で個別通知をするのが効果的なんだなと。脳ドックが4,000円で受けられるというすごくいい事業ですので、令和7年度の結果、申込みが伸びて、久しぶりに抽せんをしました。抽せんに漏れた方からの苦情もありますけれども、あとは下関市の病院でキャンセルが多いんです。高齢の方は、下関市の病院に行くのがなかなか難しいのでキャンセルが出ます。申込みの件数が多かったので、キャンセルが出たところには、キャンセル待ちの方を繰上げ当選して、それで充足していくというのをずっと続けてますので、令和7年度は、180人ほぼ予算どおりの参加になると思います。

中岡英二委員 先ほど、脳ドックの検診の病院が下関市と言われましたが、この近くではどこが受けられるんですか。

西崎保険年金課長 脳ドックが受診できる場所は、山陽小野田市民病院と労災病院、宇部市のセントヒル病院、下関市の下関医療センター、下関市民病院の5か所になってます。ちなみに定員まで言いますと、令和6年度の定員が、山陽小野田市民病院が40人、労災病院が50人、セントヒル病院が30人、下関医療センターと下関市民病院が30人、合計1

80人という定員設定になっております。

中岡英二委員 今、言われた中に、昔の興産中央病院が含まれてないんです。

ちなみに宇部中央病院は脳外科がすごく有名な病院なんですけど、なぜ含まれてないんですか。

西崎保険年金課長 恐らく、導入したときの経緯があると思うんですけども、今回令和7年度に実施するに当たって、下関市だと遠くてキャンセルが出るので少しでも近くということで、昔の興産中央病院も当たったんですけども、ほかの社会保険とかの受入れで、なかなか追加で山陽小野田市の国保の枠をつくって入れることが難しいという回答でした。引き続き、こういった状況なので、申込みが増えれば、ほかの病院も考えたいので、宇部中央病院についても今後また交渉してみたいと思います。

中岡英二委員 勸奨通知を出されているってということなんですが、その中に、正規で受けたら脳ドックというのはどれぐらいかかって、4,000円になるという通知をされてますか。

西崎保険年金課長 市と病院の契約なので、定価の金額は言えませんが、4,000円で格安で受けられますよというふうなお知らせのチラシはつくらせていただいております。

中岡英二委員 格安の通知と言われても、具体的な病院ごとの平均的なものもあっていいと思うんですよ。通常大体これぐらいだったら4,000円で受け入れるって——ぱっと見たときに4,000円はかなり補助されてると思うんです。4,000円が安いのか高いのかという基準がなければ、やはり脳ドックを受けようというのにつながらないんじゃないかなと思うんです。私は、見た感じ安いとは思いましたが、実際どれぐらいかかるのかというのをぜひとも通知するべきだと思います。そうした中で増えてくると思います。

奥良秀委員長 質疑としては、4,000円がどれくらい安いかっていうのを分かってもらうための金額を出してほしいっていうような質疑だと思うので、その辺また調べられて出してもらえるでしょうか。

西崎保険年金課長 一般的な病院が公表されている脳ドックの検診の費用等を確認して、一般的にはこれくらいかかるものが4,000円で受けられますよというチラシの作成を考えていきたいと思います。

奥良秀委員長 411ページまでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、最後の予備費の412ページ、413ページ。（発言する者あり）飛んでいません。ちゃんと1ページずつやっています。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なければ、続きまして、歳入のほうに移ります。歳入は、392ページからです。392ページ、393ページ。

山田伸幸委員 国民健康保険料で還付未済額が出てるのは、どういったことなんでしょうか。

川村保険年金課収納係長 保険料の納付の際に、納付していただいた金額から所得の更正が掛かったり、あとは、社会保険に加入されるなど、事前に納付されたものが可能になったものがあるんですけども、そういった方たちに対して、還付できる状態になった際に、口座での還付をしますので、教えてくださいということで通知を送るんですけども、年度中に回答いただけない場合に、還付の未済として残るようになります。

山田伸幸委員 還付詐欺を疑われるようなことはないですか。

川村保険年金課収納係長 勸奨通知の中で口座を教えてくださいということで、通知を送るんですけども、山陽小野田市からのお手紙もしくはその中に電子申請での紙も入れており、電子申請のページについては、そのチ

ラシにしか、URL等を入れてないものになるので、信用していただくしかありません。現在還付の勧奨をしている中で、還付詐欺ではないですかというような問合せはありません。

奥良秀委員長 393ページはよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)なければ、395ページ。

山田伸幸委員 特別交付金の中の保険者努力支援分というのは、増加傾向ですか、それとも変わっておりませんか。

西崎保険年金課長 この事業は、市町村の国保の取組状況によって交付されます。国全体の予算額は変わってないと認識しておりまして、取組に応じて採点されて、得点がつくんですけれども、その得点に応じて配分されるということになります。本市のこの交付金額については大体2,000万円程度で交付されております。年によって得点の状況は変わりますけれども、同レベルの交付金が、交付されているというふうな状況でございます。

奥良秀委員長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、次に行きます。397ページまでです。

山田伸幸委員 基金の預け入れ先はずっと同じなんですか。基金運用収入が50万円あるということは、それなりの金額ありますから、その辺は何か検討されたことありますか。

村田保険年金課国保係長 基金の預け先ですけれども、基金のうち、令和6年度については1億円を定期預金として西京銀行に、残りを普通預金として山口銀行にお預けしております。

奥良秀委員長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)なければ、398ペ

ージ、399ページ、401ページまでいきます。ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）なければ、最後に、414ページの調書について質疑がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、質疑を終了いたします。討論はありますか。

山田伸幸委員 このたび資料を事細かくいろいろつくっていただきました。かなり保険料の設定についても苦勞されて、それで納入についても最善の努力をされていたということがよく分かりましたので、賛成とさせていただきます。

奥良秀委員長 賛成討論がありました。ほかに討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで討論を終結させていただきます。それでは採決に入ります。議案第58号令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成で、認定すべきものと決しました。今から休憩に入りたいと思います。11時30分から再開したいと思います。では休憩に入ります。

---

午前11時23分 休憩

---

---

午前11時30分 開会

---

奥良秀委員長 それでは休憩を解きまして、委員会を再開いたします。続きまして2番の議案第60号令和6年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、執行部の説明を求めたいと思います。

西崎保険年金課長 それでは、議案第60号令和6年度山陽小野田市後期高齢

者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。決算書の説明の前に、本日お配りしております資料で、令和6年度決算の概要を御説明したいと思っておりますので、資料の御用意をお願いします。令和6年度決算の概要をまとめております。表紙の次の1ページをお願いします。令和6年度決算の歳入・歳出を整理しております。詳細については、後ほど決算書の方で御説明いたします。2ページをお願いします。先ほどの歳入・歳出決算について、グラフを使って構成割合を表しています。後期高齢者医療は、山口県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっておりますので、歳入の、被保険者の皆様から納付いただいた保険料と一般会計からの繰入金を、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金として納めるという仕組みになっております。3ページをお願いします。令和6年度の制度改正等を載せています。まず、1の「マイナ保険証への移行」です。後期高齢者医療制度におきましても、昨年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。後期高齢者医療制度においては、暫定的な運用として、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、被保険者全員に資格確認書を交付する運用となっております。次に、2の保険料率の見直しです。後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに料率の見直しが行われます。令和6年度は、以下の表のように保険料率の改定が行われました。4ページをお願いします。被保険者数の推移になります。国保と反対に、後期では、被保険者数はグラフのとおり年々増加傾向にあります。令和6年度末の被保険者数は、1万1,944人となり、前年度から298人増加しました。高齢化の進展によりこの傾向は続くものと考えられます。5ページをお願いします。医療費の推移になります。被保険者の増加に伴い、棒グラフの医療費総額は年々増加しております。折れ線グラフの方の一人当たりの医療費についても、100万円を超えて、増加傾向にあります。6ページをお願いします。保険料調定額と収納率の推移です。棒グラフの保険料調定額の総額は、被保険者数の増加に伴い、年々増加しており、令和6年度は保険料率の改定に伴い、前年度比1億2,800万円の増となりました。折れ線グラフの収納率については、後期高齢者医療は特別徴収の割合が多いことから、

99%後半の高い収納率を維持しています。7ページは、保険料の滞納状況等を掲載しておりますので、御確認いただければと思います。以上で、令和6年度決算の概要についての説明を終わります。それでは、改めまして、令和6年度決算について、決算書に沿って御説明いたします。決算書の43ページをお開きください。歳入歳出決算総括表になります。予算現額 13億6,986万9,000円に対しまして、歳入額は、13億3,245万4,486円、歳出額は、13億3,081万9,704円となりました。形式収支は、163万4,782円の黒字となり、同額が翌年度への繰越金となります。続きまして、決算の詳細につきまして、決算事項別明細書に沿って御説明いたします。まず、歳出からさせていただきます。決算書の452、453ページをお開きください。1款総務費は、総額で2,300万7,844円となりました。1項総務管理費、1目一般管理費は、職員の人件費や保険証・資格確認書の郵送等に係る事務費の支出によるもので、1,988万779円となりました。2項徴収費は、納入通知書等の印刷・郵送料等の支出によるもので、312万7,065円となりました。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料や一般会計から繰り入れた保険基盤安定負担金分等を山口県後期高齢者医療広域連合に納付したもので、13億701万8,754円となりました。454、455ページをお願いします。3款諸支出金は、保険料の過誤納に対する還付金で79万3,106円となりました。4款予備費の支出はありません。以上、歳出合計13億3,081万9,704円となりました。歳出の説明は以上です。続きまして、歳入について説明します。決算書の448、449ページをお開きください。まず、1款後期高齢者医療保険料の収入済額は、9億9,249万4,483円となりました。うち、1項1目特別徴収保険料は、6億5,155万388円、2目普通徴収保険料は、3億4,094万4,095円で、収納率は、現年度分が99.59%、滞納繰越分が42.30%となりました。次に、2款使用料及び手数料は、督促手数料等による収入で、8万2,200円となりました。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費等繰入金は、人件費や一般管理費に対する繰入金で、6,315万1,7

14円、2目保険基盤安定繰入金は、低所得者等に対する保険料の減額に対する保険基盤安定繰入金で、2億7,409万6,901円、合計3億3,724万8,615円を一般会計から繰り入れております。4款繰越金は、令和5年度からの繰越金で115万1,086円となりました。450、451ページをお願いします。5款諸収入は、延滞金や保険料還付金のほか、4項4目雑入のマイナ保険証の制度開始に伴う経費について、広域連合から交付された補助金64万3,178円を含む、147万8,102円となり、歳入合計13億3,245万4,486円となりました。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく願いいたします。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりましたので、まずは先ほどと同じように資料のほうから質疑を求めたいと思います。資料の1ページから、質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 保険料の納付のことなんですけど、今、特別徴収は何パーセントになっておりますか。

川村保険年金課収納係長 特別徴収の割合になりますが、件数での割合として回答させていただきますと、75.8%が特別徴収による納付になります。

山田伸幸委員 恐らく、75歳になられたばかりの方が特別徴収に至っていないと思うんですけど、それらは、すんなりと口座振替等に移行しているのでしょうか。

川村保険年金課収納係長 75歳に到達される前に、後期高齢者医療の資格確認書と併せて通知をお送りするんですけども、その中に口座振替の依頼書も同封してお送りしております。ただ、全ての方が、やはり口座振替にしていだけるわけではないので、今後も口座振替の利用率が向上するように取り組んでいこうと考えております。

奥良秀委員長 その他、1 ページで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。2 ページは、内訳の表なのでよろしいですかね。

山田伸幸委員 後期高齢者医療広域連合のことです。これは議会が開催されておりますけれど、議会というのは、年間何回開催されるのでしょうか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 広域連合議会は、毎年2月と10月の2回ほど定例会が行われております。

山田伸幸委員 その中で一般質問等はされておりますか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 ここ数年、一般質問は出てはいません。

山田伸幸委員 議会の構成は、市長会、そして議長会だけになっているのでしょうか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 議員の構成につきましては、市長から4名、町長から2名、市議会議員から4名、町議会議員から2名の構成になっております。加えまして、本市の山陽小野田市長も市長4人の中の議員に入っております。

前田浩司委員 1 ページの歳出の保健事業費は今回ゼロになっているので、また説明があるかもしれませんが、これはどういったことでゼロになったのでしょうか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 令和6年度より保健事業を後期高齢者医療特別会計から一般会計へ移したことによって、皆減となっております。

前田浩司委員 特にその事業の内容を詳しく教えていただければと思います。

西崎保険年金課長 今、申しましたとおり、令和6年度から後期高齢者医療の保健事業を一般会計に移しております。この理由といたしますのが、一般会計の分科会の審査のほうで詳しく説明させていただこうと思っておりますけれども、現在、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を進めております。ですので、本市で言いますと、高齢福祉課と健康増進課と一緒に、後期の保健事業を一体的に実施しております。その関係で人件費を一般会計に移して、機動的かつ横断的にできるように、一般会計に予算を移して事業を実施しております。詳細については、一般会計の審査の中で御説明したいと思っております。

奥良秀委員長 1ページよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）2ページはなかったと思っておりますので、3ページに移りたいと思っております。

山田伸幸委員 先ほどの説明の中で、健康保険証の問題で、マイナ保険証を持っておられない方が、相当数おられるんじゃないかなと思うんですけど、比率はわかりますか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 後期高齢者医療被保険者のマイナ保険証の登録状況についてですが、令和7年5月末時点で被保険者数1万1,976名中、8,924名の方が登録をしていらっしゃるって、74.52%の登録率となっています。加えて、利用率については、同月で34.33%となっております。

山田伸幸委員 それとその最後のところに、被保険者全員に資格確認書を交付するというふうになってるんですけど、これは、なかなか、マイナ保険証が、理解しにくいであろう方が多いということで、そういうふうになってると思います。この交付については、これ市費なんですか。それとも、国費が入っているんでしょうか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 資格確認書を被保険者全ての方にお送りすることになった郵送料等の掛かり増し経費については、広域連合から補助金が出るようになっております。

中岡英二委員 マイナ保険証への移行の中で今、山田委員が言われたようにマイナ保険証の保有の有無にかかわらず、全員になぜ資格確認書を送る必要があるんですか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 先ほど山田委員も言われたとおり、なかなか高齢者がデジタル的な扱いなど不慣れな部分を考慮してマイナ保険証への移行期間として、暫定的に皆さんに資格確認書をお送りするということが全国的に決められております。

中岡英二委員 全員に配慮するというのは、分かるんですが、保有率が73%もいってるのに、なぜ全員に送る必要があるのかなと思いました。残りの二十何%の方に送ればいいんじゃないですか。

西崎保険年金課長 これは国の方針でございまして、全国の75歳以上の方に資格確認書が配付されております。その資格確認書で病院にかかるかどうかは本人の意思でございまして、今から病院でマイナ保険証を普通にも使って受診される高齢者の方は大変多くございまして、中には紙がないと不安だという高齢者の方が多くございまして、国保の中にもいらっしゃいます。なので、そういった方には、資格確認書を交付して移行期間であるので、暫定的な運用するという国の方針でございまして。

奥良秀委員長 3ページまでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、4ページの被保険者数の推移につきまして、これはもう増えてますってことで、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして5ページ目の医療費の推移につきまして、医療費総額も増えて、1人当たりの医療費も増えていると説明がありました。

山田伸幸委員 4 ページで、これ見込みが少しにおわされているんですけど、これは、いつまで増加すると見ておられるんでしょうか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 令和7年度において団塊の世代の方が、ほぼ75歳以上になられて、その後、令和12年までは緩やかに増加していくと見込まれます。令和12年以降はそのまま横ばいで推移すると見込んでおります。

奥良秀委員長 4 ページに戻りましたが、ほかによろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）5 ページに戻ります。5 ページは質疑ありますか。

吉永美子副委員長 1人当たりの医療費が、やはり、長期的に見ると増加傾向ということは、この後期高齢者の皆様にとっても山陽小野田市の医療環境が医療費に影響しているのでしょうか。

西崎保険年金課長 副委員長おっしゃるとおり、医療費が高い傾向であるというのは、先ほど国保の説明の中で申したのが、75歳になると後期に移行するので、そういった傾向があると思います。ただ一方、山口県の医療費なんですけども、先ほど国保は2位と言いましたけども、後期は14位なんです。なので、その理由まで分析できてないんですけども、そういった状況です。

山田伸幸委員 その一つの理由として、介護施設が多いということにつながるんじゃないですかね。これは入院がどうしても限られて、それとは別の介護療養ベッドとかにあって、そういうふうな傾向があるんじゃないかなということは考えられませんか。

奥良秀委員長 理由は分からないと言われたんですが、いかがでしょうか。

西崎保険年金課長 委員がおっしゃられた介護施設といたしますか、介護給付にも影響しているんじゃないかと思われまますので、少しそれらも含めて分析をしていきたいと思ひます。一方で、先ほど言ひました一般会計のほうで、高齢者の介護予防と、保健事業の一体的事業というふうにやっておりますので、そういったものは一体的にやるという施策となっておりますので、一体的にやっけていきたいと思ひます。

奥良秀委員長 5ページの医療費の推移まで、ほかにありますか。なければ、6ページの収納率と保険料の調定額につきまして、かなり高い数字になっておりますが。

山田伸幸委員 年金額が少なくて、一般徴収になられてる方たちは、どれぐらいいらっしやるんですか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 年金特別徴収になる対象の方には条件がありまして、年金の年額が18万円以上の方というのがあります。その中で18万円未満の方で特別徴収として対象として上がってこなかった方の詳細な数字は把握できてないんですが、200名弱ほどそういった方がいらっしやいます。

奥良秀委員長 よろしいですか。その他、6ページです。いいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）最後に7ページの保険料の滞納状況等について。

山田伸幸委員 後期高齢者にもなつて、それなりの経験を積んで来られた方に対して、差押えまで行つてるといふのは、どういふことが理由として、差押えにまで至つてるんでしょうか。

川村保険年金課収納係長 やはり何度も納付相談等の機会を設けるんですけれども、やはり、納付に対する意識というか、そういった滞納整理が進まないような方に対して、財産調査を行わせていただいて、資産があるこ

とを確認ができた上で、差押えを行わせていただいております。

山田伸幸委員 差押えというのは、やっぱり行政処分になりますので、やはり、そういった行政処分をしようとするならば、本人との確認が前提となるかと思うんですけど、その辺はされた上で差押えに至ってるんでしょうか。

川村保険年金課収納係長 先ほども申し上げたとおり、納付の相談等の機会を設ける中で、やはり納付がなければ、その滞納処分等を行うことにもなりますということでお伝えはしております。

山田伸幸委員 それは、準用に際しての注意事項等は全てクリアされた上での差押えとなっていますか。

川村保険年金課収納係長 差押えに関しては、地方税法第726条の規定によって滞納処分ということで行うんですけども、第728条第7項により、国税徴収法第47条以下も準用することで徴収をさせていただいております。

奥良秀委員長 その他、7ページまでで質疑はありますか。

山田伸幸委員 今の件なんですけど、それなりに、預貯金もあると。資産もあるということではされていると思うんですけど、事前の通知をした上での差押えですか。それとも先に差押えをした後の相談になるんでしょうか。

川村保険年金課収納係長 差押えに関しては、まず、差押えの調書を対象者の方にはお送りします。そのあと、配当の通知で換価しますよということで、充当通知をお送りするんですけども、その間に申出があれば、再度相談ということにはできるようになっております。

奥良秀委員長 差押えについて質疑が進んでおりますが、ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、執行部から提出していただきました資料についての質疑を終わります。ここで午前中の委員会の質疑を休憩に入りたいと思います。審査番号の4番、5番の審査を13時から始めさせていただきます。それでは休憩に入ります。

---

午後0時 休憩

---

---

午後1時 開会

---

奥良秀委員長 それでは休憩を解きまして委員会を再開いたします。審査内容の2番は途中なんです、13時固定の審査から進めてまいります。審査内容4番の議案第62号令和6年度山陽小野田市病院事業決算認定につきまして、執行部より説明を求めたいと思います。

矢賀病院事業管理者 皆様御存じかと思いますが、令和6年度は全国的に病院の経営がどこも、非常に行き詰まっております、これまでにない、これまでで最も苦しい時期になってると言われております。一つは人件費の高騰と、もう一つは材料費の高騰が大きく経営を圧迫しているというふうな事情になっております。山陽小野田市民病院も経営企画室を設けて、日々努力をして、それなりに、努力はしているつもりですが、そういう流れの中で、やはり赤字幅が増えてしまいました。その辺を中心に、これから説明をさせていただきます。説明は担当の光井が行います。

光井病院局事務部次長兼総務課長 それでは、議案第62号令和6年度山陽小野田市病院事業決算認定につきまして御説明いたします。決算書の説明に先立ちまして、本日、委員会資料を配布しておりますので説明させていただきます。令和6年度山陽小野田市病院事業決算報告とあります資料の御準備をお願いします。委員会資料の1ページをお願いします。こ

ちらには、令和2年度からの患者数の推移を掲載しています。上段、入院患者数ですが、新型コロナウイルスが猛威を振るっていた令和2年度以降、感染症対応のための病床確保などを行っていたことから、入院患者数は減少傾向にありましたが、現在では、流行以前の入院患者数を確保することができており、令和6年度年間入院患者数は、6万1,876人となりました。また、病床稼働率も85.2%と高く、入院単価につきましては、4万4,335円と過去最も高い状況でした。次に、外来患者数ですが、令和4年度には及ばなかったものの、令和6年度年間外来患者数は、9万4,920人となり、外来単価については、1万4,160円とこれも過去最高となっております。続きまして、2ページをお願いいたします。後ほど決算書の中でも説明いたしますが、こちらには、収益収支状況を掲載しています。先ほども説明させていただきましたが、入院、外来とも患者数、単価等の伸びが大きかったことから、病院本来の事業収益とも言える医業収益につきましては、前年度比105.9%の44億9,924万8,196円となりました。しかしながら、人事院勧告の影響による給与費の増加や、材料費・経費の増加などが影響し、結果といたしまして、医業損益は4億9,898万784円の損失となっております。次に経常収支についてですが、医業損益に医業外収支や訪問看護ステーション事業収支を合わせた結果、3億2,430万5,421円の損失となっております。下段には、令和2年度からの医業収支、経常収支の推移を棒グラフで掲載しています。コロナ禍においては、感染症対応病床についての補助金等が交付されていたことから、令和3年度、令和4年度の経常収支は黒字でしたが、医業収支のみをみると、非常に厳しい状況であったことが確認できると思います。3ページを御確認ください。こちらには、参考として、先ほど説明した医業収益、医業費用の令和2年度からの推移を示しています。収益、費用の伸びが確認できると思います。単位は千円です。続きまして、4ページをお開きください。こちらには、資本的収支を掲載しています。医療機器更新等に伴う器械及び備品費のほか、企業債償還金で支出は、4億7,058万9,635円となり、これに対する財源として企業債、他会計負担

金等で2億4,163万9,153円を充て、差引不足額2億2,895万482円は、消費税等資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しています。最後に企業債についてですが、令和6年度は、令和5年度に比べ、高額な医療機器の購入がありませんでしたので、借入額は小さくなっており、期末残高は36億6,798万9,404円となっております。以上が資料の説明になります。続いて、決算書の説明に移ります。決算書1ページ、2ページをお開きください。収益的収入及び支出を款項ごとに予算額、決算額、その増減額などを掲載しております。全て税込みでの表示です。収入、第1款病院事業収益については、49億8,124万4,991円となり支出、第1款病院事業費用については54億351万6,286円となりました。続いて3ページ、4ページになります。こちらは、資本的収入及び支出となります。先ほど資料でも説明しましたが、収入、第1款資本的収入については、2億4,163万9,153円となり、支出、第1款資本的支出については、4億7,058万9,635円となりました。次に、5ページ、6ページをお開きください。こちらは令和6年度1年間の事業に係る損益計算書でございます。こちらは税抜の数字となります。資料説明の中でも触れましたが、医業収支については差引額4億9,898万784円の医業損失となりました。また、経常損益では3億2,430万5,421円の経常損失となりました。これらに特別損益を加えた当年度損益は3億2,468万34円の純損失となり、令和6年度未処理欠損金は、32億4,859万3,455円となりました。次に、7ページ、8ページをお開きください。こちらは令和6年度の病院事業欠損金計算書を掲載しております。令和6年度は、資本剰余金の増減はありません。次に、9ページ、10ページをお開きください。こちらは令和6年度末現在の貸借対照表でございます。資産の部については1固定資産の合計は39億7,778万1,932円、2流動資産の合計は13億5,020万2,089円で資産合計は53億2,798万4,021円となりました。続いて、負債の部では、3固定負債の合計は、45億9,711万6,310円、4流動負債の合計は8億1,350万9,204円、5

繰延収益は2億6,309万4,672円で負債合計は、56億7,372万186円となりました。最後に、資本の部については6資本金17億7,248万6,667円、7剰余金はマイナスの21億1,822万2,832円となり、資本合計はマイナスの3億4,573万6,165円となりました。これらを合わせまして、負債と資本の合計は、資産合計と同額の53億2,798万4,021円となりました。なお、資金不足については、流動資産から企業債を控除した流動負債などを控除して計算をいたしますが、発生はしておりません。次に、11ページをお開きください。注記の内容に大きな変更はありませんが、企業債残高の減少に伴い、ローマ数字Ⅲの貸借対照表等に関する注記の1企業債の償還に係る一般会計の負担額が、前年度に比べ1億5,280万3,000円減少し、18億4,569万3,000円となりました。12ページ以降には、病院事業報告書を掲載しています。1概況は掲載のとおりです。「現在、医療機関のおかれた状況は、大変厳しいものとなっております。令和6年度診療報酬改定後の調査では、全国半数以上の病院が赤字経営を余儀なくされ、地方医療の現実は大変危機的状況です。このような状況下であっても、地域医療を守る市民病院として、経営改善につながる各種取組みを着実に実行した結果、増収という結果を得ることができました。しかしながら、人件費等の厳しい現実を受け、黒字化の実現には至っていない状況です。13ページにつきましては、資料の中で説明しておりますので、省略いたします。続いて、14ページになります、こちらは経営指標に関する事項を掲載しております。経営指標の内容については、経常収支比率、医業収益から一般会計繰入金を除いた額を医業費用で除した修正医業収支比率、それから病床稼働率を掲載しております。そのほか令和6年度中の議会議決事項の一覧、企業債の許可年月日を掲載しています。次の15ページをお願いします。職員の人数に関する事項、令和6年度に購入した医療機器等の概況を掲載しております。続きまして、16ページになりますが、こちらは入院・外来の患者数、収益的収入及び支出について、前年度との比較を掲載しております。資料でも一部説明しておりますが、増減の要因などを説明します。〔2〕

事業収入に関する事項です。入院収益については、病床稼働率の向上への取組や、経営改革プロジェクトに沿った各部門の協力体制によるプロジェクト推進が功を奏し、入院単価及び、患者数が増加した結果、増収となりました。また、外来収益につきましても、紹介患者・救急患者の確保活動の取組により、患者数は増加し、外来単価も増加した結果、増収となりました。そのほか、その他医業収益では、室料差額収益や一般会計からの繰入金である救急医療負担金が増加となっております。医業外収益につきましても、4,895万5,000円減の4億4,256万2,000円となりました。主な内容については、令和5年度まで交付を受けていた新型コロナウイルス感染症に関連した病床確保に係る補助金等の大幅な減額などが影響しております。訪問看護ステーション事業収益については、令和5年9月の事業開始後、徐々に対象患者を増やしてきており、令和6年度の延べ訪問回数は1,913回となりました。収益につきましても、1,508万1,000円の増の1,701万5,000円となっておりますが、この増額の要因は、事業期間の差異によるものです。令和6年度については、特別利益の実績はなく、事業収入合計は、2億1,103万7,000円増の49億5,882万5,000円となりました。続きまして、〔3〕事業費に関する事項です。まず、職員給与費につきましても、1億8,850万9,000円増の27億2,578万5,000円となりました。内容については、人事院勧告に基づく給与改定による影響となっております。主な内訳といたしましては、看護職員の基本給が1,532万5,000円、看護職員手当が1,156万9,000円、医療技術職員の基本給が2,496万3,000円、医療技術職員手当が1,191万1,000円、フルタイム勤務の会計年度任用職員を含めた事務職員の基本給が3,366万8,000円、事務職員手当が2,552万8,000円、パートタイム勤務の会計年度任用職員などの報酬が3,403万5,000円それぞれ増加となっております。物品費につきましても、55万2,000円増の2,814万2,000円となりました。続いて、材料費につきましても、6,779万3,000円増の10億270万円となりまし

た。主な内容については、患者数の増加に伴ったもののほか、化学療法患者数の増などによる注射用薬品費が大きく影響しております。その他経費につきましては、3,360万7,000円増の7億7,542万8,000円となりました。主な内容については、物価高騰に影響した光熱水費の増加のほか、施設、医療機器等ともに、徐々に老朽化が進んでおり、修繕等が増加したことによる修繕費の増加、また、長年継続しておりました医療事故に係る示談金等の支払などとなります。減価償却費につきましては、MRIの減価償却等が影響し、2,339万円増の4億2,234万2,000円となりました。また、資産減耗費につきましては、586万円減の298万9,000円となりました。続いて、長期前払消費税償却についてですが、こちらは、控除対象外消費税を、決算時に貸借対照表に資産計上し、後年度にその長期前払消費税を毎年度一定の方法で費用化するものとなります。計算の結果、321万7,000円増の3,925万6,000円となりました。支払利息につきましては、企業債元金の減少により227万3,000円減の3,957万9,000円となりました。続きまして、雑支出になりますが、雑支出とは、課税仕入れに係る仮払消費税のうち、3条予算及び貯蔵品の課税仕入れに係る消費税相当分を、当該年度に費用計上するものであり、計算の結果、796万6,000円増の1億7,277万8,000円となりました。退職給付費負担金につきましては、病院局に勤務していた職歴のある職員が一般会計に属する部署を最後に退職した場合、病院局の勤務期間に応じて、一般会計から退職者に支払われた退職金の一部を病院局が負担するもので、1,777万1,000円増の2,941万7,000円となりました。訪問看護ステーション事業費用については、事業の開始が、令和5年9月からで、令和5年度は、対象期間が短かった影響もあり、令和5年度と比べると、令和6年度は、増加となっておりますが、加えて、人事院勧告に基づく給与改定による影響による給与費の増や物価上昇に伴う経費の増などにより、2,131万8,000円増の4,308万4,000円となりました。最後に、特別損失を加えまして、これら事業費合計は、3億5,769万7,000円増

の52億8,350万5,000円となりました。次に、17ページをお開きください。こちらは企業債や一時借入金の状況、当初予算第9条の議会の議決を経なければ流用することができない経費及び第10条のたな卸資産購入限度額の決算額になります。(1)企業債につきましては器械及び備品費の当年度借入額は7,320万円となっており、限度額を超えてはおりません。27、28ページに明細書を掲載しております。(2)一時借入金についてですが、限度額5億円(後刻「3億円」に訂正)ですが、令和6年度は借入れを行っておりません。また、〔2〕その他会計経理に関する重要事項については、全ての項目におきまして予算内での執行となっております。続きまして、18ページになりますが、こちらはキャッシュフロー計算書を掲載しております。1年間の現金の動きを表しているもので、キャッシュフロー計算書には「直接法」と「間接法」がありますが、当院では損益計算の純損益に必要な調整項目を加減して表示する方法である間接法を採用しています。なお、前期と比較すると、全体の資金は、3億5,597万6,000円減少する結果となりました。次に、19ページから23ページについては収益的収支の明細になりますが、前年度との比較や主な内容については、先ほど16ページの3業務のところで御説明したとおりですので、説明については省略させていただきます。また、各節の主な収支内容、支出目的等は、附記欄に記載しております。続きまして、24ページになりますが、3ページ、4ページの部分の説明にもなりますので、こちらも合わせて御覧ください。1款資本的収入につきましては、以下、千円単位の税込みで2億4,163万9,000円となりました。内訳といたしましては、1項1目企業債については、7,320万円となり、主な内容は、一般撮影装置などの医療機器購入のほか、入退室システム等の導入に要する企業債となっております。2項1目他会計負担金につきましては、1億6,802万9,000円となり、内容については、資本的支出で執行する起債対象外の医療器械や備品、地方債償還元金に係る一般会計からの繰入金を計上しております。3項1目寄附金については、計上はございません。4項1目その他補助金につきましては、マイナ保険証利

用に係るオンライン資格確認システム導入に係る補助金となります。1 款資本的支出につきましては、4 億 7, 0 5 9 万円となりました。内訳といたしましては、2 目器械及び備品費については、9, 2 2 7 万円となり、詳細につきましては、恐れ入りますが、1 5 ページをお開きいただきまして、〔2〕医療機器等購入の概況として詳細を掲載しておりますが、老朽化した医療器械及び備品の更新や新規購入を行っております。2 4 ページにお戻りいただきまして、2 項企業債償還金につきましては、3 億 7, 8 3 2 万円となり、前年度までに発行しました企業債に係る元金償還金になりますが、詳細につきましては、2 7、2 8 ページに掲載しております。最後に 2 5、2 6 ページには固定資産明細書を、2 7、2 8 ページには企業債明細書を掲載しております。令和 6 年度決算に係る説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀委員長 それでは執行部からの説明が終わりましたので、質疑を求めたいと思いますが、執行部のほうの説明の順番に沿って進めたいと思いますので、最初に、令和 6 年度山陽小野田市病院事業決算報告という資料を頂いてますので、こちらのほうからページをめくって質疑を求めたいと思います。まず、1 ページ目が患者動向についてということで説明を受けました。こちらについて質疑はありますか。

山田伸幸委員 先ほどもありましたが、令和 6 年度については、患者が以前と同じように増加したということで、入院単価も上がるし、病床の稼働率も 8 5 %、今まで見たことのないような稼働率になっておりますが、入院患者が増加した要因については、どのように考えておられますか。

佐々木病院局医事課長兼診療情報管理室長 入院患者が増えた要因といたしましては、日頃からの紹介活動もあるんですけど、令和 6 年度の後半から、呼吸器疾患や外傷の患者が増えたことによって後半稼働がよりよくなって、1 年間通したら、患者数が大幅に増えたということになっております。

山田伸幸委員 今の呼吸器関係というのは、新型コロナウイルスとは関係ないということですね。

佐々木病院局医事課長兼診療情報管理室長 新型コロナウイルスも含めて、そのほかにも肺炎とかの患者になります。

山田伸幸委員 そういった患者は市民病院のほうで、長期に診察なりを続けて来られて入院に至ったんでしょうか。

佐々木病院局医事課長兼診療情報管理室長 ずっと外来受診されていた方もいらっしゃいますし、他のクリニックから紹介された方もいらっしゃいます。ただ、どちらが多かったという数字は出しておりませんので、そこまでの詳細は分かっておりません。

山田伸幸委員 それと小分けにはなるんですけど、訪問看護ステーションを取り入れた効果は、どのように考えておられますか、

奥良秀委員長 ちょっと待ってくださいね。訪問看護は、ここにはないです。ほかでお願いします。まず、この資料の1ページから質疑を求めています。そのほかの委員の質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。またあれば、ほかのところでも質疑できると思いますので、続きまして2ページ目の収益収支状況につきまして、質疑はありますか。こちら、議案書のほうにも書いてありますので、そちらのほうからまた質疑はしていただけたと思いますが、こちらの今の内容で質疑はありますか。進めてもよろしいですかね。

山田伸幸委員 給与費のことを先ほど言われました。実際、増減率で見ると一番上がっているのが給与費と。それに次ぐのが材料費ということで、この二つが大きく費用を押し上げたというふうに見えると思うんですけれ

ど、この給与費でいうと、平均の給与とか、何パーセントぐらい引き上げられたんでしょうか。

光井病院局事務部次長兼総務課長 給与費が上がった大きな原因として、人事院勧告があります。人事院勧告で若い人で12%上がっています。

山田伸幸委員 平均で何パーセントですか。

光井病院局事務部次長兼総務課長 全体の平均としては出せないですけど、大体10%くらいは上がっていると思います。

奥良秀委員長 約10%ということよろしいですかね。

光井病院局事務部次長兼総務課長 はい。

奥良秀委員長 その他、2ページのところですが、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、3ページ目の医業収益の推移、医業費用の推移ということで、今の2ページ目のところをより詳しく書いてあるような感じで、よろしいですかね。では次、4ページ目の資本的収支並びに4番の企業債について、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）この資料についてはここで終了します。もし何かあれば、またこの資料のページを述べていただいて、質疑をされるようお願いいたします。続きまして議案書のほうに移ります。議案書の1ページ目から行きたいと思います。1ページ、2ページ目の令和6年度山陽小野田市病院事業決算報告書について、（1）収益的収支及び支出について質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 訪問看護ステーション事業についてですけど、当初予算が約3,000万円だったのが、実際には1,700万円にとどまったと。これは、どういったことで、これだけの差が出てきたんでしょうか。

古川病院局次長兼事務部長 訪問看護ステーションは、当初開設に当たりまして、常勤換算で管理者を含め2.5人が必要と施設基準で定められています。当院では令和5年9月に開設した当初の人員配置は3人でしたが、令和6年10月から利用者の増加による事業の拡充、運営の安定化に向け、看護師1名を増員し、4名体制としております。もともとの目標が、月に260回の訪問を掲げておりましたが、これが達成できなかったことが要因として挙げられます。先ほど申しましたが、看護師1名を増員し、4名体制としたことも、人件費の高騰によりまして損失が生じた要因と考えております。

奥良秀委員長 260回に行かなかったのは、どういう要因なのでしょう。

古川病院局次長兼事務部長 もともと、この260回というのは、利用者の人数でいきますと大体30名程度を予定していたんですけれども、やはりPR活動の不足というところが背景にございまして、少し目標に達成しなかったと考えております。

山田伸幸委員 今の訪問看護ステーションのことなんですけれど、市民病院から退院された方を見られたのか、それともほかの医療機関の紹介とか、そういった方々の訪問看護されたのか、その点は、比率とか分かっているらば、お答えいただきたいと思っております。

佐々木病院局医事課長兼診療情報管理室長 訪問看護を利用された方の発生理由なんですけど、もちろん病院からもありますし、ほかの事業所からの依頼もございまして。ただ、割合というところでは数字を出しておりませんでしたので、割合までは把握はできてない状態になってます。

山田伸幸委員 やはりこれを増やしていくためには、民間の医療機関ともしっかり連携を取って、そこで見ていく、医師会等もやっておられるし、ほ

かの医療機関でもやっておられる中で、目標達成しようと思ったら、それなりの努力が必要だと思うんですけど、これは看護ステーションだけでやられていたんでしょうか、それともほかの機関も協力したんでしょうか。

古川病院局次長兼事務部長 令和6年度に関しましては、訪問看護ステーションが主体となって各医療機関へのPR活動を行っております。

奥良秀委員長 その他、委員の方で質疑はありますか。1ページ目、2ページ目はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次に移ります。3ページ、4ページ、資本的収支及び支出につきまして、よろしいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）次に行きます。5ページ、6ページ、令和6年度山陽小野田市病院事業損益計算書につきまして、大方赤字の理由は、ほぼ言われたと思います。

山田伸幸委員 先ほど説明されたかもしれませんが、雑支出というのが、医業外費用の中で1億7,000万円計上されているんですけど、これは、どういったものが占めているんでしょうか。

伊藤病院局総務課主幹 こちらは、3条予算で、医業費用として購入したものとか、貯蔵品という形で医薬品費とかを購入してるんですけど、そういったものの消費税を整理し、それを計上するという形で雑支出として上がっております。

奥良秀委員長 監査委員から意見書が上がってきておまして、ここで、質疑したほうがいいと思うんですけど、窓口未収金が意見書の中で出てきています。未収額が約7,000万円ぐらい上がっていると意見書の中で上がってきていて、なぜそのようになっているのかという答弁を求めたいと思います。

佐々木病院局医事課長兼診療情報管理室長 窓口未収金、令和6年度決算で、今、言われた7,000万円という数字になっております。この7,000万円は、平成7年からの積上げによる累計になっております。7,000万円のうちの4,800万円は、平成7年から令和5年までの過年度未収とあと2,100万円に関しましては、令和6年度発生した未収になっています。令和6年度の2,100万円に関しましては、まだ令和7年度に随時入っていきますので、大体例年、当年度2,000万円発生しても大体200万程度に収まっております。なので、平成7年からずっと積み上げてきて7,000万円ということになってきております。

奥良秀委員長 7,000万円から2,100万円ぐらい引いて、4,900万円は、返ってこないということなんでしょうか。

佐々木病院局医事課長兼診療情報管理室長 こちらに関しましても、全く入らないというわけではなく、やはり、一括ではなかなか払えないという方もいらっしゃいますので、分割で入ってきております。一番古いもので、前年度は平成17年の診療費も払われておりますので、そういった形で古いものも分割で少しずつ払われてるのが現状です。

奥良秀委員長 分かりました。努力されているということですね。今、赤字額が増えていってる中で、こういったものもやっぱり微量ながらも、きちんと集金していかないといけないと思いましたが、質疑させてもらいました。

中岡英二委員 費用の中で給与費、もうこれ致し方ないような上がり方なんです。これ業務実績を見ますと、令和5年度は、看護職員の延べ人数が、6万7,438人で、令和6年度が6万2,835人と延べ人数が4,603人ほど減っています。なぜこんなに看護師の延べ人数が減ったのか詳しく教えていただけますか。

光井病院局事務部次長兼総務課長 看護師の数ですけど、実際、合計の正規の職員が4名ほど減って、再任用の看護師が3名減って、定年延長職員が1名増えて合計6名ほど看護師自体の数が減っています。その関係だと思っています。

中岡英二委員 今の説明だと看護師が6名減っただけで、こんなに延べ人数が減るものなんですか。今、看護師が6名減ったという御説明がありましたが、この業務実績を見ますと、令和6年度は前年比に比べて、延べ人数で4,603人、こんなに減るものなんだろうかと。仮に入院患者、外来の患者が増えているのに、看護師が減って、これだけの延べ人数が減ったというのは、どういうことかなと思ってるんです。山陽小野田市公営企業会計決算審査意見書の5ページ目、業務実績表というところです。医師看護職員数、医師数の延べ人数は、そんなには変わってないんですけど。

奥良秀委員長 中岡委員、その次の6ページを見てもらって、年度末現在の職員数等の次のとおりですのところで、職員数は逆に今、増えているようになっています。現員というところがあるじゃないですか。令和2年、3年、4年、5年、6年で。令和2年度が202人で、令和5年度が236人となっていると思うんです。中岡委員、もう一度質疑をお願いします。

中岡英二委員 6ページ目を見ますと確かに現員というところで、令和5年度が236人、令和6年度は236人と変わっていないんですけども、5ページ目を見ますと延べ人数があって、延べ人数では、どれぐらい関わったかという人数が減っている数字だと私は理解しております。それが令和5年度は、6万7,438人で、令和6年度には6万2,835人と、前年に比べて看護職員の延べ人数が4,603人減っているということは、どういうことかなと。逆に入院患者は増えている、外来患者は

増えているのに、なぜこれだけ看護師の延べ人数が減っているのか。医療のサービスがちょっと気になるところなんですけど、お聞きします。

光井病院局事務部次長兼総務課長 監査委員の資料なんですけど、この数字が、うちが出したものじゃないかもしれないんですけど、出し方が、延べ人数なので、多分365日だという話だと思うんです。

奥良秀委員長 それでは、資料の見比べをしたほうがいいと思いますので、暫時休憩させていただきます。

---

午後1時45分 休憩

---

---

午後1時53分 再開

---

奥良秀委員長 それでは暫時休憩を解きまして、委員会を再開いたします。先ほど中岡委員が質疑されたものについては、今、調査中ですので、後ほど回答を頂きたいと思います。今、議案書の5ページ、6ページを審査しております。こちらから質疑はありますか。

山田伸幸委員 訪問看護ステーション事業の収益と費用を見ていると、材料費と研究研修費の額が小さいように感じます。その辺が、例えばこの収益を見て、その辺を意図的に抑えたということはないんでしょうか。

光井病院局事務部次長兼総務課長 訪問看護の材料費については、令和5年度準備の段階で結構な額を使って、令和6年度はもうその備品等が整ったというところで、ちょっと少なくなっているというのと、あと研修費につきましては、希望する研修には全て行かせていますので、これが必要な費用だったというところなんです。

奥良秀委員長 よろしいですかね。ほかの委員の皆さんも、5ページ、6ペー

ジ、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、7ページ、8ページの欠損金計算書につきまして、決算書の説明があった中で、積み上げで、この数字になってると思いますが、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。なければ、9ページ、10ページの貸借対照表ですね。

山田伸幸委員 流動資産を見ると、約13億円となってるんですけど、この大部分が未収入金となっていて、貸倒引当金を引いても7億6,700万円ということですけど、こんなにも未収入金があるんですか。ちょっと額が大きいように思うんですけど、いかがでしょうか。

伊藤病院局総務課主幹 未収入金7億6,773万8,257円ですけど、そちらでよろしいですか。（うなづく者あり）こちらは、年度をまたぐものも、3月31日で決算を打ちますので、3月分の診療報酬、2月分の診療報酬に関しては未収入金という形になりますので、金額は太いものになります。先ほどお話があった窓口未収分も、こちらの中に入っておりますので、それを合わせてこの金額となります。

山田伸幸委員 通常、貸借対照表を見るときに経営の安定性、うまく経営できてるかどうかというのを見るのに、この流動資産と流動負債の比率を見ると、非常に大きくプラスになっているんですね。流動資産の合計が13億5,000万円で流動負債のほうが8億1,000万円ぐらいで、5億円ぐらいのプラスになっているということなんですけれど、実際には、病院の収支でいうと、そういうふうな状況ではないということが分かってきます。この多さというのは、どういうふうに考えたらいいんですかね。ここの流動資産から流動負債を引いたものが5億円もプラスになっているのに、病院の収支では、赤字が大きくなっているというのは、どういうふうに考えたらいいんでしょうか。

伊藤病院局総務課主幹 今の流動資産と流動負債を見ていただきますと、流動

負債のほうには、企業債というものが入っております。翌年度に支払わなければならないものになるので、こういったものは確実に、お金として準備しておかなくてはいけないものになるんですけど、こういったものがありますので、一概に当年度の収支の状況と、ここの流動資産と流動負債を見比べることというのは、未収金未払金といったものや現金を見比べていく形なので、どうしてもその部分ではリンクしているようで、なかなか、この経常がいい状態だから悪いからということで、ここが左右されるということではないのではなかろうかなと考えております。

中岡英二委員 今の関連なんですが、未収金の中で、さっき言われた7億6,700万円が、これ3か月の医療費の繰越し分というか、未収金なんですが、窓口未収金というのは、どれぐらいあるもんですか。

佐々木病院局医事課長兼診療情報管理室長 窓口未収金は先ほどお伝えしたように、令和6年度の決算ではトータルで7,000万円。そのうち、令和6年度現年分が2,100万円。平成7年から令和5年までが4,800万円になっております。

奥良秀委員長 よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に行きます。11ページの注記ですね。こちらは、ほとんど動きはないですけど、3番の貸借対照表等に関する注記のところの説明は頂きました。そのほか質疑はありますか。

山田伸幸委員 3番の貸借対照表等に関する注記の中で、建設改良費等の財源に当たるための企業債のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、18億4,500万円ということなんですけど、こんなにも一般会計が負担をするというのがよく分かりません。これはどういった内容なんでしょうか。

伊藤病院局総務課主幹 こちらは、企業債を借入れして、償還する際に半額ほ

どは一般会計に見ていただくという形になっておりますので、それらを累計すると、この数字になるということで、これから先、企業債を返していけないといけないので、そういったものを累計していくとこれになります。

山田伸幸委員　するとこれは長期にわたる分も含まれているということなんですかね。

伊藤病院局総務課主幹　長期にわたるものも含まれています。

奥良秀委員長委員　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして12ページの報告ですね。報告書になります。

吉永美子副委員長　この概況というところで、総括事項の3行目です。慢性的な医師、看護師不足ということがあります。これは当然山陽小野田市民病院のことも踏まえて言っておられると認識いたします。であるならば、本来であれば、何人いてほしい医師、何人いてほしい看護師なのに、令和6年度は何人で対応したということを教えていただきたいのです。

矢賀病院事業管理者　医師の数は、前々からも申しておりますように、一応30人を目標にしております。来ていただくように、山口大学を訪問して、お願いはしているんですが、山口大学自体も医師不足でありまして、補充できていないという状況です。看護師の数は、他の病院と比べて、少なくとも大きくは不足してないということで、そういう状態になっております。

吉永美子副委員長　今、具体的なお話はなかったと思うんですよ。医師だったら例えば30人欲しいところ、令和6年度の報告ですから、令和6年度は何人で対応してきた、今、看護師については不足していないということは山陽小野田市民病院については、看護師については、足りていると

ということですが、令和6年度、医師と看護師は何人で対応されたかということですか。

矢賀病院事業管理者 医師は28人です。

光井病院局事務部次長兼総務課長 看護師につきましては、令和6年度は、正規と再任用を含めて141人です。それに会計年度の看護師がいて、会計年度の看護師が15人です。フルタイムの会計年度がいます。

吉永美子副委員長 先ほどのお話では、外来、入院ともに人数が増えた、とにかく市民病院にとっては利益が上がるので、ありがたい傾向というか、入院、外来について、患者さんが増えても、令和6年度、医師と看護師は、この人数で十分対応できたという認識でよろしいでしょうか。

光井病院局事務部次長兼総務課長 診療報酬の関係であれば、加算を取るための人数の配置としては十分だったと思うんですけど、働いていただいている職員にとっては、幾らいても忙しいのに変わりはありませんので、まだ必要という声は上がってます。

奥良秀委員長 12ページの報告書についてはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ13ページ。

山田伸幸委員 総括事項も上のほうになるんでしょうけど、「地域医療を守る市民病院として、持続可能な地域医療提供体制を確保することを目的に、経営改善策に関する各種取組を着実に実行し、経営改善に向けた努力を続けています」という非常に市民病院としての役割が明確に示されている言葉ではないかなと思うんですけど、以前から国が推し進めてきている医療提供体制の改革の意味合いといいますか、国は病床削減を言ってきてるし、しかし、コロナ禍で明らかになったように、そう簡単に、ベッド数の削減もできないと思うんですけど、その辺はどのように考え

ておられるのでしょうか。

矢賀病院事業管理者 地域医療構想の調整会議がありまして、その議論を見てみますと、急性期の病床はやはり年々少しずつ減っております。国もその方針でいくのは、今後も引き続きそうなるだろうと思っています。以前、424病院再編統合する病院として、山陽小野田市民病院も指名されたわけですが、それ以降、新型コロナの感染の流行がありまして、自治体病院が果たしてきた役割は大きいので、再編統合ありきではなくて経営を強化する方向で、病院を存続させるという方向に若干軌道修正されたと思うんですが、具体的には実際病院に対して、何か補助金を増やすとか、そういう議論は実際は起こっていませんので、現在のところ、自助努力でやる以外にないと思っています。

吉永美子副委員長 今回、私の思いと監査委員の思いは、少し違うかなって思ったのは、今、山陽小野田市市民病院として、病院経営の強化プラン、この中でいろいろ努力をされていて、努力をされても、いろいろな国の政策とか、いろいろな環境、また、市民病院が、市民の命を守る最後のとりでの立場であるところを考えると、監査委員が言われる「山陽小野田市民病院経営強化プランに掲げた目標である経常収支の黒字化を実現されたい」、これについては、黒字を目指すべきかもしれませんが、黒字化じゃないと絶対駄目だというふうな認識がないんです。市民病院としてはこの監査委員の経常収支の黒字化を実現されたいと書かれておられるこの意見書をどのように捉えておられるのでしょうか。

光井病院局事務部次長兼総務課長 病院としても、ずっと赤字でいいかというところ、そうではないというのは考えておりまして、最終的には黒字化を目指すところは同じなんですけど、そこに行く過程で市民病院でやるべきことはやった上で、赤字になるところについては、市の援助とかを借りながら、病院としての役割を果たしていきたいと考えております。

奥良秀委員長 今やるべきことをやって黒字化を目指していきたいという話がある中で——これ最後に言うべきなんでしょうけど、実際やるべきことを全てやったときに、黒字になるのかなって——先ほど来から、矢賀管理者のほうからお話があるように、今回も、入院患者数、あとは外来の患者数がいい方向にいったる中でも、やはり人事院勧告があったり、材料費も上がって、やればやるほどなんか費用も上がってくるという中で、最終的にはさっき管理者が言われたみたいに、経営強化を他からお願いをしていくしか、もうちょっと難しい。だから、強化するには、医療報酬を上げてもらうしかといっても、これがなかなか難しいんじゃないのかなあと思うんです。光井次長が目指すと言われたんですけど、なかなかその辺どうなんだろうかっていうところなんですけど、いかがですかね。

矢賀病院事業管理者 委員長、おっしゃるとおりかと思います。経営強化プランを昨年つくったときは、こういう事態は想定できてなくて、令和9年度まで、100%が102%ぐらいの力を発揮すれば、経常収支プラスマイナスゼロぐらいはできるという予想だったんですが、令和6年度の結果を見ると、人件費だけで2億円ぐらい持ち出してしまったということで、計画は大きく修正せざるを得なくなっています。全国の自治体病院を見ても同じような傾向でありまして、診療報酬でカバーしてくれるように病院の協議会が厚生労働省または国に要望を既に出しておりますが、結果を注視していきたいと思います。それと赤字、黒字の問題があるんですが、我々としては医業がきちんと行われているかというところをやはり注目していただきたいと思います。医業収支で見ると、我が市民病院は、中四国の中でも上位に入ります。補助金とかを合わせて経常収支で見ると、真ん中ぐらいにまで落ちてしまうんですけども、医業収支で見ると比較的いいほうに入っています。これは中四国の市立病院で見てもそうですし、全国の市町村立病院を見ても同じようなことが言えます。赤字、黒字というのはもちろん大事で、今後黒字に持っていかると言われれば、今のところ自信はありません。ほかに何か手はないか

と一生懸命考えているところですけども、診療報酬をやはり上げてもらわないとどうしようもないかなというところがあります。

奥良秀委員長 当議会のほうも、やはり税金を使って決算認定をしておりますので、赤字でいいですとは絶対に言えませんので、やはりそのように努めていただきたいと思います。また審査に戻りたいと思います。12ページ。

中岡英二委員 山陽小野田市民病院の経営強化プランの中で、透析機能や周産期医療の役割を果たすため、透析センターの組織協力化、また、無痛分娩のPR活動を実施したとありますが、これ現実にその辺の透析センターの組織強化はどのようにされたのか。無痛分娩のPR活動によってどれぐらい無痛分娩をされた方が増えたのか、ちょっと教えてください。

光井病院局事務部次長兼総務課長 透析機能の強化につきましては、透析の機械を扱う臨床工学（ME）を今、3名ほど増やしまして、そこで、もともと看護師がやってたところを、そういった機械的なところとか専門の方がやったほうがより良い作業ができるというところは、全部臨床工学技士（ME）のほうに回して行っています。最終的には、今の透析のクール回数も増やしていけたらと対応を検討しています。

古川病院局次長兼事務部長 無痛分娩の件数につきまして御報告いたします。無痛分娩は、令和4年の7月から開始をしております。9か月間の実績で22件ございました。令和5年度は年間で58件になりまして、これは対前年263.6%、令和6年度は83件となりまして、全体の分娩件数の約30%が無痛分娩として取り扱っております。

中岡英二委員 今、言われたように無痛分娩も一つの市民病院のPR、特化したところだと思うんですね。ぜひともこういうところを増やしていただきたいと思います。透析センターを強化されたとありますが、

実際にどれぐらいの患者が増えてるんですか。

古川病院局次長兼事務部長 透析患者の延べ人数ですけれども、令和6年度は、7,676件となっております。実はこれが令和5年度から比べますと、若干少なくなっております。ただ、4時間以上5時間未満の患者が320件から490件と増えておりまして、患者にとっては、より優しい透析療法に現在は努めているというところでございます。

中岡英二委員 このように概況として出されてる部門は数字として出して行って、これだけのことをやったとき、やはり病院として個性というか、そういうPRするところは強化していくことが大事だと思いますし、無痛分娩というのも一つの特徴になりますので、こういう数字は明らかにして行っていただきたいと思っております。

矢賀病院事業管理者 透析の件数は、透析の台数が決められておりますので、その利用率を見ると、もうこれ以上、数があまり増えない程度まで、実際は行われております。これ以上数を増やすということになりますと、透析の医者数が足りなくなるということと、もう一つ開業医のところはそうやってると思うんですが、午前と午後とで月曜日から土曜日までやらないと数は伸びません。当院では今、月、水、金を午前、午後やっておりますけれども、火曜日と木曜日は、午前しかやっておりません。そのこの枠を増やさないと件数は増えないということと、枠を増やそうとすれば、医師の数が足りないの、そこをクリアしないと数は大きくは伸びません。ほぼ、現体制で90%ぐらいは、透析の台数が稼働しておりますので、すぐに増やすのは無理かと思えます。

前田浩司委員 経営強化プランの中で、DPC制度の話があったかと思えます。DPCの移行により入院の収益の増加を図ることによる経営の改善に向けての現行の取組状況についてお伺いします。

佐々木病院局医事課長兼診療情報管理室長　今回、令和6年度からDPCの導入によって、今までの出来高請求の方式と比較した場合、導入したことによって月900万円程度、今までの請求より高くなっているということになってます。令和6年6月から始めており、当初はまだそこまでの金額はなかったんですけど、後半になるにつれて、一番多い月で1,200万円差が生じるプラスの経営効果にはなっております。

前田浩司委員　DPCに向けては、いい方向に向かっているという認識でよろしいでしょうか。

佐々木病院局医事課長兼診療情報管理室長　そのとおりだと思っております。

奥良秀委員長　その他質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、13ページから質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、14ページに移ります。よろしいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ15ページ、16ページ。

山田伸幸委員　15ページの関係で、医療機器等の購入で、市民病院になくて不思議でたまらないのが、カテーテルの手術です。手術と言えるかどうか分からんけど、そういった点で収益を上げていくことは考えておられないですかね。

矢賀病院事業管理者　心臓カテーテル検査ですか。（うなづく者あり）心臓カテーテル検査は、大学との兼ね合いもありますし、労災病院との兼ね合いもあるんですが、そういうテクニックを持ったドクターが数名、三、四人は必要になりますので、現時点では難しいかと思えます。

山田伸幸委員　山大なんかを見ると、もう朝からずっとカテーテル手術で埋まるというような状況で、周りでできるんかなという思いでちょっと聞いてみました。やっぱり、それなりの機器、部屋とそれから、備え付ける

機器、それと今言われた医師の数も必要だということなんですけど、もしそれを導入するとなると医師は何人ぐらい必要になってくるんですか。

奥良秀委員長 決算認定の審査の中には入ってないとは思いますが、もし答えられるのであれば答弁をお願いします。

矢賀病院事業管理者 最低3人は必要だろうと思います。

奥良秀委員長 よろしいですかね。今、進んだところまで戻ります。16ページどうぞ。

中岡英二委員 16ページで、材料費が高くなり経営を圧迫しているということがありました。化学療法や注射器等の使用が増えたということですが、以前何かいろいろなところを比べたりするベンチマークとかいうので、多少は価格が下がったようなときがあったと思うんです。今も継続してされていると思うんですけど、ちょっとその辺を教えてください。

室川病院局総務課主査兼購買係長 医薬品に関しましては、年に2回ほど、業者と価格交渉を行っております。全国のベンチマーク平均値引き率は13.0%です。当院の値引き率は、令和6年度で13.4%と、全国平均のベンチマーク平均値よりも安く購入できている現状があります。削減効果としてましても令和6年度は上期と下期で価格交渉を行いまして、484万円の削減効果があったと見込んでおります。

中岡英二委員 努力はされていると思うんですけど、やはりこれだけ材料費が上がっているということは、手術を受けた患者が化学療法の治療を受けたりとか、そういう患者が増えたということによろしいんですか。

室川病院局総務課主査兼購買係長 今、医薬品のほうを言わせてもらいましたけれども、診療材料のほうも、1,900万円の増加とはなっております。

す。その要因といたしましては、入院患者の増が令和5年度と令和6年度を比較して1,231人増の102%増、手術件数も令和5年度と令和6年度比較しまして、59件、105%の増となっております。診療科で見えますと、外科が8件、婦人科が30件、整形から18件の手術件数が増加となっております。その辺りの費用が上がったのではないかと認識しております。

奥良秀委員長 先ほどから物価高騰の話で、中岡委員が材料費の件でベンチマークの話されたと思うんですけど、実際はベンチマークをして値段が下がるのと、物価高騰で上がるのはどちらが大きいんでしょうか。

古川病院局次長兼事務部長 物価高騰のお話でいきますと、令和3年度の全国のベンチマーク、このときの値引き率が14.7%です。それが、先ほど室川主査が言いましたように、令和6年度は全国平均で13%ですから、大体1%から2%ぐらいの物価高騰が起こっていると推測しております。実際その値引き率との兼ね合いがどうかと言われると、申し訳ありませんが、購入する薬によっても、全国的に同じものを購入してるわけではありませんので分析はできておりませんが、それぐらいの形で、物価高騰が起こっていると認識しております。

奥良秀委員長 もちろんベンチマークをやったほうがいいとは思いますが、それよりも物価高騰の値上げ率は高いと思ってるところがあるんですが、そうじゃないんですかね。

古川病院局次長兼事務部長 先ほど申しましたように、令和3年度が全国平均で14.7%の値引き率がありました。今、現在の当院の値引き率が、13.4%ですから、価格としては、やはり上がっていると認識しております。

奥良秀委員長 分かりました。16ページよろしいですか。（「なし」と呼ぶ

者あり) なければ、17ページ。

光井病院局事務部次長兼総務課長 委員長よろしいですか。(「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり) 先ほど説明の中で、一時借入金の限度額を5億円と説明したんですけど、3億円の誤りでした。訂正をお願いします。

奥良秀委員長 訂正がありました。18ページのキャッシュ・フロー計算書。

山田伸幸委員 一時借入金がされてないんですけど、先ほどの流動資産を見ると預貯金が5億円ぐらいあるということで、それで賄えたということなんでしょうか、それとも別の要因がありますか。

伊藤病院局総務課主幹 令和5年度から令和6年度にかけて、キャッシュ・フローを見ていただいたら、見えてくると思うんですが、3億円程度減っています。預金がまだ8億円程度あった状態からスタートしておりますので、一時借入れは起こさなくても済んだということとなっております。

奥良秀委員長 18ページのキャッシュ・フロー計算書で質疑はありますか。なかなか厳しい内容ですけど、説明は受けています。よろしいですかね。

山田伸幸委員 未払金が1億4,400万円減少しておるんですけど、これはどういった内容で、これだけ減少したんでしょうか。

伊藤病院局総務課主幹 令和5年度の状態では、令和5年度に購入したMRIに関係する支払いが、まだ行われてない状態だったので、未払金に計上されていきました。今年はそういった大きな購入がなかったなので、そこまで大きな状態にはなっていないということになります。

奥良秀委員長 よろしいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり) 次に行きます。19ページ、20ページの明細書はよろしいですか。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）次に行きます。21ページ、22ページは支出のほうですが、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、23ページ、24ページまで。24ページが資本的収入及び支出についてまでです。

吉永美子副委員長 22ページなんですけど、結構な金額になってるけど、16節の諸会費116万8,188円がありますよね。これは、自治体病院協議会会費ほかとあるんですけども、現実には、100万円以上の会議で、どういうものが主なのかということ、それとこれに入っていることによって……

奥良秀委員長 一問一答でお願いします。

伊藤病院局総務課主幹 すみません、諸会費について金額を確認させていただくので、少しお時間ください。

奥良秀委員長 その後でまた質疑に行きましょう。24ページはよろしいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、25ページ、26ページの固定資産明細書です。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、最終ページの27ページ、28ページの企業債明細書についてよろしいですかね。

伊藤病院局総務課主幹 すみません、お待たせいたしました。先ほど御質問がありました看護職員の人数がなぜ減少しているのかという点です。確認しましたところ、令和5年度の数値には、看護補助者と言って、看護師ではないんですが、看護部に所属している医療補助や看護するときの補助者、免許などを持っていない者が含まれていたんですが、令和6年度はそれを除いた状態になっているので、人数としては、大幅に減っているという状態です。あと看護師自体は、先ほどの人数が比例したものになっております。もう1点の会費のほうは、大きなもので言いますと、

産婦人科医会に支払いしているものが、30万円程度あったり、全国自治体病院協議会といった自治体病院の協議会に20万円近く支出していますので、そういったもので、会費が積み上がっているという状態になります。

吉永美子副委員長 それぐらいの金額を出されて、加入されていることのメリットって何があるんですか。

矢賀病院事業管理者 自治体病院協議会は、いろいろな研修に参加できますし、病院経営のノウハウ、全国の自治体病院の経営状況、そういうところを学習できる情報を提供してくれますし、定期的に会合もあります。県内でもやりますし、全国でもやりますから、それなりに貴重な情報が得られるということがあります。産婦人科医会の会費が高いことは、僕も初めて聞いたのでちょっとよく分かりません。

吉永美子副委員長 ちょっと聞き取りが…産婦人科何とかが50万円とか。

伊藤病院局総務課主幹 産婦人科医会が28万円。今の産婦人科医会以外にも透析の医会や、いろいろな医会があるんですけど、そういったところで情報交換などをすることも含めて、今、局長が申し上げたんですけど、そういったものでいろいろ会費が出ています。婦人科もありますし泌尿器科もあります。外科医会とか、様々な医会の会費という形で病院が支払っているものになります。

吉永美子副委員長 それに入っていることによって、メリットも大きいし、また他の自治体の公立病院も入っておられるということですね。

伊藤病院局総務課主幹 基本的に、入っているところが多いのではなかろうかと。確認はできていません。

奥良秀委員長 先ほどの中岡委員のほうの答弁も、あとはよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）この議案書の質疑はこれでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終えます。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、討論を終わりたいと思います。それでは、議案第62号令和6年度山陽小野田市病院事業決算認定につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成ということで、認定すべきものと決しました。ここで休憩を得たいと思いますので、14時50分から再開したいと思います。それでは休憩に入ります。

---

午後2時40分 休憩

---

---

午後2時50分 再開

---

奥良秀委員長 それでは、休憩を解きまして委員会を再開いたします。続きまして、5番の所管事務調査としまして病院事業報告についてということで、執行部からの説明を求めたいと思います。

光井病院局事務部次長兼総務課長 それでは、報告事項のうち「患者数等の動向」から御説明いたします。このたびは、令和7年1月分から6月分までの6か月間分の内容となります。報告書の説明に先立ちまして、報告書には患者数、収益、費用などの経営状況、医業収支比率を掲載しておりますが、患者数と医業収支比率の増減が連動していない部分がございますので、その数値の関係性について御説明いたします。患者数は当月に受診された方の総数を示しますが、収益については窓口収納と保険者負担の調定時期にズレが生じることや、診療報酬の査定減額が受診の2か月後に判明することがあります。また、費用の増減についても全てが

患者数に連動しているわけではないため、患者数の増減と医業収支比率の増減が必ずしも連動しない場合がございます。それでは、報告書に沿って説明をしていきます。まず、令和7年1月分になります。1ページ「令和6年度患者数等の動向（R7.1月分）」を御覧ください。新型コロナウイルス感染症のほか、インフルエンザ流行なども影響し、入院、外来とも予算の予定量を大きく上回る結果となり、入院1日平均は186.4人、外来1日平均は406.9人となりました。病床稼働率は93.7%、平均在院日数は急性期病棟で13.9日、地域包括ケア病棟で26日となりました。医業収支比率は91.6%となっております。次に、2月分になります。2ページを御覧ください。1月と同じく、予算の予定量を上回ることができ、入院1日平均患者数につきましては、182.5人、稼働率は、91.7%です。外来1日平均は389.3人となりました。平均在院日数は急性期病棟で13.5日、地域包括ケア病棟で23.7日となりました。医業収支比率は81.1%となっております。次に、3月分になります。3ページを御覧ください。感染状況は落ち着き、患者数は前月より減少しております。入院1日平均は172.8人、外来1日平均は392.7人となりました。病床稼働率は86.8%、平均在院日数は急性期病棟で14.1日、地域包括ケア病棟で18.9日となりました。医業収支比率は84.4%となっております。なお令和6年度分の累計状況につきましては、先ほどの決算委員会におきまして、御審査いただいた内容と重複しますので、詳細の説明については省略させていただきます。続きまして、令和7年度分の説明に移りますが、令和7年度より、記載方法等、一部修正しておりますので報告します。まず、1日平均患者数についてですが、こちらは、1を下回る部分については、切捨表示とさせていただいています。これは、予定量が「人」を単位としているため、これに合わせる形としています。また、医業費用のうち、職員給与費につきましては、年度を通して必要となる費用について、比率等に注視していくという観点から、賞与など一時的に必要なものを年度に繰り延べた形で掲載しています。それでは、令和7年度4月分になります。4ページを御覧ください。特に経営改革プラン

等で掲げる最重要指標としている病床稼働率に注視することを病院の共通目標とした結果、入院患者数は、予算の予定量と同数となり、入院1日平均患者数につきましては174人、稼働率は87.7%となっております。外来1日平均は377人となりました。医業収支比率は86.8%となっております。次に、5月分になります。5ページを御覧ください。5月においては、新型コロナウイルス感染症のアウトブレイクによって、一部入院などの制限を行う必要があったことから、入院患者数は伸び悩み、入院1日平均患者数は166人と稼働率は83.6%と低迷する結果となっております。外来1日平均は383人となりました。平均在院日数は急性期病棟で13.5日、地域包括ケア病棟で22.1日となりました。医業収支比率は88.9%となっております。最後に、6月分になります。6ページを御覧ください。徐々に入院患者数も回復し、予定入院患者数を維持することができました。また、収支につきましては、先ほどの説明と重なりますが、賞与月となる6月ですが、年間に繰り延べたものとして計算しておりますので、比率への影響は少なく医業収支比率は83.5%となっております。入院1日平均は174人、外来1日平均は365人となりました。病床稼働率は87.7%、平均在院日数は急性期病棟で14日、地域包括ケア病棟で19.1日となりました。

「患者数等の動向」の最後に、令和7年度3か月間分の累計状況について御説明いたします。6ページの累計(A)列を御覧ください。入院については、1日平均患者数は、当初予算(174人)と比較して3人減の171人となりました。また外来については、1日平均患者数は当初予算(396人)と比較して21人減の375人となりました。この3か月間は、入院患者数及び外来患者数ともに伸び悩んでおりますが、DPC方式への移行による成果は単価等に表れております。収支につきましては、入院外来患者数の減により医業収益は予算6月までの標準的な執行率25%に対して下回っている状況です。以上で「患者数等の動向」についての説明を終わります。次に、「資金繰りの状況」について御説明いたします。7ページ「令和6年度資金繰表」を御覧ください。これは1ページから6ページまでの医業収支の数値とは異なり、現金ベース

での動きを月ごとにまとめたものになります。まず、1月の「収入」については、「医業収益」を始めその他の収入について、例月との大きな変動はございませんが、「支出」については、「物件費」では、年未年始分の在庫として薬品や診療材料などを購入していることもあり、例月より大きくなっております。「一時借入金」については、今月は借入返済ともになく、4億5,060万円を翌月に繰り越すこととなりました。次に、2月の「収入」については、翌月の企業債償還金に対応するための「他会計繰入金」などの入金があり、例月より大きくなっております。「支出」については、例月との大きな変動はございません。次に、3月の「収入」については、「企業債」などの入金があり、例月より大きくなっております。「支出」については、「支払利息」として企業債利息を、企業債償還元金として1,915万2,000円の支払いをしております。月末残高の5億3,783万6,000円を翌月に繰り越すこととなりました。続きまして、8ページ「令和7年度資金繰表」を御覧ください。まず、4月の「収入」については、「過年度未収金」では、2か月前の令和7年2月診療分の保険者からの診療報酬が大半を占めております。そのほかの収入について、例月との大きな変動はございません。「支出」については、令和6年度において予算執行しました費用を「過年度未払金」として支払いをしております。また、「建設改良費」では、腹腔鏡手術に用いるビデオスコープなどの購入代金の支払いを行っております。次に、5月になりますが、「収入」「支出」ともに例月と大きな変化はございませんので、最後に6月の説明をさせていただきます。6月は賞与の支給月になりますので、所得税などの「預り金」が例月より大きくなっております。「支出」については、こちらも賞与の支給により「人件費及び預り金」が例月より大きくなりました。「その他」として、未払消費税及び地方消費税などの支払いをしております。月末残高の4億8,102万3,000円を翌月に繰り越すこととなりました。以上で「資金繰りの状況」について説明を終わります。続きまして、報告資料9ページ、市民病院運営調整会議、令和7年3月から令和7年8月までの開催状況について報告します。市民病院経営会議、令

和7年3月から令和7年8月までの開催状況について報告します。資料9ページを御覧ください。主な協議内容は資料のとおりです。まず、各月の病床稼働率の報告と傾向分析についてです。患者数、単価、病棟別稼働率、病棟別重症度、紹介率・逆紹介率について報告を行い、協議を行いました。次に、基本理念、基本方針、令和7年度の病院目標の検討についてです。これらについて経営会議及び運営調整会議において協議を重ねた結果、基本理念、基本方針は、現行どおりとし、令和7年度の病院目標達成のための方策として、収入強化に向けた取組では、集患活動による患者獲得の強化、費用の削減に向けた取組としては、ベンチマークシステム活用による材料費の削減、委託事業の業務見直しによる委託費の削減などを今年度の目標にしました。なお、病院目標の内容については、それぞれの部署で具体的にどのようなことが実行できるかを考え、運営調整会議で各部署から報告を行いました。また、基本理念・基本方針・令和7年度の病院目標については、所属長を通じて全職員に周知しました。次に、リハビリテーション科の標ぼうについてです。入院リハビリテーションの充実のため、令和7年6月から新たにリハビリテーション科を標ぼうすることの報告があり、担当医師や標ぼう箇所の検討を行いました。なお、リハビリテーション科の標ぼうにより、診療報酬の初期加算を新たに取得することができ、増収が見込める旨の報告がありました。次に、紹介患者数増加の検討についてです。経常収支の黒字化を目指すためには、開業医等への訪問活動の強化を図り、新規入院患者を増加させる必要があることから、その対応策を協議しました。今年度は、複数の科の医師が地域の開業医への訪問活動の実施を組織目標に掲げており、売上げや専門性などのデータを活用した効率的な訪問活動により、紹介患者数を増加させる取組を行っていく予定であるとの報告がありました。次に救急医療情報システムの本格稼働についてです。宇部市健康福祉部地域医療対策室が、令和7年11月から宇部・山陽小野田医療圏において本格運用を行う救急医療情報システムへの参加に向けて、各医療機関において説明会が開催される旨の報告があり、本格稼働に必要な機器の確認や機器の設置場所、システムの活用方法等につい

て協議を行いました。その他報告事項としては、透析件数の状況について、各月における診療収益の状況について、病院機能評価の更新について、安否確認システムの導入の検討について、令和7年度当初予算についてでした。経営会議の開催状況については以上のとおりです。

奥良秀委員長 執行部から説明が終わりましたので質疑を求めたいと思います。まず、令和6年度の患者数等の動向について、1ページ、2ページ、3ページまでです。質疑はありますか。決算のほうでやりましたので、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）進めます。続きまして、新年度の令和7年度の患者数等の動向につきまして、4ページ、5ページ、6ページまでです。こちらの中で質疑はありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なければ、令和6年度資金繰表です。7ページ。これも決算のほうでやりました。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なければ、8ページの新年度3か月分の4月、5月、6月のものですが、質疑はよろしいですか。

山田伸幸委員 経営会議は……違うんか。

奥良秀委員長 ちょっと待ってください。今、8ページまで行きましたので、8ページまでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）9ページの経営会議。

山田伸幸委員 やはり一部の人だけが今の経営について理解をし、力が発揮できないというのでは意味がないと思います。こういった会議で各部の責任者が一堂に会して、やはり思いを一つにする。その辺でこの会議の後、ここで話されたことが下まできちんと通っているかどうかというのはいかがでしょうか。

光井病院局事務部次長兼総務課長 経営会議を毎月第1火曜日に行った後に、第3火曜日に運営調整会議を開いております。経営会議に参加しない、

その他の所属長がそこに出てきて、大体40名近くの職員、各所属の所属長がそこに出てきてきますので、経営会議で話し合った事項についてはそちらの運営調整会議でも話して、その話した事項については、各所属の所属長が下の職員まで伝えるように指導をしております。

矢賀病院事業管理者 年に1回に全職員を対象として、病院の経営状況と病院が進むべき方向について、1週間かけて、私と経営企画室と医事課が、共同して30分ほどの講習会を開いております。今年は200人ぐらいが参加しております。

中岡英二委員 経営会議ということですので将来についてのお話をされていると思いますが、認知症の方が大変増えております。そうした中でこの物忘れ外来といった辺りの協議をされてますか。

矢賀病院事業管理者 検討したことはございません。ただ、認知症の患者の数が増えてますので、現在、非常勤の医師で、山口大学からの神経内科の先生と精神科の先生がそれぞれ週に1回ずつ来ていただいているので、そこで対応されています。それで十分認知症の対応ができるかといえば、必ずしもそうではないので、認知症の患者が増えてきていますので、この辺はもう一度検討してみる価値はあるかなと考えております。

中岡英二委員 この委員会でも、認知症の予防というところで視察に行ったんですが、そうした中でやはり市民病院とか大きな核になる病院で認知症の方が安心して生活できるまちづくりというのを聞いてきました。ぜひとも、市民病院も今から認知症は必ず増えていくものですし、早期発見がとにかく一番だということなんで、ぜひとも、こういう会議の中でお話の一つとして取り上げていただきたいと思いますと思っております。

奥良秀委員長 いかがですか。

矢賀病院事業管理者 分かりました。

山田伸幸委員 リハビリテーション科の標ぼうというふうに説明があったんですけど、これは具体的にはどういうことなんでしょうか。

佐々木病院局医事課長兼診療情報管理室長 リハビリテーション科のリハビリ自体は、今までも、十分実施しておりました。標ぼうというのが、保健所に対して内科、外科とかと同じように、リハビリテーション科っていう科の名称を掲げることができまして、それを改めて、リハビリを充実させるという意味で、病院の表示の中に、科をもう一つ増やしたということになってます。

奥良秀委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、5番目の所管事務調査、病院事業報告について終了いたします。ここで職員の入替えを行いますので、15時20分から委員会を再開いたします。それでは休憩に入ります。

---

午後3時12分 休憩

---

---

午後3時20分 再開

---

奥良秀委員長 休憩を解きまして委員会を再開いたします。審査内容の2番、議案第60号令和6年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、資料の質疑は終わっていると思いますが、それで間違いはないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、決算書のほうに移りたいと思います。歳出から質疑を求めたいと思います。452ページから質疑を求めたいと思います。452ページ、453ページです。1款総務費、2項徴収費なんですけど、基本的に、特別徴収がメインだと思っていたんですけど、ここ

で徴収費のうち、役務費が特に約200万円程度支出されてるんですけど、こういった内容でこれだけの支出になるんでしょうか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 徴収費のうち役務費における通信運搬費については、保険料の通知書等を発送している郵送料になります。あと手数料については、口座振替やコンビニ納付等の各種手数料になっております。

山田伸幸委員 保険料徴収通知というのは、これは全員に送られるんですか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 保険料の賦課がかかった被保険者の方皆様にお送りしております。

吉永美子副委員長 後期高齢者の医療管理業務として、令和6年度から2人になられていて、その前年度は3人じゃなかったかと思っています。令和6年度に2人で業務されてきて、問題があったとは言えないでしょうけども、本当にこの2人でどのように対応されたのかをお聞きしたいと存じます。

西崎保険年金課長 職員数でございます。令和5年度は、保健師が1人おりました。先ほど午前中の答弁の中でも、令和6年度から後期高齢者の保健事業を一般会計に予算を移したと申しました。人件費も映しておりますので、令和6年度は保健師の人件費が特別会計に入っておりません。事務方の職員2名の人件費になりますので、事務職員については、令和5年度と令和6年度の人事異動で、人件費は変わっておりますけども、人数体制については変わっておりません。

奥良秀委員長 その他、ありますか。453ページまでです。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、454ページ、455ページ、並びに、その次の456ページの調書までの質疑があれば、よろしいでしょうか。

吉永美子副委員長　せっかくなのでお聞きしたいんですけども、国保と違って、後期高齢者の場合は広域連合ということですよ。事務的な作業がありつつも、被保険者は増えているけれども、お1人に対していろいろなケアをしてあげないといけないといったことのお仕事では、山陽小野田市は負担はないということでしょうか。

水野保険年金課年金高齢医療係長　保険料の通知を市から送るということもありますし、資格確認書についても市のほうから発送はしております。そのため、保険料についてのお問合せや、資格確認書についてのお問合せは市のほうにも、もちろん入ってきます。やはり、被保険者数が増えているところもあって、日中電話や窓口で付きっきりになることも、最近は多くなっております。

奥良秀委員長　その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ歳入のほうに移りたいと思います。448ページ、449ページ。

山田伸幸委員　保険料の納付のことを伺いたいんですけど、御自分で納付通知書を持って納付するのは可能なんでしょうか。

川村保険年金課収納係長　普通徴収となられてる方の中には、納付書を持ってこられて窓口で納付される方もいらっしゃいます。

山田伸幸委員　ということは、原則、特別徴収でありながら、普通徴収になっておられる方は、窓口での納付ができるということでしょうか。

川村保険年金課収納係長　そのとおりです。

西崎保お陰年金課長　少し補足します。後期高齢者医療は、法律で決まってお

りますので、特別徴収が原則です。ただ、午前中も担当が申したと思いますけども、年金の額によって、普通徴収の方がおられます。普通徴収の方も、基本的には口座振替が前提でありますけども、中には一部の人で、口座がないとか、いらっしゃいますし、後期高齢者に移行したての方は半年ぐらいは普通徴収の方がいらっしゃるので、特別徴収前提と言いながらも、普通徴収の方もいらっしゃいますし、口座振替前提と言いながらも、納付書でお支払いになる自主納付の方もいらっしゃいますというような現状です。

奥良秀委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、450ページ、451ページ。質疑はありますか。

山田伸幸委員 保険基盤安定繰入金2億7,400万円というのは一般会計からの繰入れになるのでしょうか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 おっしゃるとおりです。

奥良秀委員長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、質疑を終わりたいと思います。討論はありますか。

山田伸幸委員 後期高齢者医療保険制度は、以前から言っておりますけれど、やっぱり年齢によって入る保険制度が違うということは異常な在り方です。ですからこの制度については、以前の政府が言っていたように、これは廃止すべきだと思っておりますので、決算についての認定はできません。

奥良秀委員長 その他、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで討論を終結いたします。それでは、採決に入りたいと思います。議案第60号令和6年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について賛成の方の挙手を求めます。賛成の方の挙手を

お願いします。

(賛成者挙手)

奥良秀委員長 賛成多数で認定すべきものと決しました。以上で、議案第60号を終了いたします。それでは再開を15時40分から再開いたします。それでは休憩に入ります。

---

午後3時30分 休憩

---

---

午後3時40分 再開

---

奥良秀委員長 それでは休憩を解きまして委員会を再開いたします。続きまして、審査内容の3番、議案第59号令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、執行部より説明を求めたいと思います。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長 議案第59号令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明します。介護保険事業は、介護保険事業計画に基づき事業を進めています。この計画は、現状に沿ったものとなるように3年ごとに見直しを行い、保険料などの改定を行っています。令和6年度は、第9期事業計画の初年度となっております。保険給付費の予算につきましては、国から示されたワークシートに基づき、令和3年度からの3年間の人口、要介護認定率、サービスの利用動向の推計を基に、施設の整備動向など本市固有の事情を勘案して給付費を算定しています。また、地域支援事業による介護予防や、要支援者を対象にした予防給付を予算に組み入れております。それでは、決算書の35ページをお開きください。歳入歳出決算総括表です。予算現額68億8,418万8,000円に対しまして、歳入額は、67億8,968万8,655円、歳出額は、66億8,671万1,313円となり、形

式収支は1億297万7,342円の黒字となりました。なお、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、同額が翌年度への繰越金となります。それでは、決算につきまして、決算事項別明細書に沿って、決算の概要と前年度決算と大きく異なる費目を中心に御説明させていただきます。まず、歳出から御説明します。1款総務費です。428、429ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の1節から4節までは、課長や介護保険係等の職員の人件費です。430、431ページをお開きください。12節委託料の帳票類印刷・封入等委託料244万6,510円は、納入通知書等の印刷及び封入・封緘処理業務を民間に業務委託しているものです。2項1目賦課徴収費は、第1号被保険者の保険料の賦課徴収に必要な納入通知書、督促状の印刷費や郵送料です。3項1目認定審査会費の1節報酬664万1,660円は、介護認定審査会の審査員報酬で、委員数は40名、8合議体で運営しています。2目認定調査等費は、介護認定調査に係る経費で、主治医意見書の作成手数料や介護認定調査委託料です。2款保険給付費に移ります。保険給付費の支出済額は、総額60億4,396万3,715円で、本特別会計の歳出総予算の約90.4%を占めており、昨年度と比較して、約4.4%の増となっています。1項介護サービス諸費は、要介護1から要介護5までに認定された方が利用するサービスの保険給付費です。令和6年度末の要介護認定者数は、2,902人となっており、前年と比較して48人の増となっています。サービスごとの前年度比較では、居宅介護サービス給付費は8.7%増、施設介護サービス給付費は5.9%増、居宅介護福祉用具購入助成費は1.6%減、居宅介護住宅改修助成費は5.7%増、居宅介護サービス計画給付費は3.6%増、地域密着型介護サービス給付費は1.5%減となりました。432、433ページをお開きください。2項介護予防サービス等諸費は要支援1、2の認定を受けた方が受けるサービスに対する保険給付費で、主なものである介護予防サービス給付費は、前年比6.2%減となりました。4項1目高額介護サービス給付費は、利用者負担額が一定の限度額を超えた場合に支給される給付費です。前年度と比べ9.5%増の1億3,528万4,881円とな

りました。434、435ページをお開きください。5項1目高額医療合算介護サービス給付費は、医療費と介護給付費の自己負担額を合算した額が、一定の限度額を超えた場合に、介護給付の割合に応じて支給されるものです。前年度と比べ2.0%減の2,050万4,593円となりました。6項1目特定入所者介護サービス等費は、低所得者に対する介護保険3施設及び短期入所における食事、居住費の補足給付費です。前年度と比べ1.7%減の9,497万6,437円となりました。3款地域支援事業費に移ります。1項介護予防・生活支援サービス事業費は、基本チェックリストに該当された方と要支援1、2の方が利用する介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用です。1目介護予防・生活支援サービス事業費の2節から4節までは、高齢福祉係職員の人件費です。436、437ページをお開きください。12節委託料の介護予防ケアマネジメント委託料は、総合事業を利用する場合のケアプランの作成委託料です。18節負担金、補助及び交付金のうち主なものは、総合事業の訪問型サービス費負担金、通所型サービス費負担金です。2項1目一般介護予防事業費は、介護認定に関係なく誰でも参加できる、介護予防を目的とした事業です。12節委託料のうち、介護支援ボランティア活動事業委託料は、社会福祉協議会へ委託しました。また、認知症予防業務委託料は、認知症の発症を遅延させることを目的に実施する認知症予防教室の委託料です。3項1目任意事業費の2節から4節までは、高齢福祉係職員の人件費です。438、439ページをお開きください。12節委託料のうち、安心相談ナースホンの年度末の設置数は、昨年より10台増の385台となっております。19節扶助費は、紙おむつ購入助成費と成年後見人報酬助成費です。2目包括的支援事業費は、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備を行うもので、2節から4節までは、地域包括支援センター職員の人件費です。440、441ページをお開きください。12節委託料のうち、介護予防支援業務委託料は、要支援1、2の方の福祉用具貸与や訪問看護、ショートステイ等の介護予防サービス利用に係るケアプラン作成委託料です。また、在宅医療・介護連携相談窓

口業務委託料は、山陽小野田医師会に委託して実施しました。生活支援体制整備事業委託料は、山陽小野田市社会福祉協議会に委託しました。また、高齢者実態把握委託料は、地域包括支援サブセンターに委託し、実績は延べ1,679人となりました。442、443ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金のうち、地域包括サブセンター負担金1,840万円は、住民に身近な地域で支援を必要とする高齢者やその家族に対し、総合的な相談に応じるために市内に設置しているサブセンターのうち、4か所の運営負担金です。4項その他諸費、1目審査手数料は、総合事業に係るレセプト審査手数料です。4款基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金で1億4,984万2,604円となりました。基金の残高については、379ページをお開きください。中段にあります介護給付費準備基金は、令和6年度末で6億8,030万9,848円になっております。442、443ページにお戻りください。5款諸支出金は、1項1目第1号被保険者保険料還付金は、第1号被保険者の保険料の過誤納還付金です。3目償還金は、介護給付・地域支援事業に係る国、県及び社会保険診療報酬支払基金の前年度交付金の精算になります。6款予備費につきましては、支出はありませんでした。続いて、歳入を御説明します。418、419ページをお開きください。1款介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料です。収納率は現年度分が特別徴収と普通徴収を合わせて、前年度の99.76%から99.79%に、滞納繰越分が前年度の23.12%から19.65%に、全体では、前年度の99.17%から99.26%となりました。3款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護サービス給付費の国の負担金で、負担割合は施設介護サービスが15%、在宅介護サービスが20%となっております。なお、現年度分については、10億5,912万9,125円となりました。2項国庫補助金の1目調整交付金は、第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されるもので、交付割合は5.57%で、3億3,829万6,000円となっております。420、421ページをお開きください。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、負担割合20%で、3,313万9,573円となりました。3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）は、負担割合38.5%で、3,971万8,482円となりました。4目保険者機能強化推進交付金は、市が行う高齢者の自立支援や重度化防止といった介護予防の取組に対して国が補助するもので、695万4,000円となっております。5目介護保険保険者努力支援交付金は、地域支援事業を充実して行う高齢者の介護予防・健康づくりに必要な取組に対して国が補助するもので、1,313万9,000円となっております。4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、介護サービス給付費の第2号被保険者の保険料に当たる部分です。負担割合は27%で、16億4,566万4,765円となっております。2目地域支援事業費交付金は、負担割合27%で、4,910万8,000円となっております。5款県支出金、1項1目介護給付費県負担金は、介護サービス給付費の県の負担金で、負担割合は施設介護サービスが17.5%、在宅介護サービスが12.5%で、8億6,287万9,122円となりました。422、423ページをお開きください。2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、負担割合12.5%で、2,352万6,625円となりました。また、2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）は、負担割合19.25%で、2,255万7,727円となりました。7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は、介護サービス給付費の市の負担金です。負担割合は、介護サービス給付費の12.5%で、7億5,549万5,464円となりました。2目地域支援事業費繰入金は、地域支援事業の市負担分です。負担割合は、介護予防事業が12.5%、包括的支援事業、任意事業が19.25%で、3,937万4,019円となりました。3目その他一般会計繰入金は、国の補助対象とならない事務費と地域支援事業の交付対象以外の人件費の繰入れとなります。424、425ページをお開きください。4目低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者の介護保険料について、給付費の5割の公費負担とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化するものです。具

体的には、保険料の段階区分のうち、市民税非課税世帯に該当する第1段階から第3段階までの方の保険料を基準額から軽減しており、その軽減額に係る繰入金となります。なお、低所得者保険料軽減繰入金は低所得者保険料軽減負担金として、繰入金の2分の1が国庫、4分の1が県費で負担されています。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、計画に基づき基金を取り崩したものです。8款繰越金は、令和5年度から令和6年度へ繰り越した前年度繰越金です。426、427ページをお開きください。9款諸収入、3項2目雑入の新予防給付居宅介護支援費は、地域包括支援センターで作成する介護予防サービス支援計画の介護報酬です。説明は以上となります。御審査のほどよろしく願います。

奥良秀委員長 執行部からの詳細な説明がありましたので、質疑を求めたいと思いますが、質疑は歳出から始めさせていただきたいと思います。まず、428ページ、429ページの総務費ですね。こちらのほうから、質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 総務管理費で支給されている給料というのは職員の内訳とあわせて何人分ですか。

竹内高齢福祉課課長補佐 1款1項1目のみということでよろしいでしょうか。(うなづく者あり) まず正規職員が8人、任期付職員が5人、会計年度任用職員フルタイムが1人、パートタイムが2人ということになります。

山田伸幸委員 その中には資格を持っておられる方はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 介護保険系の職員になりますので、資格を持った職員が合計で7名おります。任期つきも含めてでございます。

山田伸幸委員 資格でケアマネジャーとか社会福祉士とかですね。そういった配分というか、どういう資格を持ってる方がいらっしゃるんですか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 介護保険系の職員につきましては、主に認定調査員となっておりますので、地域包括支援センターのように人員の基準があるわけではありませんので、主には介護福祉士だったり看護師だったりという資格を持たれた職員となっております。

山田伸幸委員 今、調査員と言われたんですけど、実際にこの皆さんで何名ぐらいの調査を受け持っておられるんでしょうか。

奥良秀委員長 令和6年度、何人ぐらい調査されたかということです。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 市職員の調査数は、令和6年度に2,491件行っております。これは地域包括支援センターも含めた数になっております。（「2,419件ですか」と呼ぶ者あり）2,491件です。

山田伸幸委員 それを7人で回っておられるということなんですか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 先ほど申しました2,491件というのは、地域包括支援センターの職員も含んでおりましたが、地域包括支援センターの職員は、100件強ぐらいを担っておりますので、2,300件ぐらいを7人で行っております。

奥良秀委員長 今の質疑の内容の回答です。7名で2,300件ぐらいを見られているということですのでよろしいんですかね。ちょっといろいろ混同したので、もう一度できれば答弁をお願いしたいんですが。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 2,300件程度行っております。（「7人で」と呼ぶ者あり）

山田伸幸委員 今見ておられるのが、この訪問調査をされるのは、1年に1回ですかね。どういう頻度で訪問されておられますか。

末永高齢福祉課介護保険係主任 主に更新の方になるんですけれども、有効期間が1年から4年ですので、長い方であれば4年に1回の認定調査ということになります。

山田伸幸委員 4年となると介護度が進行したりということもあろうかと思うんですけど、その辺を見ながら、例えば行ったときに、訪問調査じゃなくて、様子を見たときに、これは進行してるとかそういうのが分かってくるんじゃないですか。どうでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 任期が4年ある方でも途中で状態が変わられるような場合には、区分変更申請をすることができますので、そういった申請をしていただくようになります。

奥良秀委員長 1年から4年というのはどういうふうに決められているんでしょうか。

末永高齢福祉課介護保険係主任 認定審査会の中で、その方の認定調査、医師意見書等の情報によって決まっています。

奥良秀委員長 429ページ、ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、430ページ、431ページ。

山田伸幸委員 2項徴収費、1目賦課徴収費、これは1号被保険者に対して保険料の徴収通知を送るということによろしいんですか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 納入通知書や督促状に係る郵送料等が入っております。

山田伸幸委員 続いて介護認定審査会は、40人で8合議体という説明がありましたが、これを開催される頻度というのはどうなのでしょう。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 週1回から2回になります。

山田伸幸委員 1回の合議体で審査されるのは何人ぐらいでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 30人程度になります。

山田伸幸委員 以前、大体1人当たり2分から3分だと聞きました。となると、医師意見書もなかなか皆さんで確認をすとかいうふうにはならないんじゃないかなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

奥良秀委員長 たしか事前配布はされているという話もあったと思うんですが。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 そうですね。1週間前に資料を送付させていただいております、そして事前に皆さんそれぞれよく確認していただいております。

山田伸幸委員 その中でやはり医師意見書等を見られても、1合議体がやはり5人ですかね。やっぱり意見がそれぞれあったときに、さっき言ったように2分から3分ということでは済まない場合も出てくるんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。令和6年でそういうことがあったかということですね。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 そうですね。状態が変わらない方に関し

て皆さんの意見が一致した場合には早いんですけども、もちろん意見が分かれたりとか新規の方とか区分変更の方は、じっくりと審議していただいているところです。

奥良秀委員長 ほかの委員の質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。431ページ。

山田伸幸委員 以前、主治医意見書がなかなか出てこないということもあったんですけど、最近どうでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 なかなか受診に来られない方がいらっしゃるとか、お医者さんの御都合で遅延することとかもございますけれども、その際は相手方から御連絡を頂いたり、こちらからも確認を取ったりしております。

山田伸幸委員 主治医と言われても、なかなかこの人が主治医というふうにはっきり言えない方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけど、そういうことはないんでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 やはり中には自分が意見書を書くとは思っていなかったと言われる先生もいらっしゃいますけれども、申請者に対して、受診の際に先生に主治医意見書をお願いしますと一言お伝えくださいとこちらからもお伝えするようにはしております。

奥良秀委員長 その他質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、432ページ、433ページに移ります。

山田伸幸委員 施設介護サービス給付費が17億円ですか。居宅介護で20億円と非常に大きい給付費になっているんですけど、ここのサービスで、実際に自分が受けたサービスがきっちりその方に提供されているかど

うかというのは、どういうふうな判断をされるのでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 居宅介護サービスを使われる方、施設サービスを使われる方、ともにケアマネジャーのケアプランが存在いたします。ケアプランをつくる際に、その方のアセスメントとか、ニーズとかを把握をした上で適切なサービスを調整するようにしておりますし、定期的にモニタリングとして評価をしながら見直しを行っているところでございます。

山田伸幸委員 特に施設介護の場合、なかなか自分の思ったようなところに行けないということをよく聞くんです。私自身も相談を受けたときにケアマネジャーの方とも話したことがありますけれど、なかなか対象者の方が思ったようなサービスが受けられないということがあろうかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 施設入所に関しましては、やはり施設の入所費用がどうしてもかかってくる場所もありますし、また御本人が考えていらっしゃるのと、実際に入居された後で思ったのと違うということも私どもも聞くことはございますが、その点に関しましても、施設相談員であったり、ケアマネジャーがおりますので、住み替えなどの御相談にも乗れるかと考えております。

山田伸幸委員 住み替えと今言われたんですけど、なかなかそれが簡単にできるような状況じゃないと思うんですね。ほんと施設に入れただけでよかったっていうのが実感だと聞いておるんですけど、その辺いかがでしょうか。

奥良秀委員長 令和6年度の実績としてそういったことがあったのかということで、答弁をお願いしたいと思います。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 全てのケースに対して把握をしているわけではないですけれども、やはり介護度が重度になられて、施設を替わられるという方もいらっしゃいます。それに対してその他もろもろ御相談には応じていただいていると認識はしております。

山田伸幸委員 なかなか思ったサービスというかそういう入所ができなくて、介護サービス住宅、介護付きのサービス住宅ですね、サ高住といったところに入らざるを得ないという方が随分おられるんじゃないかなと思うんですけど、そういったことはありませんか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 サ高住と言われる施設も、決まったサービスの提供であったり、食事だったり見守りだったりというサービスがありますので、入居の際にサービスの内容というのは説明をして契約をして入所されていると理解をしております。

奥良秀委員長 今、制度の運用についての話になっております。今は実績の認定ですので、その辺をよく考えて質疑と答弁をお願いしたいと思います。

中岡英二委員 施設介護サービス給付の中で、資料の46ページにある、介護用療養医療施設サービスというのが、回数も人数も金額もゼロ円になるんですけど、どういうことなのか教えてください。

奥良秀委員長 どういうことというのはどういう質疑ですか。どういうことっていうのをもうちょっと具体的に。

中岡英二委員 せっかくあるサービスが全然利用されていないという、その理由を教えてください。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 療養型が医療型に変わって、廃止になったということになります。介護医療院に転換された形になります。

吉永美子副委員長 ちょっと確認させてください。要支援1、2の方が該当するこの介護予防サービスの関係で、2項1目のところで5項目出てるわけですよね。福祉用具のこととか。予算で上げておられたよりも、実績としては5項目中4項目が低い状態で決算を迎えているわけですが、これは結局こういったものが不要でないということになったんでしょうか。それか要支援1、2の方が減って実態として数が減ったということか。どのような状況で予算を計上しておられたときよりも減っている決算になっているんでしょうか。4項目について。

末永高齢福祉課介護保険係主任 この中で前年度予算から見て、実績で減っているのが、介護予防サービス給付費と介護予防住宅改修助成費です。これについては、予算として見積もったところではあるんですけども、実際としては利用される額が少なかったというところになります。

奥良秀委員長 その理由はどうなのかという質問なんですけど。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 大きな現象としてあるのが、やはり介護予防サービス給付費が少し減少しております。この要因としましては、事業所の廃止というのが一番大きな要因になりまして、おととし12月に廃止になったケアハウスさんよりの要支援の方のサービス分が実績は入ってございましたので、令和6年度実績は少し減少しているというところと、それから介護予防通所リハビリテーション、こちらが令和6年3月末で1事業所廃止したところがありましたので、その減少によるものと考えております。

山田伸幸委員 最近よく聞くのが通所介護、いわゆるホームヘルプですね。これをやられる事業所が相次いで撤退するというのがいろいろなところで聞かれているんですけど、本市ではそういったことは起きておりませんか。

末永高齢福祉課介護保険係主任 今の山陽小野田市では、撤退というところは起きておりません。

山田伸幸委員 それと、訪問入浴をされる事業者は何社でやっておられるんですか。

末永高齢福祉課介護保険係主任 山陽小野田市内での訪問入浴の事業所はございません。

山田伸幸委員 では今、上がっている訪問入浴サービスはどこかの業者が来ておられるのでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 宇部市や下関市の業者になります。

山田伸幸委員 新たにそういったサービスを受けようとするれば、市内の業者はいないけれど、市外から来ていただけるということによろしいのでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 おっしゃるとおりでございます。

奥良秀委員長 よろしいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）432、433ページまでなければ、次に移りたいと思います。434ページ、435ページ。

山田伸幸委員 地域支援事業について伺います。介護予防の生活支援サービスでチェックリストから外れた人が、これの対象という認識でよろしいですか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 総合事業の対象者は、要支援1、2の認

定を受けた方と基本チェックリストに該当になった方が対象となります。

山田伸幸委員 では要支援1、2の方が、要介護認定を、進んだらろうということ  
で受けたときに、これが進行していてこのサービスから外れるとい  
うことはあるんですかね。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 総合事業のサービスは通所介護とそれか  
ら訪問介護のサービスになります。同じ介護給付でこの二つの事業を行  
っておりますので、基本的には同様のサービスを受けられていると考  
えております。

奥良秀委員長 決算認定を行っておりますのでそのような質疑をお願いしたい  
と思います。その他、質疑はありますか。よろしいですかね。今は43  
4ページ、435ページを審査しております。（発言する者あり）1目  
がつながってるからそこで。

山田伸幸委員 介護予防ケアマネジメント委託料というのが出てきております。  
ケアプラン作成の額が少ないようなんですけど、これは、今実際に受け  
ておられる件数が少なくて、このような金額なんでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 介護予防ケアマネジメントの全  
体の件数は、令和5年度と比較して増加をしております。

山田伸幸委員 何件ぐらいになっておりますか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 この委託料は、全体の件数のう  
ち、居宅介護支援事業所に委託をする部分の委託料となっておりまして、  
委託の件数は1,264件なんですけれども、介護予防ケアマネジメント  
全体の件数は4,564件となっております。

山田伸幸委員 ということは、3,300件は市のほうでやっておられるということなんですか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 直営の包括とサブセンターで担当しております。

山田伸幸委員 先ほどのケアプラン作成の続きになるんですけど、これを7人ぐらいで全部やられるということなんでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 地域包括支援センターの職員でケアプランを立てる職員が16名程度おりますので、職員で担当しております。

奥良秀委員長 戻りまして434ページ、435ページはよろしいですかね。  
（「なし」と呼ぶ者あり）なければ次に進みます。436ページ、437ページ。

吉永美子副委員長 先ほどの介護予防ケアマネジメントの下の訪問型サービス委託料がありますよね。これは予算のときと比べて激減なんですけど、この理由は何ですか。予算では204万5,000円取っておられたと思うんですが。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 訪問型サービス委託料は短期集中型の訪問リハビリサービスとなり、利用される方は入院等されていた方で、自宅に戻られて短期的に3か月程度集中的にリハビリをして、サービスを使わない生活に戻ったため、この金額になっております。

奥良秀委員長 見込みよりも対象者が少なかったことですね。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 おっしゃられるとおりです。

山田伸幸委員 それと介護支援ボランティアですね。これは社会福祉協議会が  
やってもらっているサービスなんですけど、今これに参加されてる介護  
支援ボランティアの参加者があまり増えてないと聞いています。いかが  
でしょうか。

藤永高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 介護支援ボランティアの登録者について、  
介護保険特別会計では、1号被保険者の登録者になり、令和6年度末で  
100人となっております。昨年よりも4名減少している状況です。

山田伸幸委員 今の説明だと、要介護を受けておられる方がやるんですか。

藤永高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 介護認定は関係なく、ボランティアの登  
録をされている方が100名となっております。

山田伸幸委員 以前お聞きしたときに、転換交付金といったものがあったんで  
すけど、これの実績はどんなですか。

藤永高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 昨年度、転換交付金として交付した金額  
は3万4,000円となっております、交付者は11人となります。

吉永美子副委員長 ということは、人数が減っていったることによって、予算  
上よりも半分ちょっとかな。280万円ぐらいあったのが150万円ぐ  
らいになってるので、それは登録していただいている方々の人数が減っ  
ていったることによる影響ですか。

藤永高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 予算には委託料として社会福祉協議会に  
委託する人件費相当も含まれておりますが、予算の中にはこの活動をし  
ていただいて交付する見込みの金額も含まれております。実際に予算よ  
りも少なかったというのが、やはり活動していただく方が少なくなって

いて、それに応じて転換交付金で交付した金額が少なかったということが要因となります。

山田伸幸委員 介護支援ボランティアをされるというのは非常に大切な取組の一つであると思われまして、実は以前、私自身も登録をしてそういう活動のお手伝いをしたかったですけど、後々なかなかそれを継続するというのが非常に難しいなっているのを感じて、今は登録から外れているんですけど、やはり、手続きがすごく複雑になってきてるんじゃないですかね。どうですかね。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 登録をやめられた方へのアンケートを確認すると、やはり一部には、活動する施設との時間調整等に負担を感じられている方もいらっしゃいます。ただ、この調整については、なかなか事務局側のほうで実施することも難しいので、課題とは考えておりますが、現状としてはそれぞれの活動者に調整をお願いしているところで

奥良秀委員長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ次に進みたいと思います。438ページ、439ページ。

山田伸幸委員 安心ナースホンが、先ほど385台ということでしたが、安否確認ということではかなり大切な事業となっているので、これがもっと広まっていんじゃないかなと。例えば、2人で住んでおられても、片方の方は昼間デイサービスに行っておられると。1人だけ家に残られるという例もあるんで、そういった方も含めて、この安心ナースホンが使えるようにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 安心相談ナースホンの申請対象者については、高齢者のお2人暮らしでも対象になりますし、御家族と一緒に暮

らされていても日中独居になる方も対象になります。

山田伸幸委員 2人以上で住んでおられる方、あるいは家族が出ておられて、日中独居というのは数として多いんでしょうか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 細かい分析までは資料を持ち合わせておりませんが、割合としてはそんなに多くないと把握しています。

吉永美子副委員長 この安心ナースホンについては、いつも取り上げさせていただいてまいりました。予算としては430人分取り上げて、令和6年度もすごくいろいろな努力をしてこられたと思います。とにかく増えていっていること自体、私は評価をさせていただいているわけですが、令和6年度、より多くの方の命を守り、また安心につなげていくってこの事業をどのようにアピールしてこられたんでしょうか。令和6年度の努力についてお聞きします。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 ナースホンの周知につきましては、これまでも市の広報紙やホームページ、それからFMスマイルウェーブのラジオであったり、各種施設等へのチラシの配布を行っております。それから民生委員に実施していただいております実態調査でも周知をさせていただいておりますし、昨年度、新たに始めたものとしては、11月のSOSの健康フェスタや、3月にサンパークで実施された献血イベントで、ナースホンの展示をして周知を図ったところです。

吉永美子副委員長 そうすると、いきいき体操といった場に行かれて、「こういうものありますよ」というようなアピールはしておられるんですね。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 100歳体操の会場全てに職員が行っているわけではありませんので、全てで実施できておりません。御指摘いただいた内容については、今後検討していきたいと考えております。

吉永美子副委員長 私としては、要は進めたけど今はいいよというのは、それはそれでいいと思っているんですよ。でも、存在自体を知らない高齢者がおられないようにしていただきたいと思うので、あらゆる手を使ってアピールしていただきたいということを念願しておりますがいかがでしょうか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 これまでも御意見を頂いております、私たちが今登録されている方で全て十分だという認識は当然持っておりません。今後も引き続き、周知には力を入れていきたいと思っております。

山田伸幸委員 包括的支援事業費の中の委員報酬は介護給付の適正化委員会だと思っておりますけど、その活動内容についてお答えください。

岡手高齢福祉課地域包括支援センター所長補佐 こちらは地域包括支援センター運営協議会の委員報酬となっております、年に2回開催しております。

奥良秀委員長 その活動内容という質疑なんですが、どういったことをされておられますか。

岡手高齢福祉課地域包括支援センター所長補佐 地域包括支援センターで行っている事業の報告をさせていただいております、その中で委員から意見を頂きながらそこで地域課題等の協議を行いながら次の年度に何を行っていくかという、実績報告と計画の説明をさせていただいております。

奥良秀委員長 今ちょっと飛びました。438ページ、439ページはよろしいですかね。

吉永美子副委員長 まず、この扶助費の中の1点目、紙おむつ購入助成費につ

いては、当初計上した予算よりもかなり減っているんですけど、その理由について、大事な助成費だと思いますのでお聞きしたいと存じます。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 紙おむつ助成費については、利用実績自体は昨年よりも伸びております。予算は前年と同額で予算要求をしておりましたので、予算要求の金額自体は今後適切に利用者を見込んで金額は算定していきたいと思えます。

吉永美子副委員長 それともう一つの扶助費の成年後見人の報酬助成費ですね。これについても、少ないのがいいのかどうか私もちょっと分からない部分はあるんですけども、予算よりも半分以下に実態としてなっておりますが、これをどのように評価していいのでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 報酬助成の件数自体は令和5年度よりも増加をしておるところです。予算の考え方につきましては、副委員長が言われるように予測が難しいというところがございます。成年後見の申立ても、後見人の報酬が払えない方に対する助成となっており、この助成の対象が市長申立ての件数に限らないということになります。私たちの把握をしていない申立てによる報酬助成が発生するという可能性を考えて、少し多めに予算を確保させていただいているところで、実績としてはこのようになっております。

山田伸幸委員 その上のメール配信システム負担金というのがありますが、これは自由歩行者が出たときに、その方が出たら見つけたら連絡してというように、登録された方にメールを送る、そういう内容でよろしいのでしょうか。

岡手高齢福祉課地域包括支援センター所長補佐 おっしゃるとおりで、見守りネットさんようおのだとってメール配信で登録者の情報を送るものになります。

山田伸幸委員 実際にどういうふうにするのかという運用の実地訓練みたいなことはされていますか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 見守り声かけ訓練と言って、行方不明になられた認知症等の高齢者の方に声をかけて早期の発見につなげるという、模擬訓練を令和6年度4か所で行っております。

山田伸幸委員 このメール配信の中で、文字情報だけなんですよね。その方の写真だとか、そういったものを出さないとなかなか発見しにくい、そういったことまでのサービスはしてないと思うんですがいかがでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 事前登録いただく際に写真の登録も受け付けております。これはあくまでも登録される方が何を登録されるかというところになりますので、写真の登録がある方で公開に同意を頂ける場合は、メール配信の際に写真も添付をしております。令和6年度は市内のメール配信という実績がなくて全て市外でございましたので、写真の添付はありませんでした。

吉永美子副委員長 先ほどの国保じゃないですけども、ここにおいても、地域包括支援センターの運営協議会委員というのがおられますね。年2回協議会を開いていると思うんですが、ここについても、要は全員ではないということになるんですよ。12人が出ておられませんよね。このことについては、こちら側としてどのように評価すればいいのでしょうか。

岡手高齢福祉課地域包括支援センター所長補佐 おっしゃられるとおりで、令和6年度は2回開催し、1回目は12人中10人の出席、2回目は12人中11人が出席という結果になっております。こちらに関しても協議会の日程は、3か月前ぐらいから会長、副会長、状況を聞きながらお知らせをしております。一度は出席という連絡を頂いていても、直前にな

って体調不良により欠席ということも今回ありました。急な予定で出席できないという委員もおられました。包括支援センターとしてもこちらの会議は大変重要な会議という認識でおりますので、今後も出席を促していきたいと思っております。

奥良秀委員長 438ページ、439ページ終わってもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では続きまして440、441ページです。

山田伸幸委員 一番下のところに先ほど実施主体が医師会と社会福祉協議会とあった在宅医療介護連携相談窓口業務委託料は13万2,000円ですが、生活支援体制整備事業委託料は77万2,360円とかなり差があります。この活動の中身はどういうふうに違うのでしょうか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 まず、在宅医療介護連携相談窓口業務につきましても、例えばケアマネジャー等でこんな案件で医療的な相談を受けたい方が、委託している山陽小野田市医師会に対して相談をするというものになります。それに対して、生活支援体制整備事業はいわゆる、協議体であったりと、地域の支え合いづくりのための業務として、社会福祉協議会に委託をしているものになりまして、こちらは人件費が含まれておりますので金額が大きくなっております。

山田伸幸委員 その下の認知症カフェ事業委託料があります。今実際にやられているのは4か所ぐらいだと思うんですけど間違いないですか。

岡手高齢福祉課地域包括支援センター所長補佐 4か所に委託しております。

山田伸幸委員 事業の内容からすると、もっといろいろなところで出かけていく、そしてまたみんなで支え合っていくということからすると、もっと広がってもいいんじゃないかなと思うんですけど、市としてはどのように考え、どのように努力されておられますか。

岡手高齢福祉課地域包括支援センター所長補佐 市としましては中学校区に1か所の設置を目指しております。現在、委託しております4か所のうち3か所は、認知症サポーターステップアップ講座の受講修了者が主に行っていたいておりますので、引き続きそういった講座の中で、カフェの設置について声かけを行い、増やす方向でいきたいと思っております。

中岡英二委員 委託料の在宅医療介護連携相談窓口業務委託料13万2,000円とありますが、どこに何か所ぐらいあるんですか。

岡手高齢福祉課地域包括支援センター所長補佐 在宅医療相談窓口は、山陽小野田医師会に委託しており、1か所になります。

中岡英二委員 1か所ということなのですが、相談窓口を増やしていくというお考えがあるかどうかお聞きします。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 在宅医療に関する相談窓口はやはり医療に関する内容の相談が多くございます。やはり専門的な知識を持ち合わせているというところで医師会に委託をしておりますので、増やす考えは現在のところは持っておりません。

奥良秀委員長 増やさなくても大丈夫という考えなんですよ。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 はい、おっしゃるとおりでございます。

奥良秀委員長 その他、441ページまでです。前に進みますね。442ページ、443ページ。

山田伸幸委員 18節の中の備考にあります地域包括支援サブセンター負担金

が1,840万円で、住民に身近なサービスが提供されるということでした。4か所しかないということを知って、住民に身近なセンターとなるともっと多くてもいいと思うんですけど、これはどういうふうな運営がされているのでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 地域包括支援サブセンターは、本来は5か所ほど設置されておりましたが、令和6年度に1か所、これ日赤のサブセンターが廃止になりまして4か所になっております。もともと地域包括支援センターができる前の在宅介護支援センターが5か所ありまして、そこがもともと地域の高齢者の皆さんの相談支援を行っていました。そういう経験とスキルがある職員がいらっしゃる5か所をお願いをしていたところで、令和6年度は4か所というところで、本庁と一緒に支援をしているところです。

山田伸幸委員 その割には1,840万円というかなり大きな金額が計上されているんですけど、これは人件費といった類いの金額になるのでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 これは負担金という形でお支払いをしているもので、1か所、1月当たり460万円掛ける12か月（後刻「460万円掛ける4か所」に訂正）というところでございます。

中岡英二委員 今の関連なんですけど、相談件数、2,617件と資料中にありますが増えてるんですか。減らしたということは、相談件数は減っているということですか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 令和5年度に比較しますと令和6年度の実績は若干、減少はしております。

奥良秀委員長 すみません、挙手をお願いします。

中岡英二委員 出るということで5か所あったのを4か所にしたということですか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 このサブセンターの廃止はサブセンター側の法人の御都合によるものでして、相談件数が減ったからという理由ではございません。

中岡英二委員 減ったからと言って、市民は不便さを感じないと。減ってもいいということですね。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 1か所廃止になった地区に関しましては、本庁の地域包括支援センターがフォローをして対応しておりますので、限られた人数ではございますが、支援をしているところでございます。付け加えて、相談件数全体としては若干減ってはいるんですけども、訪問件数だったり、来庁者の件数で言えば、どちらかというところ増加傾向にはあるというところがございます。

奥良秀委員長 言える範囲でよろしいんですが、1件減った理由は何かあるんでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 実は、日赤のサブセンターが廃止になったんですけども、これはもう何年も前から休止という状態が続いておりました。いろいろ要因はあるんでしょうけれども、お聞きしたうちのひとつとしてはやはり人員不足ということをお聞きしております。

山田伸幸委員 基金積立金についてお聞きします。現在の残高が約6億円あって、今度新たに恐らく昨年の決算に基づいた積み上げが1億5,000万円程度あったということなんですけれども、これを考えるとちょっと保険料が高過ぎて、積み上げが多くなってるんじゃないかなという見方も

できると思うんですがいかがでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 基金の適正額についての考え方なのですが、まず約60億円の介護給付費が5%増加しても耐え得る状態とするために、3年間で2億円程度必要と考えております。一方で、介護保険制度、第9期の計画期間において、単年度で1億8,000万円ほど基金を取り崩すようにしております。なので3年間で5億4,000万円です。2億円と5億4,000万円単純に合わせると7億4,000万円というところになりまして、今の基金残高でも十分にこれが確保できておるといふふうには考えてはおりません。

奥良秀委員長 よろしいでしょうか。その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ歳入に入ります。418ページ、419ページ。

山田伸幸委員 介護保険料の収入についてですけど、以前、最初スタートしたときは5段階で今13段階ですかね。この13段階にすることによって、徴収額全体でいうと、多くなっているんでしょうか。それとも必要額がこれで調整されて、ちょうどいい徴収だと考えておられるんでしょうか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 先ほどの基金でも説明をさせていただきましたが、介護保険は3か年の計画で全体の予算を考えております。現在は令和6年度からの3か年の計画で保険料を算定したところでして、まずは、介護給付のサービスが実施できなくなるような状況は避けないといけないというところで、保険料設定しておりますので、現時点では問題はないと考えております。介護保険料は13段階になっておりまして、全体としては国の基準に基づいて設定はしているところで、低所得者の方については、保険料負担は若干減少し、高所得者の方にその分を負担をしていただくという形で設定をしているところです。

奥良秀委員長 歳入の418ページ、419ページ。なければ次行きますね。  
420ページ、421ページ。

山田伸幸委員 国庫補助金の中に介護給付費調整交付金が3億2,800万円、  
地域支援事業費調整交付金が、999万円あるんですけど、これは、ど  
ういった目的のための交付金なのでしょうか。

奥良秀委員長 419ページに戻るんですね。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 介護給付費調整交付金と地域支援事業費  
調整交付金については、基本的に介護給付の国庫負担であれば25%と  
言われているところですがけれども、その自治体の後期高齢者の割合であ  
ったりとか、65歳以上の方の保険料の収入額は、自治体によって差が  
出てきます。そういった差が全国的に大きくなるように、25%の  
うち5%部分をこの調整交付金として調整することになっております。  
本市では、令和6年度では通常5%ではありますけれども、少し多くな  
りまして5.57%が交付割合となっております。

山田伸幸委員 若干増えている理由というのは、高齢化率が高いからというこ  
となのでしょうか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 要因として細かい部分は分析はできませ  
んけれども、後期高齢者の割合が全国よりも比較的多い点が要因として  
考えております。

奥良秀委員長 よろしいですね。420ページ、421ページに移ります。

山田伸幸委員 420ページ、4目の保険者機能強化推進交付金で、自立支援  
の取組に対する交付金だという説明が先ほどされたんですけど、本市  
はどういった自立支援事業が評価されてこういった交付につながったと

考えておられるでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 この評価の対象となる事業が、今、市で行っている地域支援事業の中の介護予防の事業だったり、認知症や在宅医療などの事業が対象になっているものです。

奥良秀委員長 よろしいですかね。では次に行きますよ。422ページ、423ページです。（「なし」と呼ぶ者あり）次に行きます。424ページ、425ページ並びに426ページ、427ページまでで質疑はありますか。

山田伸幸委員 424ページの一番上に低所得者保険料軽減繰入金とあります。これは介護保険料にそれぞれ段階がありますけど、その段階によって何段階ぐらいのところの対象になるのでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 第1から第3段階までが対象になります。

山田伸幸委員 それは基準となる保険料のところ以下ということでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 はい、おっしゃるとおりです。

奥良秀委員長 よろしいでしょうか。その他、427ページまでですね。なければ、付け加えて444ページの調書もあります。その中から質疑はありますか。

山田伸幸委員 雑入の中に、家族介護支援事業参加者負担金があるんですけど、これ家族会合の方がそういう事業に参加したときに、参加費を徴収していったんですかね。これは無料で参加させるということじゃなかったですかね。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 家族介護支援事業は、市内の在宅高齢者を介護している家族に対して、介護の精神的、身体的な負担の軽減を図ることを目的に高齢者の介護されている方同士の交流の場や、介護技術の習得の場として、年2回実施をしております。その中で食事等の提供もしておりますので、その一部負担金として1人当たり610円ほど徴収させていただいております。

山田伸幸委員 その上の雑入金というのは何ですか。

竹内高齢福祉課課長補佐 令和6年度に行ったソーシャルワーク実習に係る委託料で、山口県立大学と東亜大学からそれぞれ委託料を得ております。大学生が実習に来る際に、大学がその部分を負担しておるものがありまして、その負担部分を歳入しておるということになります。

奥良秀委員長 参加料というか、勉強料ですね。その他、何かありますか。いいですかね。質疑はありますか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 一つ訂正をさせてください。先ほど歳出のところでサブセンターの負担金のところで、1か所当たり460万円掛ける12か月と言ってしまいましたが、正しくは、460万円掛ける4か所の間違いでございました。大変申し訳ありませんでした。

奥良秀委員長 もう一度確認しますが、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで質疑を終了いたします。討論はありますか。

山田伸幸委員 この介護保険制度というのは、スタートしたときからもう既に25年をたちました四半世紀です。その間にいろいろなことがあるんですけど、事業を重ねるにつけて、なかなか使いにくいそういうサービス

になってきたんではないかと思っております。その分、市の負担はかなり大きくなっている。そして、利用者というか高齢者の負担も、スタートしたときには、2,700円から2,900円程度だったものが、今6,000円近くまでなっています。そういった高齢者の負担も大きいということで、この決算認定については反対とさせていただきます。

奥良秀委員長 反対ということで、そのほかに討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで討論を終結いたします。それでは採決に入りたいと思います。議案第59号令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 賛成多数で、認定すべきものと決しました。それではただいまから休憩に入りまして17時15分から委員会を再開いたします。それでは休憩に入ります。

---

午後5時7分 休憩

---

---

午後5時15分 再開

---

奥良秀委員長 それでは、休憩を解きまして委員会を再開いたします。審査内容6、議案第75号山陽小野田市児童館条例を廃止する条例の制定について執行部より説明を求めたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 議案第75号山陽小野田市児童館条例を廃止する条例の制定について、子育て支援課より御説明いたします。お配りしております資料に基づいて、説明させていただきます。まず初めに、資料の裏面の「※参考（用語説明）」を御覧ください。「児童クラブ」

「児童館クラブ」と似たような言葉が多く出てまいりますので、簡単に用語説明を記載しております。「児童クラブ」は「放課後児童クラブ」や「学童保育」などの名称で呼ばれることもありますが、同じ事業のことを指し、「児童クラブ」は利用に当たり、保護者の就労要件などが必要で、利用料がかかる事業になります。「児童館クラブ」は、児童館で実施している様々なクラブ活動のことを指し、誰でも、基本無料で参加が可能な事業になります。これからの審査の際に、参考にさせていただきたいと思います。それでは、資料を御覧ください。1の廃止理由についてですが、働き方の多様化等、子育て世代を取り巻く社会情勢の変化に伴う、現在の児童クラブのニーズの高まりに対応するため、現在、児童館内で実施している児童館事業及び機能については、他の施設に移行することで実施が可能であることから、令和7年度末である令和8年3月31日をもって、児童館を廃止するため、条例を提出するものです。次に、2の今後の方向性についてですが、児童館機能の移行について、資料中ほどの表に示しております。この表は、令和4年12月議会に用いた資料とほぼ同じものになりますが、児童館が持つ四つの機能のうち、②子どもの遊びの拠点と居場所、③子育て家庭への支援、④課題の発生子予防・早期発見については、小野田児童館廃止時の機能移行内容で特に問題もないため、このたび、廃止予定としております六つの児童館においても同様の機能移行としております。なお、①児童館クラブ・地域子どもクラブについては、今後、市全体でどのように変更していくかを御説明いたします。資料の裏面の【参考】「今後の児童クラブ・児童館クラブ活動（集団的指導及び個別的指導）のすがた」の図を御覧ください。図の左側の「令和7年度まで」の部分が、現在の状況になります。「児童クラブ事業」については、ピンク色で示し、「児童館クラブ及び児童館クラブと類似する事業」については水色で示しております。まず、上段の「小野田地区」には六つの児童館があり、その中で、児童クラブ事業と児童館クラブ事業の二つの事業を実施しております。小野田小学校区については、すでに小野田児童館を廃止しておりますので、児童館クラブに代わるものとして、左側の図、真ん中部分になりますが、「地域

子どもクラブ」を、主に小野田地域交流センターの場をお借りして実施しております。次に、左側の図の下段の「山陽地区」には児童館がありませんので、小野田地区で言う児童館クラブと類似する事業として、社会教育課が所管する「放課後子ども教室」を実施しています。水色で示している「児童館クラブ及び児童館クラブと類似する事業」については、現在、このように小野田地区と山陽地区で違う形態で事業を実施しておりますが、児童館条例廃止の機会に、市内全域で同じ事業を提供していく予定としております。それを示しているのが、図の右側の「令和8年度から」の部分になります。資料の表面にお戻りください。資料の下段「(1) ①児童館クラブ活動・地域子どもクラブの移行について」にも記載しておりますが、市内全域で同じ事業を展開していくことについて、福祉部と教育委員会で「こどもファースト」に主眼を置き、検討を重ねた結果、現在、社会教育課が所管し、実施している「放課後子ども教室」事業を「地域子どもクラブ」事業が発展した型の新規事業として、全市的に実施する予定で準備を進めているところです。以上が、①児童館クラブ活動・地域子どもクラブの今後に関する説明となります。続いて、資料裏面の図にお戻りください。参考までに、この体制を取ることで、児童クラブがどのように変化していくかについて御説明いたします。児童クラブについては、ピンク色で示しておりますが、児童クラブに関しては、児童館条例を廃止した後も、小野田地区・山陽地区ともに、それぞれ現在と同じ場所で継続して実施してまいります。小野田地区については、現在の児童館の建物の中で実施している児童館クラブを他の施設へ移行することで、児童クラブが使用できる面積が増え、広くなる校区も見込めることから、児童クラブの受入れ学年の拡充ができるのではないかと考えております。以上が、今後の児童館クラブと児童クラブの姿の説明となります。最後に、この条例の施行日ですが、令和8年4月1日としております。説明は以上となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりましたので、質疑を求めたいと思い

ます。

山田伸幸委員 小野田児童館の廃止のときに一番危惧した問題が出てまいりました。今回の9月議会に当たってこの条例が出るということが分かったときから、地域のこういった施設を利用しておられる方、あるいは、児童館クラブ等で指導などを行っている方も含めていろいろな御意見をお伺いしました。まず、言われたのが、そんな話は何も聞いていないという声でした。やはり、そういった市民不在のやり方については、私は時期早尚である、市民の理解を得られていないそういった事業は急いでやるべきものではないと考えております。いかがでしょうか。

尾山福祉部長 この件に関しましては、関係者に向けての説明会というのは実施しております。令和4年度の児童館廃止の際は、場所や手法を変えることにより事業の継続見込みが立ったことから、校区内などでの事前説明は行わず、議決後に、関係団体などを含め、説明を行ったところでございます。このたびも事業の継続見込みが立っていることは、小野田児童館廃止時と同じ状況ではございましたが、このたびに関しましては、先ほど委員が言われましたように、地域のほうから、児童館の廃止とともに、建物がなくなるのではないかだとか、児童クラブもなくなるのではないかという不安の声を耳にしたこともあり、議案提出前ではございましたが、まずは、案段階であるものの現在の方向性を示すことで、利用者の方の不安を払拭することと同時に、利用者や地域の皆様方がどのような御意見をお持ちかを聞かせていただくことを目的に、利用者向けの説明会及び地域関係者向けの説明会を実施しております。

山田伸幸委員 それは、児童館のある全ての校区でされたんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 説明会に関しては、まず児童クラブ、児童館クラブを利用されている児童の保護者を対象として2回行っております。それに加えて、地域交流センター長、各小中学校の校長先生とPT

Aの会長、地域活動の代表者の方にお集まりいただき、各校区の地域交流センター7か所を回りまして説明会を実施しております。

山田伸幸委員 私が調べた段階では、そういう話をしようとしたけれど、開催できなかったというのが1か所あるんじゃないですか。違いますか。地域交流センターではされたかもしれないけれど児童館の関係者、保護者に向けたものはできなかったと聞いていますがいかがですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このたびの説明会の大きな主旨といたしましては、先ほど部長がお話ししましたとおり、児童クラブがなくなるのではないかという不安の払拭が一番の目的になっております。説明会に関しましては、児童館が今6児童館ございますが、既に廃止しております小野田児童館の小野田小学校区も含めた7か所で説明会を行っております。

山田伸幸委員 これは、関係者というふうに絞られてますよね。今、地域交流センターと言われたんですけど、私も地域交流センターで活動しておりますし、実際に児童館でも活動したことがありますけれど、何の案内もありません。地域交流センターでそういったことをやるよとか、やりましたとかそういう話もまだ聞いてないんです。こちら側から聞いたら、少数ですが参加して話をお聞きしましたという程度で、やはり地域の皆さんに周知をしたとは到底思えないと思うんですがいかがでしょうか。

尾山福祉部長 まず、このたび一番お伝えしたかったのが現在、児童クラブや児童館クラブを利用されてる方に対してでございます。この方々に対しましては、全ての方に案内をお出しして参加を促しております。次に、地域の関係者というお話もございましたが、先ほども申しましたように、このたび議案提出前ということで、どの程度の内容でお話ができるかというところに、私どもも非常に苦慮いたしました。そこで、まずは一番関係の深い校長先生やPTAの会長等に御案内差し上げて、現在の

方向性だけをお伝えさせていただいたところです。議決を頂きました後には、またきちんと地域に向けて説明を行う予定としております。

山田伸幸委員 議決後では、住民の意見を反映させることはできないじゃないですか。地域の方が、児童館の廃止については駄目だというふうに言われても、後の祭りじゃないですか。実際に自治基本条例では、重要な施策の変更については、利用者への説明責任と理解と納得が必要だ。この利用者というのは、やはりいろいろな方を、私自身も行っておりますので私もその対象になるかと思えますけれど、そういう話はありませんでした。要するに、私を呼ぶと面倒くさいことになるから呼ばなかったのかなというふうに思わざるを得ません。今の話からすると、関係者が呼ばれたというが、私は呼ばれておりませんので。ですから、自治基本条例の精神とも反しているんじゃないですか。

奥良秀委員長 山田委員がおったらどうかという話はまた別の話だと思えますので、客観的な質疑をお願いしたいと思えます。今の山田委員の質疑に対して答弁はありますか。

尾山福祉部長 今申されました自治基本条例は私どもも意識をして、このたび説明会を行っております。意見は決定後では遅いのではないかという御意見でございましたが、このたび回中でも様々な御意見は頂いておりますので、頂いた意見ももちろん参考にさせていただきながら、今後の方向性を柔軟に考えていける部分は考えていこうと思っております。

山田伸幸委員 一番大事なのは、この条例を廃止するかどうかということなんです。ここの部分がもう決まってしまった後は、いろいろ後づけでできるんですよ。だけど、廃止してしまった後ではそれを戻すことができない。それをどうするかということなんです。実際に、この児童館をつくっていくときに、私も運動していったという経験も持っておりますので、やはり地域の願い、そういったものが、子供たちの城としてやっ

できたんだという思いで喜んだという経験を持っておりますし、それをまた、他市からも視察に来られて、各校区にあるこの立派な児童館に対して、ほかの町からは羨望のまなざしで見られている。ぜひ、こういったものをつくってほしいという思いを持たれて、それぞれ帰られて運動しておられるという姿を伺っております。私自身もその運動に関わった人間として、なぜああいう所信でつくり上げてきたこの大事な地域の宝、山陽小野田市の宝と私は考えておりますが、その児童館をなくさなくちゃいけないのか。よそに向かって誇れるもの、他にないものを山陽小野田市は持つてるのに何でなくすのか。ということでは、この問題がそう簡単に短時間で出て、いきなり「決めてください。説明会はありましたよ」というけど、それは本当にごく少数の人たちだけ、対象にされた話合いでしかない。やはり、地域の皆さん、児童館周辺のおられる方、子供を連れてきておられる方、そして、高校生まで含めて、やはり対象者ですので、そういった皆さんの周知などを得られていない、そういう状況でこれを廃止まで持っていくのは余りにも乱暴なやり方だと思うんですがいかがですか。

尾山福祉部長　まず、短時間と言われましたが、令和4年12月議会で小野田児童館の廃止条例を提出した際に、そのときにも小野田児童館以外の6児童館についても、令和7年度末までの指定管理期間満了をもって、廃止する方針であることは明言しております。そこから今まで廃止ありきではなく、どういうふうなことが本当によいのだろうかを随分協議をしまいりました。よって、まず短期間で決めたものではないということが1点でございます。次に、確かに旧小野田市に児童館があるということは、本市の子育て施策の強みであったであろうとすごく感じておりますが、児童館を設置した当初は、下校時に保護者がいない児童の健全育成を掲げ、実施してきたと理解しております。先ほど、冒頭石田次長の議案説明にもありましたが、現在はこの役割については、児童クラブが担ってきており、また、社会情勢の変化に伴い、児童クラブのニーズというのが非常に高まってきておりますので、まずはこのニーズをどうに

かしていきたい。それとあわせて、では、児童館の機能をどうしていくのかと考えたときに、児童館クラブに関しては、先ほど説明させていただいた方針で、そしてそのほかの機能についても、小野田児童館廃止の例の状況を見た上で、これであれば機能移転ができるという判断をもって、このたび廃止条例を提出させていただいたところでございます。

山田伸幸委員 例えば、赤崎校区の例を挙げますと、赤崎児童館と、そして、赤崎地域交流センターは大変離れておりまして、これは逆方向の場合だったら、逆に、そういったところで児童館の機能を果たすようなことをされても、今までだったら参加できていたのに、参加できなくなるということも当然出てくるわけです。それは、須恵であっても、同じなんです。須恵児童館だから参加できたけれど、地域交流センターになると遠くなるという子供もたくさんおられます。そういった面でいうと、地域交流センターでやるからいいじゃないか。それはできるかもしれません。しかし、肝腎要の子供ファーストと先ほど言われたんですけど、子供が置き去りになってしまう可能性も非常にある。そういったことは検討されてなかったということですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このたび説明会を開催しましたというお話をさせていただきました。その中で、いろいろな御意見を頂いております。その中に、今山田委員が言われましたような安全面、移動の距離でありますとか、子供だけの移動が危険ではないかとかというようなお話も頂いております。現在、児童館クラブの実施場所として、地域交流センターも一つの場所として考えております。教育委員会のほうが今実施している放課後子供教室を全市的に行う方向で考えておりますが、実施場所としては、地域交流センターや学校の空き教室等も検討して、今後決定してまいりたいと思っております。

山田伸幸委員 これは、須恵の場合なんですけど、須恵では児童館の事業として、子供防犯教室だとか、お話の会のボランティア、それとか、あと事

業としてフラワーアレンジメントをやっているとか、将棋クラブ、生け花クラブ、クッキングクラブ、折り紙クラブ、化学遊び、ぴよぴよクラブなど、たくさんの事業が児童館の事業としてやられていて、これが全て地域交流センターでやるとなると、今度は地域交流センターの事業にも影響が出てきてしまう。ですから、子供たちはその場で学ぶこともできるし、それをやりたい子供たちは学校からそのまま行けるという大変すぐれた面があったわけですが、そういったことがなくなってしまうすよね。地域交流センター等に移動してしまえば。そういった面で、なぜ今できているのに、それをわざわざ離れたところでやるようなことを考えていくのか。今、空き教室もと言われてるんですけど、空き教室があるならそこを使って、例えば、今須恵なんかは3年生までですけど、4年、5年、6年の受入れもできるんじゃないか。そういったことは一切抜きで、とにかく、廃止の方向だけが追求されてきているんじゃないかなと思うんです。いかがですか。

尾山福祉部長 まず、空き教室があればそこを児童クラブにというお話ございましたが、このことは今までも教育委員会等々、協議はしているところでございます。そして、このたび、先ほどこのポンチ絵でいう左側の水色の部分、ここの場所についてが今、論点になっていると思います。ここも空き教室と明言できないのは、今まだ調整をしております、地域交流センターや空き教室など学校によっても事情が違うと思いますし、地域によっても、例えば地域交流センターが近い場所、遠い場所等があると思いますので、まだ確定できない形で検討中と記載をさせていただいております。

奥良秀委員長 ほかの委員からも質疑を求めたいと思うんですが、質疑はないですか。

中岡英二委員 本山児童館のことについてお聞きします。本山の学校内に本山児童館がありまして、児童館の中で児童クラブという形で一階を利用さ

れており、二階のほうで、子供たちは無料で遊んでいるという認識があるんです。今までの児童館としてやられていたそうした機能は、児童クラブ自体は残るんでしょうけど、そのままいろいろな形でいろいろなところが受け持ってやるという児童館クラブとしての機能が、そのまま残っていくという認識でいいんでしょうか。

奥良秀委員長 だから、児童クラブはそのまま残って児童館クラブがほかの場所でやるという質疑なんですけど、回答をお願いします。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 お配りしております資料の表面の真ん中辺りの表を御覧いただけたらと思います。まず、児童館の事業として、①、②、③、④これが児童館の機能、事業になっております。②、③、④につきましては、小野田児童館廃止時の機能移行の内容で特に苦情等もございませんので、②、③、④については、右端にありますように以後、移行後の実施場所、事業の実施場所として今記載しておるような内容を考えております。①の児童館クラブ、地域子供クラブにつきましては、今教育委員会のほうと協議を重ねて検討中ではございますが、今後の実施場所として、各地域交流センターでありますとか、学校の余裕教室であるとか、そういった場所を今検討しているということになります。

古豊和恵委員 今まで児童クラブで、6年生まで預かってほしい家庭は多かったと思うんです。それが今回、児童館クラブが放課後子供教室に移行することによって、児童クラブとして全部が使えるようになると。そうすると今まで3年生までだったのが、6年生まで通える可能性が増えてくるわけです。そうすると助かる家庭が非常に増えるのではないかなと思っておりますので、私は賛成しました。いいことだと思っております。

奥良秀委員長 すみません。山田委員もちよっと待ってください。今、賛成を表明する場所じゃないので、質疑をお願いします。

古豊和恵委員 児童館クラブは、これから放課後子供教室になってしかるべき  
だろうと思っております。

山田伸幸委員 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○例えば、須恵な  
んかでは、3学年まででも児童館全部使わないとやっていけないんです  
よ。今まで空き教室を利用して、4、5、6年にもやってくれって言っ  
てもやってくれなかったんですよ。いっぱいなんですよ1、2、3年だ  
けで。だから、そういったところでは今の話は全く通用しません。○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ですから、私自身も  
それは知っておりますし、児童館で、本当にぎゅうぎゅう詰めなんです  
よ。ですから、須恵の児童館クラブは曜日を選んで日にちを選んで実施  
しているというのが今の実態なんです。○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○  
○○  
○○

奥良秀委員長 山田委員、決めつけた発言はやめていただくようお願いします。  
ちょっとマイクを落としてもらっていいですか。高圧的な言葉遣いであ  
ったりとか、そういったことは今委員会やっておりますので、やっぱり  
萎縮される方もいらっしゃると思いますので、もう少しきちんとした発  
言をしていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

山田伸幸委員 高圧的と受け取られたなら、謝罪をしたいと思えます。ですが、  
今言ったように、須恵では、もう3学年で児童館がいっぱいになって、  
児童館の活動をやめれば受け入れられるということでは全くありません。  
そのことはぜひよく知っておいていただきたいし、たまにはそういった  
ところを見に行っていたきたいと思えます。そういった状況の中で、  
児童館クラブをほかに移せばそれが全部うまくいくかという私はそう  
ではない。先ほど言ったように、須恵児童館では、子供たちが多い中で  
も、さっき言ったような常設のクラブが六つあります。さらに月1回で  
すけど、いろいろな教室等もされていて、本当に活発な事業が行われて

いるんですね。やはりそれも地域の協力があってこそなんです。ですが、私自身も参加をしておりますけど、そういった努力というか、地域の児童館を盛り立てていこう、子供たちのために自分の力を尽くしていこうと思っておられる方、皆さんの先ほど説明会をしたと言われたですけど、話を聞くと代表者クラスですよ。PTA会長だとか、校長だとか。そうじゃなくて、やはり日頃そういうのに携わっておられる方も含めてきちんと話をするべきだし、それが決まってからではもう遅い。廃止がもう決まった後、説明して歩いたって何の意味もないですよ。廃止すること自体が問われているのに、それを議会にさっさと預けて、議決を受けたら説明して歩きますよというのは、まさに山陽小野田市がこの間やってきた同じ手法なんですね。これは山陽小野田市の自治基本条例の精神とも反します。それでは、今の市政の在り方に対して、市民の理解と納得が得られないやり方だ。これがまた繰り返されようとしているということに強い危惧を持っていますし、地域の賛同も得られない。今後地域の人たちが皆協力してくれるかということ、疑問を感じざるを得ない。やはり地域の皆さんの納得と道理を得た、そういった努力が尽くされているかとなると、先ほどの言われたメンバーでそれが得られたと考えられておられるんなら、それは違うのではないのかと思うんですがいかがでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど御説明させていただきましたが、説明会については、児童クラブ、児童館クラブを利用されている児童の保護者宛てにも、御案内を全員に送らせていただいております。ですので、関係者の方々の意見ももちろんお聞きしておりますが、実際利用されている保護者の方、市民の方にもお話はお聞きしております。

山田伸幸委員 それは児童クラブの利用者の保護者ですよ。児童館のクラブに行っている保護者にはどうなってるんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 児童クラブの利用者の保護者の方、あと児

童館クラブの利用者の保護者の方にも御案内を差し上げております。

山田伸幸委員 それは案内が1回こっきりですよ。残念ながら、私の聞いた範囲では、自分も関与しているけれど、そういう案内が届いたのかもしれないけれど、それは見ていない。案内をしたというふうに言っているだけで、やはり、全ての人がそういった対象として呼ばれたわけではないということよろしいですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このたび児童クラブを利用されている児童の保護者の方、あと児童館クラブを利用されている児童の保護者の方、全員に415通、おのこの御家庭に文書を配布しております。説明会につきましても、市役所の大会議室で1回、あと、Aスクエアで1回、合計2回ほど説明会の機会を設けて御案内をさせていただいております。

奥良秀委員長 案内のほうは紙ベースでやられてるのか。今、よくメール等々、小学校校区で送られているとは思いますが、どういう手法でやられたんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 文書配布です。

奥良秀委員長 それは間違いなく手元に届いていると執行部はお考えでよろしいんですかね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 はい、おっしゃるとおりです。

山田伸幸委員 説明会が市役所の大会議室とAスクエア。決して地域に出かけられていって、例えばそれぞれの児童館でされるということはされなかったということよろしいですね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 説明会につきましては、先ほど御説明した

とおりでございます。

山田伸幸委員 それは、全体を対象にして皆さんおいでくださいというふうな丁寧な案内ではなかったと思わざるを得ません。やはり、自分の子供が通っている場所なら行けるかもしれなかった。また時間もありますからね。皆さん、大体仕事しておられるでしょうから、そういった時間も含めて、そして、こういったことをやるんだということがきちんと案内がされていたかどうかということも、今思えば疑問だなというふうに思っています。ですから、利用者にも全部案内したと言っても、文書を送っただけですよ。結局その中で、大会議室、Aスクエア、それぞれ参加者は何人だったんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 参加者につきましては、説明会2か所で合計25名の出席となっております。

尾山福祉部長 付け加えてございますが、先ほど説明会の開催についてと、どういうふうな形で御案内が行ったのかという御質問も入っていたと思いますが、児童クラブ事業については従前どおり現在の場所で継続予定としておりますが、児童館での他事業等については変更する予定というふうにきちんとお伝えをした上で案内をしております。

山田伸幸委員 私が今言ってるのは、児童館の廃止方針がその中できちんとうたわれていたのかどうかですが、それはいかがですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今回の説明会につきましては、まず冒頭説明の中でも申し上げましたが、児童クラブ、児童館クラブと、ちょっと紛らわしい名前がついておりますので、それぞれの用語説明とそれぞれ児童クラブの現状、児童館クラブの現状について御説明をさせていただいております。それとあわせまして、今皆様方に資料としてお配りをしております裏面の図になりますが、今回の説明会は小野田地区での説明

会をしておりますので、小野田地区のところに書いてある絵を説明会の資料に載せさせていただいて、これを基に御説明をさせていただいております。今回の説明会の大きな目的というのが、先ほどからお話ししていますとおり、児童館がなくなるイコール児童クラブがなくなる、これは働かれている御家庭にとってはとても大事なことになりますので、その不安を払拭したいということが今回の説明会の大きな目的となっております。この説明をさせていただいた中で、児童クラブがなくなる、よかったというようなお声も聞いております。

奥良秀委員長　ちなみになんですけど、児童館本来の目的であったりとか、児童館クラブではなくて児童館の本来の目的でこられている方の実績数は、執行部のほうで求められているんですかね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　児童館の利用状況については確認をさせていただいております。平成30年度から令和6年度までの各児童館の利用人数を見ますと、現在、1日当たりの児童館の利用人数は9.76人、10人を切るような状況になっております。

奥良秀委員長　9.76人と言われますのが、児童館クラブも入れての人数なんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　児童館クラブも含めた、児童館を利用されている小学生、大人の方、あと幼児の方を全て含んだ数字になっております。

奥良秀委員長　今言われてる児童館クラブは、もう今小野田小学校校区ではほかの場所でされているということなんですけど、それを外した人数っていうのは分かるんですかね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　先ほど平成30年度から令和6年度までの

人数を把握しておりますと御説明いたしました。これにつきましては、幼児、小学生、中学生、あと大人の方、それぞれ人数を出しております。全体で平均1日当たり9.76人ですと御説明いたしましたが、小学生が大半を占めているような状況で、小学生の人数が1日8.2人となっております。ですので、この人数が、児童館クラブの利用人数とほぼ同じ数字になるのではないかと考えております。

奥良秀委員長 本来の児童館としての機能でつくられたときの、要は8.2人をのけた場合に、要は18歳まで、誰でも児童館に来てもいいですよという中で、児童館クラブに参加しない人考えた場合にはほぼほぼいらっしやらないと考えてもよろしいのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 人数の分析からいくとそのようになると思います。

奥良秀委員長 分かりました。今クレームは多分ないとは思いますが、児童館がなくなって、児童クラブが小野田小学校の中に入って、児童館クラブが今、地域交流センターのほうに移行してますけど、そこで何かしら問題があるとか。先ほど山田委員のほうから場所が遠くなると言われました。小野田小学校から小野田地域交流センターまでかなり距離が変わってるんですけど、そういったもので批判的な御意見とかは今まで出てるのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 苦情等は特に入ってきておりません。

山田伸幸委員 では、小野田地域交流センターでやられてるのは、参加者はどれぐらいいらっしゃるんですか。

奥良秀委員長 たしか前、決算のときに、資料とか写真を出してもらってると思いますけど。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 令和6年度の地域子供クラブの参加者の実績ですが、246人いらっしゃいます。

吉永美子副委員長 今回2回行われたということなのですが、ここには児童館クラブに所属している保護者、それと児童クラブに子供が所属している保護者が一堂に会したということですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 はい、そのとおりでございます。

吉永美子副委員長 そうすると、要は児童館クラブの保護者、そして児童クラブの保護者、それぞれ何人ずつ案内して、何人ずつ来られたんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 児童クラブの保護者の方は415名、あと、児童館クラブの保護者の方、これは重複している場合もございますが、児童館クラブの利用者としては58名いらっしゃいました。

吉永美子副委員長 その中で何人が来られたんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 その説明会の中で、この中で児童クラブの利用者の方、挙手をお願いしますというような投げかけをして、あと同じく児童館クラブの利用者の方はどれぐらいいらっしゃいますかということで投げかけをさせていただきました。人数の詳細については今持ち合わせておりませんが、大半が児童クラブの利用者の方でした。児童館クラブの利用者の方も25名参加された中で10人弱はいらっしゃったかと思います。

吉永美子副委員長 大会議室に入る人数だったということですね。だから児童クラブに入ってる子供の親、重複するけど415人でしょう。案内は

415人と言われましたよね。だから、その中で何人が来られたっていうこと、そこははっきり言えないのかな。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 説明会に来られたのは、2か所合わせまして25名です。

吉永美子副委員長 とっても少ないけど、それで、いわゆる市としては、来ない人は、もう了解していただいているという認識なんですか。その人数で良しとされておられますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 説明会の開催時間が夕方の6時からだったので、参加が可能であった方が25名ということになっております。ただ御案内を差し上げておりますので、子育て支援課に電話を頂いて、どういう内容でしょうかというような問合せもございましたし、このたび御案内をさせていただいている文書のほうに、児童クラブについては継続して実施の予定ですということもある程度書かせていただいておりますので、その文書を見て、例えば児童クラブの利用者の方であれば、児童クラブはこのまま継続されるんだなということで、説明会にわざわざ足を運ばれなかったというケースもあるというふうに認識しております。

吉永美子副委員長 私の言うことがちょっと外れるかもしれませんが、何年前かな。今期じゃないんですけど、以前、子育てのお母様たちからお話を聞こうということで、議会が出て行ったときがあったんですね。それで、児童館で活動されている方からお聞きしたときに、長期の子供たちが休業というか休みのときになると、児童クラブの子たちが来るから自分たちが使いづらいというお話があったんですよ。そういう点では、今回の配慮というのはどのように取ったらいいんですか。逆に、そういう思いを持ってる親御さんがおられれば、児童クラブの子供たちが来て、自分たちは活動しにくいからよそに行くってことでしょうか。だから、そうい

う問題がなくなるっていう認識でいいんですかね。児童館クラブという言い方でいいと思うんですけど、児童クラブじゃないほうだから、親御さんでおられましたけど、児童クラブの子たちが来るから、自分たちが活動しにくいという御意見があったので、そういうことが今もって、もし思いがあるとなれば、児童館から交流センターなりよそに行かれるわけでしょう。そうすると、児童クラブの子供たちと一緒ににはならないわけじゃないですか。だから、活動の部分では人数は少ないかもしれないけど、活動としてはそういうようなクレーム的な心情はなくなるということになりますよね。それでよろしいですよ。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今回の副委員長の認識で間違いないと思います。

吉永美子副委員長 それともう一つ。やはり行政がもともと違って、山陽町のほうには児童館がなかったわけですよ。不平の声があったかどうかは私も分からないんですけど、だから公平性を保つことが一つと、もう一つは山陽地区でやってきた放課後子供教室がこれまで出てきた成果を評価した点で、このたびこういう形に、いわゆる児童クラブはそのまま行くけども、児童館はやり方変えますよっていう方向に移動したっていう認識を持ってもよろしいですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 はい、そのとおりでございます。令和6年度に子育て支援課と教育委員会のほうで協議を幾度か重ねております。放課後子供教室を全市的に移行していくことを検討している理由の一つとしては、この放課後子供教室には四つの強みがございます。まず活動プログラムの多様性、参加者の多様性、参加児童の保護者の声、持続可能なまち育て、この四つの大きな強みを全市的に生かして、先ほど副委員長が言われましたとおり、同じサービスを提供するというので、このたび児童館条例の廃止の機会に全市的に同じものを、いいものを子供ファーストで提供していきたいという思いから、このような検討に至っ

ております。

山田伸幸委員 今のは後付けですよ。 (発言する者あり) どう見てもまだしゃべってるじゃない。なぜ手を挙げるんですか。私の発言を邪魔しないでください。

奥良秀委員長 すみません。マイクを落としてください。質疑が終わるまでは、挙手をしないようにしてください。山田委員もあまり感情的にならないようによろしくお願いいたします。それでは、質疑を最初からお願いします。

山田伸幸委員 放課後子供教室と児童館クラブというのはやられていることが全く違うんですよ。やはり児童館を使ってやる。そこは子供の城と言われてるところですよ。そこで、地域の指導員あるいは専門家が来て、いろいろな指導を子供たちにやっていくというのが、今行われている児童館クラブなんですよ。ですから、先ほど言ったように、須恵では多彩なクラブ活動が行われていて、それは須恵だけではなく全ての児童館でそれぞれの地域に合った、あるいは地域の指導者に合った指導がされている。地域交流センターが使えるから、あるいは、山陽でうまくいったから、それをわざわざなくすと。これは以前、本会議でも議論になりましたけれど、公平性を保つために、山陽地区でも設置しますという約束を一度されているんですよ。代表的な地点に児童館を造りますという約束が反故にされている。御存じないからですよ。そういったことがあったのに、それを全く無視して、いつの間にかその方針が消されてるんですよ。だからそういった面でいうと、公平性が片方にあるものをわざわざ全部なくしていくことは私は行政の手法としては絶対にあってはならない。公平性という言葉を使って、今ある優れたものをなくしていくようなやり方はとるべきではない。やはり他からも高く評価されているものを宝として大事にしていく。そのことが将来に対する私たちの大切な役割を今担っているその一つだというふうに思いますので、この児

童館を廃止すべきではないと思います。

奥良秀委員長 質疑をお願いしたいと思います。

山田伸幸委員 そういった観点で、公平性を保つというふうに先ほどから言われておりますけれど、一度は市が山陽地区にも造りますと約束したんですね。その約束が反故されたということは御存じですか。

古川副市長 公平性というのは後づけでも何でもございませぬ。これはまず最初に言わせていただきます。山陽町と小野田市が合併したときに、小野田市のほうには児童館があつて山陽町のほうにはないということで、総合計画の中にも一時出ました。しかしながら第二次総合計画の中にはそこはございませぬ。というのは、やはり行政というのは生き物でございまして、社会情勢、また、いろいろな時の情勢によって刻々と変わるものと理解いたしております。児童館も旧小野田市、平成の七、八年ぐらいから造りました。私も財政課におりましたから、予算をつけた経緯も知っております。そうした中で、当時の児童館の使命と、今、30年たった児童館の使命は、当然、社会情勢によって変わってきており、先ほど次長が申しました中で、副委員長が申されたとおりでございませぬ。そうした中で、やはり今児童館は基本的に児童クラブというものに、子育てのニーズが移行してきておると。児童館という形式の形がなくても、内容がちゃんと生かされればいい。それは先ほど次長が申しまして、副委員長も復唱されましたけど、山陽地区でやっておる放課後子供教室というのは、非常に充実されて評価も高い。それを踏まえての新しい形のを発展的にもう少しいいものにしていこうという考えで、入れ物があるかないかではなく、いかに子供に対して児童クラブをちゃんと充実させて、それ以外の児童館クラブのこともまた違う構えで充実させていくかというのが大事です。児童館廃止条例を提出いたしておりますけど、中身については子供ファーストでやっていくっていうのは部長、次長が申したとおりでございませぬ。

山田伸幸委員 廃止を決めた本人といえますか執行部ですから、当然そういうふうな言い方をされると思います。私たちは、運動の成果として、児童館の完成を喜んだものとして、児童館そのもの、これはやはり地域の保護者の願いが実現されたもの、そういった喜びを私たちは一同思ったわけですね。ところが、そういった地域のことを全く考えずに、ほんのごく一部の人にだけ説明をして、説明しましたよ。そして、ここで議決が得られたら後でまたやりますよっていうのは、それはもう後づけでしかない。やはり今、児童館をどう生かしていくのか、先ほど言ったように、児童館としての機能がなかなか発揮できないという事情もあります。それはほかの方法で、例えば、今受け入れられていない4年生、5年生、6年生をそれこそ空き教室に活用していけばできるわけですけど、それもせずに、そのキャパといえますか、その校区の人数に合わない児童館のまま置いていると。それは行政の責任だろうと思います。本当に今、私たちの将来に対する責任が問われているのではないかなというふうに思っておりますが、そういった地域の皆さんが運動した一つの成果として、今の児童館があるというのを執行部は御存じなんでしょうか。

古川副市長 旧小野田市ではそういうような流れでございました。しかしながら、合併して山陽小野田市という市域になって、山陽小野田市という地方公共団体で考えた場合、当時、旧小野田市で盛り上がった。しかしながら、山陽地区にはそういうものがない。それをまた山陽地区に造れということも一時ありましたが、予算的なもの、それ以上にもっと山陽小野田市全体で考えて、どこに予算をつけるかということも必要でございます。昔、旧小野田のときに盛り上がったことは私も承知いたしておりますが、やはり20年、30年たてば、時代の社会情勢の変化によりまして、当然変わってくるということも御理解いただきたいというふうに思います。

山田伸幸委員 承知しておられると言われましたけど、私は副市長がそういう

場におられたというのを承知しておりません。やはり運動してきた保護者の皆さんと喜びを分かち合ったというのは非常に大きな経験として、そしてなおのこと、今のこの児童館が地域の宝としてそういった校区の皆さんの心の中にあるんだ。それを形が変わったから時代が変わったからということで地域の納得も得られない。説明会もやはり非常に限られた人にだけ案内をするということでは、自治基本条例の精神とは全くかけ離れたものである。これは議会にも同じことが言えます。議会基本条例というのは、やはり、市民の納得の得られるような市政を実現するために力を尽くしていかなくてはなりません。ですから、その一環として自分たちが議決したものの責任が問われてきているわけですね。議会カフェというのもやったりします。しかし、それでよく言われるのは、決まった後やったからじゃ遅いじゃないかと。これは随分いろいろなところで言われてまいりました。ですから、こういう比較をするのはあまり好きではないんですけれど、白井前市長のときには、重要な案件のときには自ら地域に出向いて地域懇談会をされて、そこで市民の意見を聞いて、その上で施策の反映をされていたと思います。代表的なのが火葬場の位置の問題でした。火葬場をどこにするか、いろいろなところを回られて、そして地域の皆さんから宇部に造られるのはどうしても我慢できないという声が多数寄せられた結果、白井市長は、宇部に造る、一緒に造るというのは断念をされた。そして地域の皆さんからの声に従って市内に造っていくという決断をされたんですけど、やはりそういった以前の市政ではあった地域の住民の皆さんの意見を大事にする、そういったことが今の市政には欠けているのではないのかと思わざるを得ません。もう1回執行部にお聞きしますが、400人に出した案内というので十分だと考えておられるのでしょうか。

奥良秀委員長　ちょっとすみませんね、山田委員。議会カフェと委員会はまず一緒にしないようにしていただきたいんですがよろしいでしょうか。(発言する者あり)　そういうふうな言葉がありましたので、ここで議会カフェのことがどうこうって。ここは今、民生福祉常任委員会をやっており

ますので、関係ないことはしゃべらないように。関係ないと私は思っておりますので、民生福祉常任委員会として、今、廃止条例の制定についての質疑を行っておりますので、議会カフェでの発言をここでどうこう言われるのもちょっと私も心外だと思います。

山田伸幸委員 心外というのはおかしな話ですね。やはり私たちは議会人としていろいろなところでいろいろな市民の声を聞いているわけですね。それは一つの参考として、やはりきちんと捉え直すべきだろうと思います。それをそういうふうと言われること自体がやはり、私の発言の制限をしているんじゃないかと思えないんですよ。そうではなくてやはり、そういった例を挙げてやっているわけで、ぜひともそういった多くの市民の声を生かすということがとっても大切なんだということを私は言っているわけですから、それをぜひ執行部の皆さんにも分かっていたきたい。非常に限られた人だけ、先ほど言った質問を繰り返しますが、四百数十人の案内で、十分責任を果たしたと考えておられるんでしょうか。

古川副市長 まず私も児童館を造るときには財政担当として予算のヒアリング等々した流れがございまして、当時のことは知っておるということを申したわけがございまして。そうすると、四百数十名に案内をした。これはすごくリーズナブルといいますか、的を射ていると思っております。一応、利用者の方がいかにどのように考えていらっしゃるかということを出出するために四百何人出した。私はその選択は間違いないというふうに思っております。それと今回このような形で、利用者の方の意見をお聞きしたのは、令和4年12月に小野田児童館の廃止条例を出したときにこのような説明会をしてなかったもので、そのときにちゃんと意見を聞くようにという委員会からの指摘もございました。その辺りのことを踏まえる中で、担当課また担当部長は全部を回ったということでございまして、ちゃんと利用者関係者の意見は聞いたと考えるところでございます。それと、あくまでも申しますが、やはり議会制民主主義でございまして、やはり一番議論をして理解をしていただくのは議会でござい

ます。これが二元代表制の一翼を担っておるということでもあると思いますので、議会での審査を私どもは第一義と考えておりますので申し添えます。

奥良秀委員長 長時間になっておりますので5分ほど休憩に入りたいと思います。再開を18時30分から再開したいと思います。それでは休憩に入ります。

---

午後6時25分 休憩

---

---

午後6時30分 再開

---

奥良秀委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。山陽小野田市児童館条例を廃止する条例の制定について、質疑を求めています。そのほかに質疑はありますか。

山田伸幸委員 今回は廃止条例ということで、これを廃止してしまうと後戻りはできないということですが、私の認識は違っているのでしょうか。

古川副市長 児童館という形式的なものはなくなりますが、そこでやっておった、内容は継続できると考えております。

山田伸幸委員 私が聞いたことに答えてください。私が聞いたのは、後戻りができるかと言ったんです。廃止した後またその廃止を取り消したりあるいは新たにもう一度、条例を通してつくることができるのかと聞いたんですよ。

古川副市長 児童館を廃止したらその廃止条例が復活することはありません。

山田伸幸委員 要するに山陽小野田市はもう児童館とは縁を切るということで

すよね。児童館条例を切るという考えでよろしいですね。

古川副市長 児童館条例はなくなりますが、児童館でやってきた精神はずっと生き続けるということでございます。

山田伸幸委員 ずっと生き続けるその保証は何でしょうか。

尾山福祉部長 これも今までの説明と重なりますが、資料を見ていただいでよろしいでしょうか。児童館ができたときの成り立ちというのは先ほど聞かせていただいて、そのときのニーズに非常に必要だったものだと感じております。ただ、この児童館の事業を見ていただいても、この表の1番右です。例えばスマイルキッズだとか、地域交流センターのスタディールームだとか談話室だとか、恐らく児童館ができた当時にはなかったものばかりです。それに加えて、今スマイルキッズにこども家庭センターもできていて、相談体制というのは充実させております。また、RMOが始まってからは、地域によっては子供部会、子育て部会というようなものが、様々な居場所をつくっていただいております。このように、児童館というものがなくなっても児童館が担ってきた機能というのは、このような形で続いていくものではないかと考えております。

山田伸幸委員 それは児童館があってこそそのことだと思います。やはり地域の子供のとりでとして児童館があってこそいろいろな事業が生きてくる。そこでやられることに意義があると。ここにスマイルキッズだとか、子育て支援センター、地域子育て支援センターとかと言われますけれど、例えば、スマイルキッズまでは、本山とか山陽地区からは非常に遠いじゃないですか。そういった人たちがわざわざそのために行かなくちゃいけない。今だったら地域の児童館で裾野指導を受けたり、いろいろな話を聞いたり、経験も身近なところで行ける。それをわざわざスマイルキッズまで行かなくちゃいけない。それはやはり大きな要諦の変更にすぎません。やはり、後付けでいろいろ理屈をこねて、代替措置すると

言われますけど、それは執行部が考えられたもので、地域の皆さんがそのようには考えておられないように感じます。特にRMOのことを出されましたけど、これはなかなか思ったように進んでいないです。確かに形としてはつくられましたけど、それがうまく機能していないところの多いという実態も見ると、そのようなことは起きていない。本当に理想的な地域運営協議会づくりはなかなか進んでいないというのが今の実態です。それも承知の上で今のことを言われたのかどうなのか、その点はいかがでしょう。

尾山福祉部長 最初にRMOのくだりでございますが、地域によって差があるというようなことは私どもも存じ上げております。ただ、説明会に回る中でも、やはり地域によっては、RMOで今このような活動をしているのでうまく具合に組み込めればよいのではないかとというような御意見も頂いておりますし、先日、総合教育会議においても、この方針、考え方についてお話ししたところ、やはり委員からも今進んでいるRMOの活動などと話し合いながら進めていくとよりよいものができるのではないかと考えているという御意見を頂いているのも事実でございます。

山田伸幸委員 それはうまくいった例の話ですよ。地域によってはRMOが全く機能していない地域もあるわけですよ。児童館がありながらね。そういった地域では、地域の子供たちのいろいろな事業というのは、児童館でしかできていない。それを例えば、地域交流センターで子供たちの事業をしようとしたら、ある部屋をあてがわれて、その部屋の中ではとても正視できないようなことも行われていたとお聞きしました。やはり指導員がそこにきちんと座って、いろいろな事業を子供たちのために進めていく、そういった人員が共にあってこそ、こういうクラブの生きた形として地域に根づいていくんではないかなと思います。廃止ありきでされてしまうとそういった地域での実態とかけ離れたような話になってしまうという恐れを今の話でますます思いました。私の見ているその地域の実態とは全然違っているというふうに言わざるを得ないんですが、

全部の地域のことを御存じで言われているのでしょうか。

古川副市長 部長がRMOのことを申しましたが、これは右から左というのではなくて、RMOは昨年の11月30日に発足いたしまして、まだ1年もたっておりません。まだまだ発展途上の緒に就いたばかりでございます。一部のRMOの中では、子育ての関係、児童、保育関係の部会をつくったということも聞いたこともございます。今後、そういうような流れで地域で子供を育てるといような流れが出てくるということを踏まえて部長は申したことでございまして、児童館というのはやはり山陽地区とのバランスというのを私は必要であるということを経験の中で、今回は廃止をして、今、部長、次長が言ったような形での流れに持っていくのがベターだと考えております。

前田浩司委員 一言、私も地域の実情でお話をさせてほしいんですけども、今現在、一番子供に優しく、子育てに優しい地域って埴生じゃないかなと思っております。やはり、ここには児童クラブもあれば、当然今の放課後子供教室もあります。見てて本当に子供たちが楽しみにしてるのはつくづく感じております。私が議員になったときに、小野田と山陽の違いは何なんだろうかなと思った時期がありました。まさにここなんです。児童館は、小野田にはあるけど、山陽側にはないとかね。何でこんな食い違いがあるのかなっていうことを、今回のこの議案は全てやはり統一性を持たせるという意味合いかなと私は感じております。前段で申し上げたとおり、埴生については、本当に児童クラブと放課後子ども教室、特に放課後子ども教室は、地域の御年配の方が、子育てといつか、自分の子供のように、いろいろなカリキュラムを組んで子供を楽しませようとしている。中には、難しい部分もありますけれども、本当に年配の方が、子供がどうやったら喜んでくれるんだろうかなという本当にそういう姿を見たときには、これはやはり小野田地域にもこういう方向づけは、あってしかるべきではないかなと思います。もう1点は、箱物がどうこうっていうことではなくて、まずこういった機能をやはり小野田側にもも

たそうという議案ではないかなというふうには思っております。あと、執行部の方につきましては、各地域にやはり行かれて見て、1番優れた植生のこういった内容をもっともっと発信していただいて、もっと、そのよさを地域に行って伝えていただきたいというふうに思って、私は、今回のこの議案についてはいい方向に向いていくのではないかなと感じております。

奥良秀委員長 質疑をお願いしておりますので、今のは……もう一度ですね。  
前田委員。

前田浩司委員 地域に行って植生の地域の実情を絵姿に変えたものを再度地域の方々に説明する機会を設けていただくことは可能でしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 委員からありました放課後子ども教室、昨年度、私も3か所回って実情を見させていただきました。委員からありましたとおり、地域の方、高齢者の方や、いろいろな方が楽しそうに子供たちと一緒に教室をされている姿を見て、参加者の多様性、交流の場がとして、うまく行われており、とてもいい事業だと感じております。今後それをどういうふうに小野田側にも伝えていくかということですが、今後検討していく中でいろいろなことが決定してくると思います。それを説明させていただく場で、放課後子ども教室は、こういった内容で、山陽側でやってる事業を全市的に展開していきますよというようなお話ができるように、教育委員会とも協議を重ねながら進めてまいりたいと思っております。

中岡英二委員 私も先ほどちょっと言ったんですが、児童クラブの機能と児童館クラブの機能が、新たに放課後子ども教室事業という形によくなっていくというイメージが湧きました。一つ、これからの方向性というのを、もう少し市民の方に、確かに資料は全戸に配られたということなんですが、これからやはりこの委員会の中でしっかりと話をして、私らはやは

り市民の代表ですから、児童クラブが変わるということで御相談があり、2か月前に子育て支援課に相談に行きました。そういう資料を400枚配られたということなのですが、やはり理解できない方もおりますので、もう一度違った形で市民に発信されたらいいんじゃないかなと思います。分からないことがあれば、私らが地元の人に理解していただくような働きかけも必要だと思うし、今日の委員会を見ましたら、やはりいい方向に行ってほしいし、また児童クラブの機能としてもっとよくなってもらいたいという思いはあります。これは変わってからやっていきたいと思うんですけど、もっともっと改善して、よくなって行ってほしいという思いはあります。市民の方に対して、この条例を廃止してどういったところがよくなるのか、こういう辺がよくなるよということを二つ三つ伝えていただければと思います。

尾山福祉部長 まず、放課後子ども教室をベースとした事業に組み替えることで、先ほど埴生の例を出されましたように、地域性のあるプログラムとか地域の多世代交流とか、こういう仕組みをつくることで、地域の子供は地域で育てる、地域づくり、まちづくりにつながっていくということを期待している、こういうメリットを生み出したいということが1点です。それと廃止に絡めて申しますと、最初から申し上げておりますように、児童館クラブの建物を全て児童クラブで使用できることで、児童クラブの対象年齢を拡大することが可能になる。この2点が大きなものだと考えております。

奥良秀委員長 デメリットは何かあるんでしょうか。

尾山福祉部長 デメリットをメリットに変えていくようにしていきたいと考えております。

中岡英二委員 2点ほど執行部のほうから御説明がありましたけど、そういうメリットの面をしっかりと市民に伝えて行ってほしいと思います。



いわけですから、そこはしっかり、できたら一度皆で見に行くのが、議案審査をするときの丁寧な審査の一つであると考えております。

奥良秀委員長 各地域のことについては各委員がいろいろなところで見聞きはされてると思っておりますし、仮想でいろいろなことをこの場で話されているとは思っておりません。だから、先ほど前田委員に対して「○○○」と言われたことに対しては、どうかなと思います。また、ここは今、自由討議の場ではなくて、議案審査の場になっておりますので、そこも十分考えられた発言をお願いしたいと思います。山田委員が言われたのは、もう一度ちょっと、端的に分かりやすく質疑を執行部のほうをお願いしたいと思います。最初の部分で、要は前田委員がどうたらこうたらっていう話が長過ぎて質疑の部分が明瞭に分かりませんので、質疑をよろしくをお願いします。

山田伸幸委員 先ほど尾山部長が、デメリットはメリットに変えていくと言われましたので、そのデメリットとは何ですか。

尾山福祉部長 デメリットとして思いつくものは、現在の児童館クラブを利用されている方は、やはり慣れ親しんだ場所で慣れたクラブを利用している、この形態が変わるということは、一時的にデメリットになる可能性はあるかと思っております。ただ、やはり物事が変わるときというのは誰も不安に思うということとか、先に行く前にこれがよかったというような感情というのは抱きやすいものですので、新しいものに移行していったときに、これでよかったと思っただけのような制度設計をしていきたいと考えております。

奥良秀委員長 資料には、今後、社会教育課と打合せしながらよりもよいものをつくっていくということがあるんですが、今後そのようにされていくんでしょうね。

山田伸幸委員 やはり今のこの提案された廃止条例では、せっかくつくり上げられてきた児童館の歴史とか優れた点が失われていくという点では否めないものがありますので、改めてこれをこの条例そのものを考え直していただきたいというふうに思うんですがいかがでしょうか。

古川副市長 上程したとおりで、審査をお願いいたします。

奥良秀委員長 先ほど、山田委員の取消しのことを言いましたが、委員会で確認をしたいと思いますので、山田委員の発言に対して、前田委員に対しての無礼な発言がありました。そこは訂正として取消しをすることに異議はありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）じゃあ、そのようにさせていただきます。

吉永美子副委員長 古豊委員のことも謝罪しますと言われましたよ。そこを取消しはどうされますか。

奥良秀委員長 山田委員に対しまして古豊委員に対しても無礼な発言があったんですが、それも取消しでよろしいでしょうか。（発言する者あり）取消しをする……まずは（発言する者あり）はい、前田委員に対しては言われましたけど、古豊委員に対しては訂正されるつもりはあるでしょうか。

山田伸幸委員 その部分については訂正をお願いします。

奥良秀委員長 山田委員のほうから訂正のお願いがありましたが、皆さんどう（発言する者あり）取消しをしたいという旨のお話がありましたが、そのように計らってもよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで、そのようにさせていただきます。

山田伸幸委員 改めて先ほどこの条例そのものについての態度、上程した廃止

条例の議案を取り下げる気はないかと発言したところ、上程したままでは  
お願いしたいという意見がありました。余りにも今回のこの議案の進め  
方というのが、地域住民の納得、理解を得るという努力が足りていなか  
ったと思います。先ほど言いましたが、400人程度の方、それは小野  
田地域だけですが、これが十分なものであるのかどうなのか、改めてお  
伺いします。

古川副市長 先ほどから再三申し上げておりますが、必要な方には文書を差し  
上げて、ちゃんと説明はさせていただいたというふうに考えております。

山田伸幸委員 必要な方と言われた中に私は含まれておりませんでした。やは  
り地域での説明会が不十分で、とてもそれをやり尽くした上での議案提  
案ではなかったと思わざるを得ないんですが、改めてこの問題を地域住  
民にお知らせをするという考えはお持ちじゃないでしょうか。

尾山福祉部長 議決を頂いた後に、また丁寧に説明をしてまいりたいと考えて  
おります。

山田伸幸委員 議決を得た上では後戻りできないというのは先ほど古川副市長  
が答弁されたとおりですので、それでは遅きに失します。やはり、多く  
の皆さんに説明し、賛同を得るということがまずもって大事であります  
ので、そのことを徹底するということが自治基本条例の精神にも合致し  
ますので、それを議決の後では自治基本条例にの精神には反するものだ  
というふうに思うんですが、自治基本条例はそうではないという意見な  
んでしょうか。

古川副市長 この件につきましても再三申し上げましたが、ちゃんと関係者に  
は説明をして、その考えを得た中で、二元代表制の一翼を担う議会、こ  
れは間接民主主義の最たるものでございます。議会の議員に説明し、議  
会の議決を得ることが第一義だと考えておりまして、そこで通っ

て通ったのが、議決機関はもう議会でございますので、通していただけたなら、内容について、地域に出向いてまた説明をさせていただくということでございます。それ以上もそれ以下もございません。

吉永美子副委員長 もう質疑がずっと堂々巡りしてる感じがしますので、そろそろ質疑を打ち切ったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

奥良秀委員長 ただいま副委員長のほうから、議論がもう停滞してる、もうこのまま止まってるということなので、そのような動議がありました、質疑終了の採決に入ってもよろしいでしょうか。異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）（「異議なし」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 賛成多数ということで、質疑を打ち切りたいと思います。それでは討論に入りたいと思います。討論はありますか。

山田伸幸委員 この問題で、私はあらゆる努力を尽くして、今まで関係のあった方にもお話をお聞きし、そしてこれまで地域のために努力をされた方の御意見も伺ってまいりました。これは本山地区でも赤崎地区でも須恵地区でも行ってきた結果、そしてどこでも言われてるのは、児童館を守ってほしいという御意見でした。先ほど来、社会教育課が行ってきている放課後子ども教室のことをさんざん言われておりますが、そういった内容は、これまでに既に児童館のほうでやられていることを、別の場でやられているにしかすぎません。そういった地域でやられていることの努力が、残念ながらこの議会の中で実際にそれを参考にするということができなかったのは非常に残念であり、そういったこともきちんとした上で、委員会に臨むべきであった。そういったことができなかったというのは、委員会としての非常に残念な点であったというふうに思います

し、この条例そのものが、まだまだ多くの市民の理解を得ていない、自治基本条例の精神にも反したままである、そして議会の任務としても、やはり多くの市民、住民、そして利用者、そういった方々の意見を参考にして、この場に臨むべきであったというふうに考えております。ですから、この議案は、まだまだ、審議未了であって、これをここで採決すること自体、問題でありますし、この内容には到底受け入れられるようなものではないと思います。

奥良秀委員長 で、どうされるんでしょうか。

山田伸幸委員 ですから、もうこの場で採決するのはやめていただきたいというふうに思います。採決すべきではないというふうに考えます。

奥良秀委員長 討論に入ってますので、賛成か反対の意思表示をお願いいたします。

山田伸幸委員 ですから、ここでは採決すべきではないという意見を言ってるわけです。

奥良秀委員長 だから、意見であって討論ではないということによろしいですか。（発言する者あり）

山田伸幸委員 十分な議論が尽くされないまま採決をすることについてやはり問題がありますので、この議案そのものには到底賛成できるものではありません。

奥良秀委員長 ということで、賛成か反対かを述べてください。いや、述べられませんということで（「賛成できるものではありません」と呼ぶ者あり）。いや、だから意思表示をお願いします。（発言する者あり）分かりました。その他、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、討論

なしということで、討論を終結したいと思います。それでは採決に入ります。議案第75号山陽小野田市児童館条例の児童館条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

奥良秀委員長 賛成多数ということで、本議案は可決すべきものと決しました。先ほど、山田委員の発言に対しまして、無礼なことがあって、なおかつ取下げということをご皆さんに確認をいたしましたところ、異議なしということで取り下げるようにしました。ただ、その場所がよく分かりませんので、私が責任を持って確認をして、取消しを行いたいと思いますが、委員長に一任していただけますでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 異議はありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 異議なしということでそのようにさせていただきます。それでは以上をもちまして、本日の民生福祉常任委員会の日程は全て終わりましたので、これで委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午後7時 散会

---

令和7年(2025年)8月26日

民生福祉常任委員長 奥 良 秀